



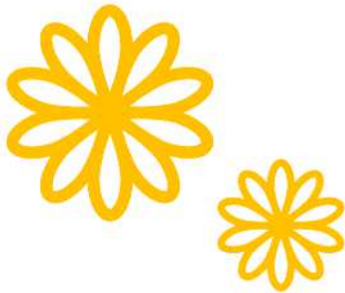
豊田市



こども・若者レポート2026

＜令和7年度事業報告＞

(案)



令和8（2026）年8月

豊田市



目次

第1章 こども・若者を取り巻く現状	1
1. こども・若者に関するデータ	2
第2章 豊田にこにこわくわくプラン（豊田市こども・若者計画）の概要	25
1. 計画の体系	26
2. 計画の期間	27
3. 計画の対象	27
4. 重点プロジェクト	27
5. 計画の推進体制	28
6. 計画の評価方法	29
7. 評価指標及び目指す方向	30
第3章 計画に基づく各取組の実績	33
1. 重点プロジェクトの進捗	34
(1) こどもの権利プロジェクト	34
(2) こどもの居場所プロジェクト	35
(3) 子育て支援デジタル化プロジェクト	36
2. 取組実績	37
取組方針Ⅰ こどもの健やかな成長を支える	37
取組方針Ⅱ 安心して子育てができる環境をつくる	43
取組方針Ⅲ こどもと子育てをみんなで支える	47
第4章 こども・若者に関する取組一覧	49
1. こども・若者に関する取組	50
① 子育て当事者の支援に関する取組	50
② ライフステージ別の取組	55
③ ライフステージを通しての取組（ライフステージ全体及び社会全体に関わること） ..	73
第5章 ユニセフ日本型CFCⅠ 実践自治体としての取組	79
資料編	83
1. 豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（概要版）	84
2. 豊田市子ども条例	126
3. 豊田市子ども規則	135
4. 年齢区分表	142

【用語の定義】

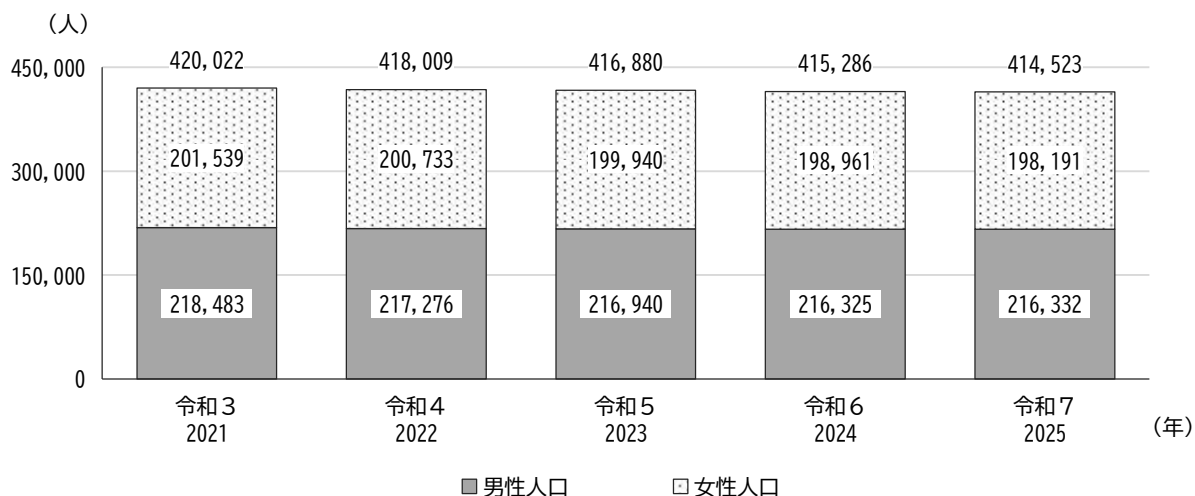
- ・このレポートにおける「こども」とは若者も含みます。
- ・ただし、若者を明確に打ち出したい場合は、「若者」の語を用いています。
- ・法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合については「子ども」の語を用いています。
(例：豊田市子ども条例など)

第1章

こども・若者を取り巻く現状

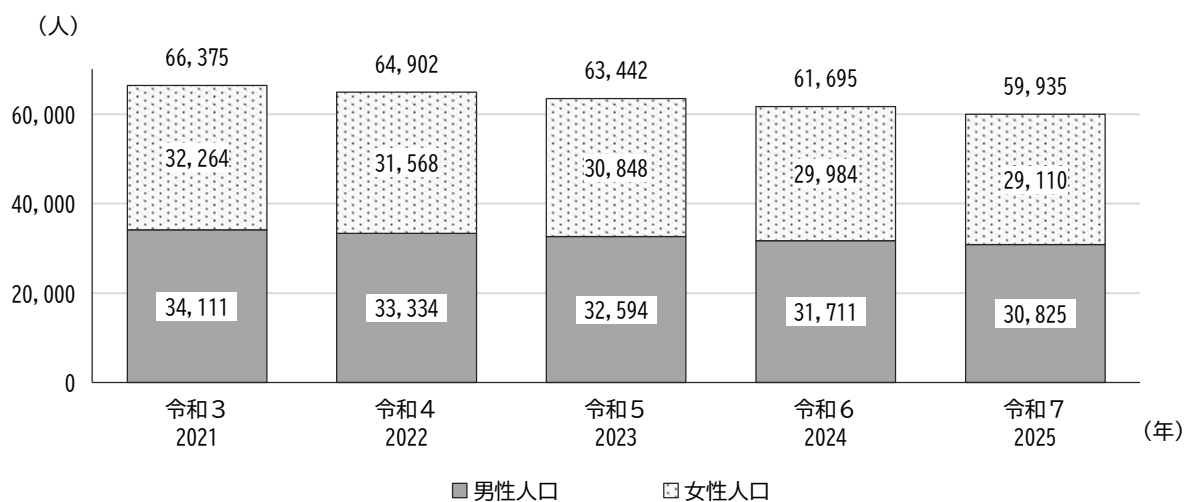
1. こども・若者に関するデータ

1. 総人口



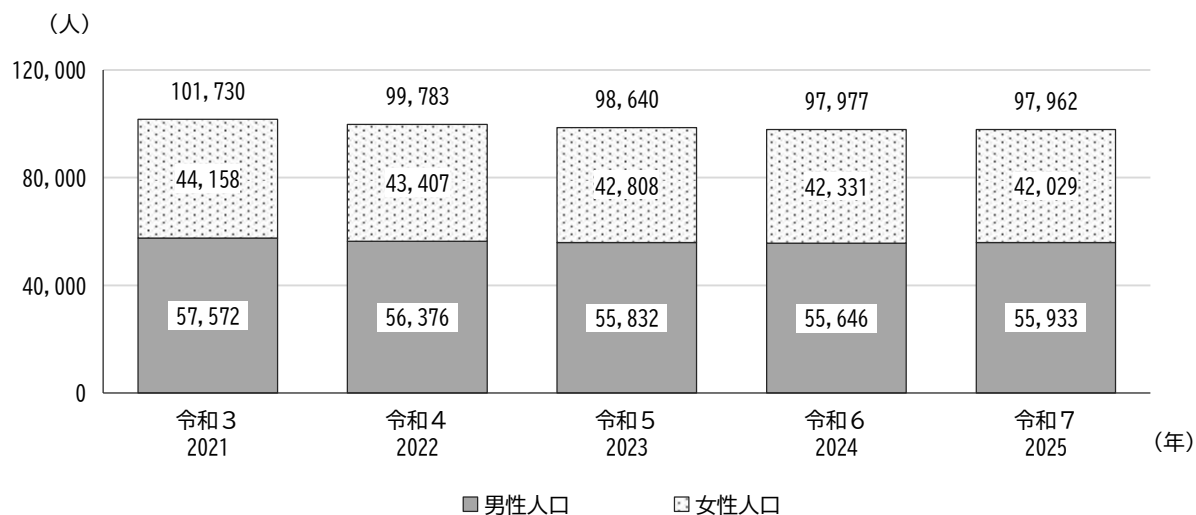
出典：豊田市の人口 詳細データ（各年10月1日時点）

2. 18歳未満人口



出典：豊田市の人口 詳細データ（各年10月1日時点）

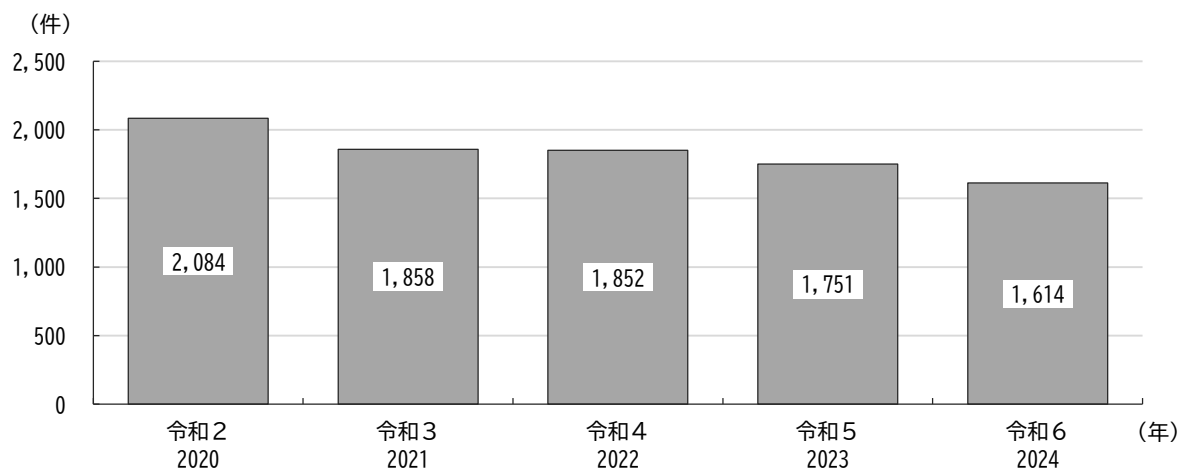
3. 20～39 歳人口



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
20～39 歳人口	101,730	99,783	98,640	97,977	97,962
男性人口	57,572	56,376	55,832	55,646	55,933
女性人口	44,158	43,407	42,808	42,331	42,029

出典：豊田市の人口 詳細データ（各年 10 月 1 日時点）

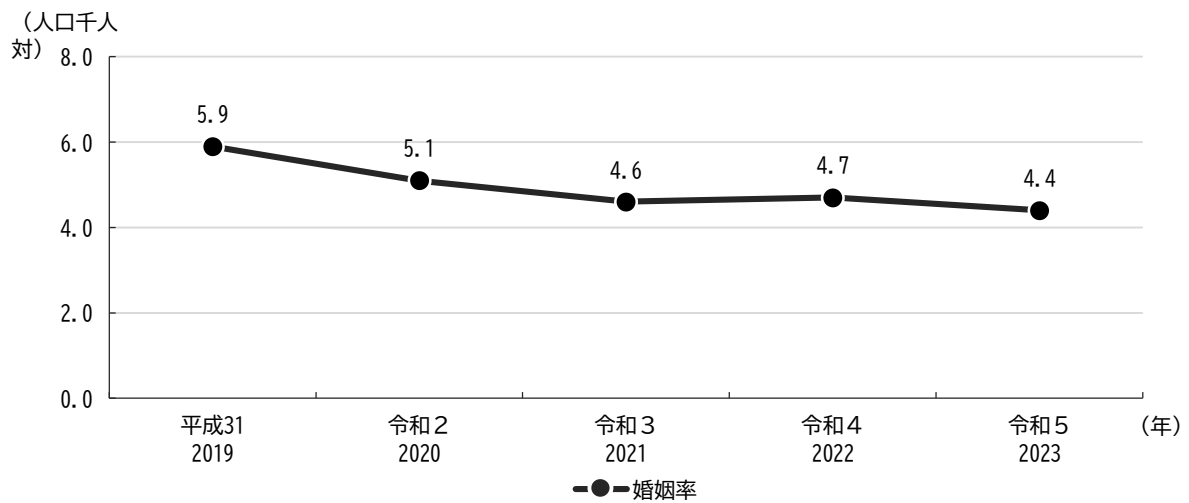
4. 婚姻件数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
婚姻件数	2,084	1,858	1,852	1,751	1,614

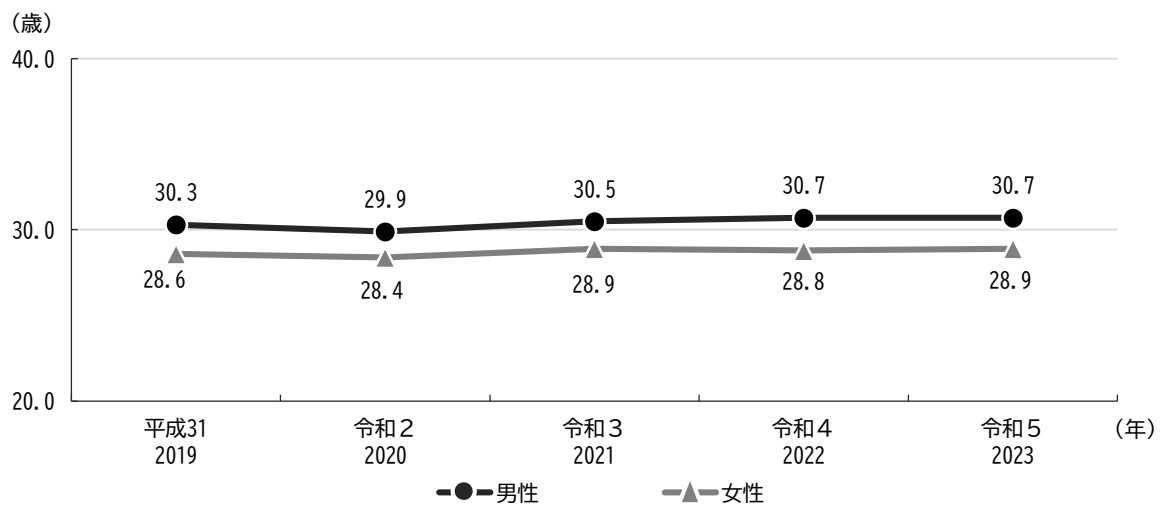
出典：豊田市統計書

5. 婚姻率



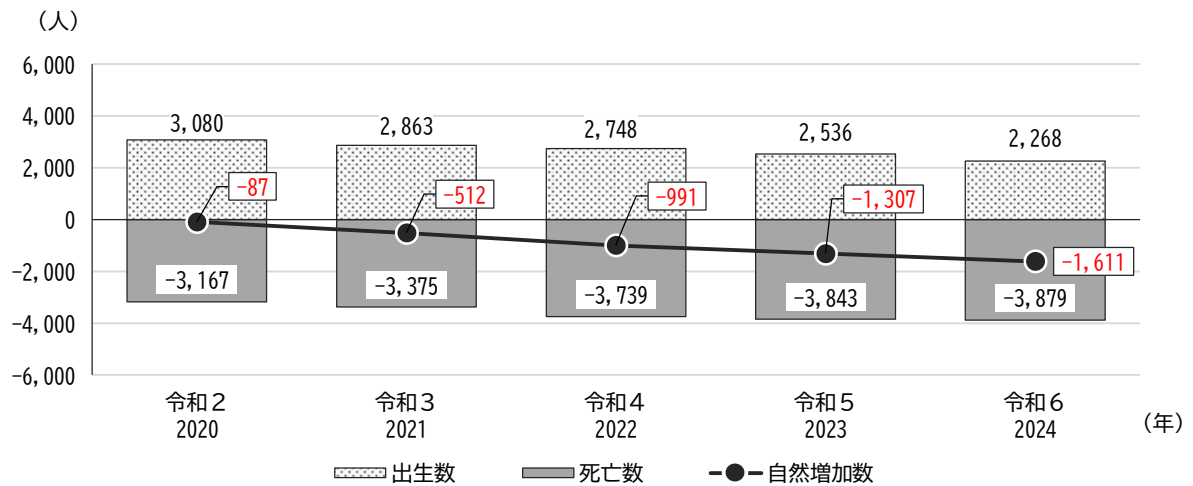
出典：豊田市保健福祉レポート

6. 初婚平均年齢



出典：豊田市保健福祉レポート

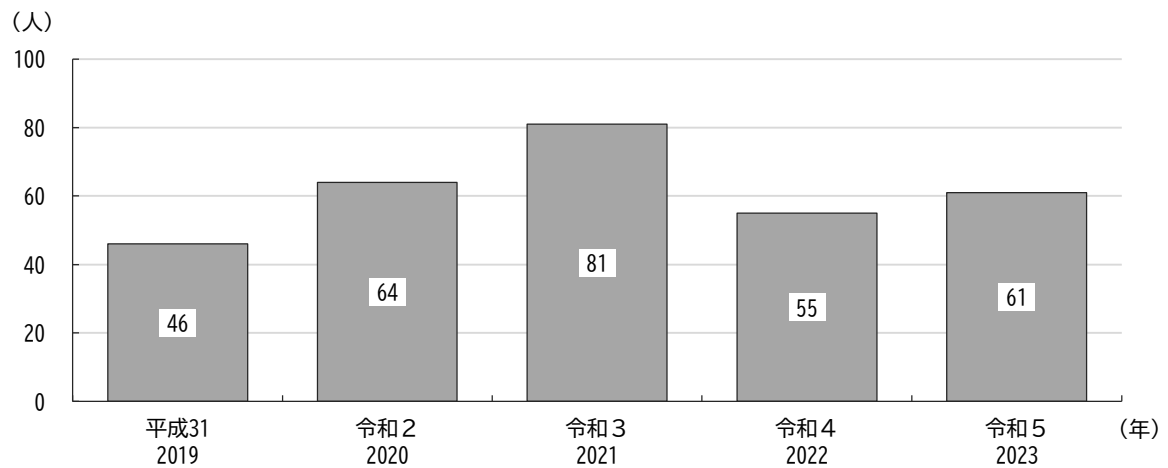
7. 出生・死亡・自然増加数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
自然増加数	-87	-512	-991	-1,307	-1,611
出生数	3,080	2,863	2,748	2,536	2,268
死亡数	-3,167	-3,375	-3,739	-3,843	-3,879

出典：豊田市統計書

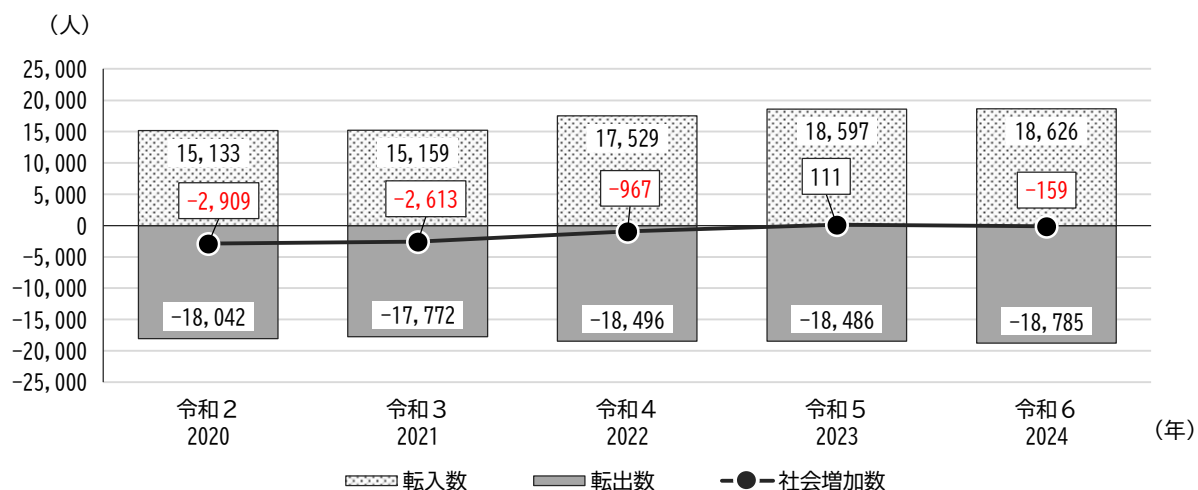
8. 自殺者数



	平成 31 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
自殺者数	46	64	81	55	61

出典：豊田市保健福祉レポート

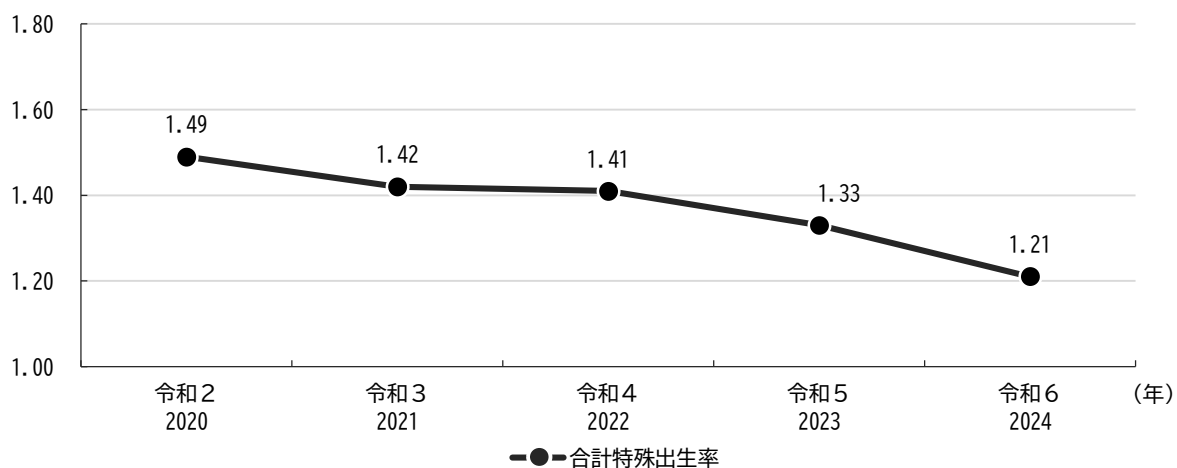
9. 転入・転出・社会増加数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
社会増加数	-2,909	-2,613	-967	111	-159
転入数	15,133	15,159	17,529	18,597	18,626
転出数	-18,042	-17,772	-18,496	-18,486	-18,785

出典：豊田市住民基本台帳

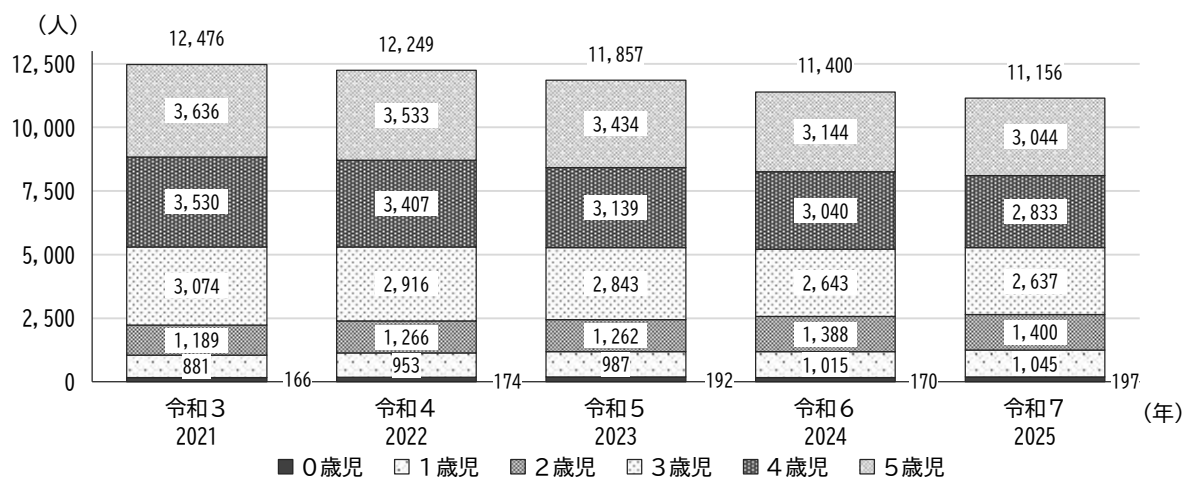
10. 合計特殊出生率



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
合計特殊出生率	1.49	1.42	1.41	1.33	1.21

出典：豊田市保健福祉レポート ほか

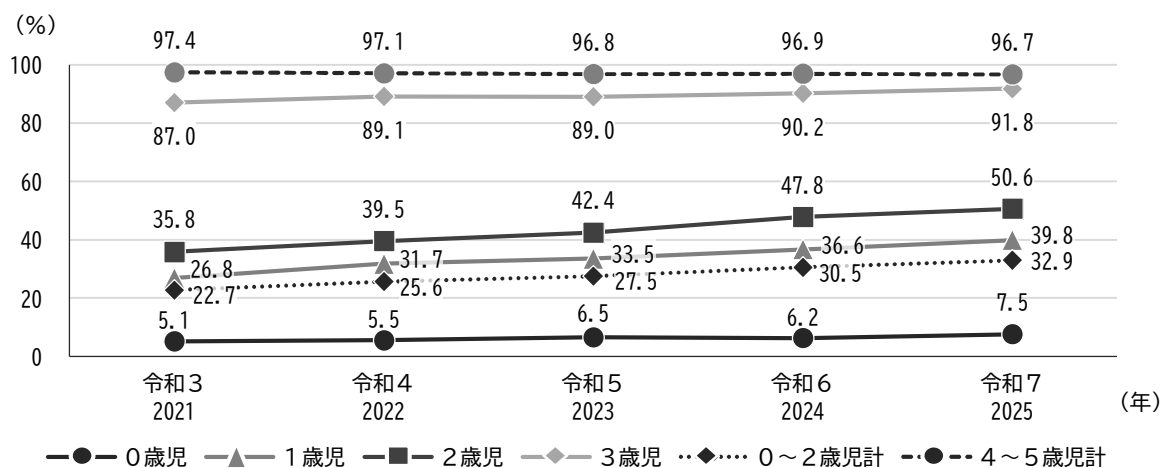
11. こども園等※の園児数



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
こども園等の園児数	12,476	12,249	11,857	11,400	11,156
0歳児	166	174	192	170	197
1歳児	881	953	987	1,015	1,045
2歳児	1,189	1,266	1,262	1,388	1,400
3歳児	3,074	2,916	2,843	2,643	2,637
4歳児	3,530	3,407	3,139	3,040	2,833
5歳児	3,636	3,533	3,434	3,144	3,044

出典：豊田市調査（各年5月1日時点）

12. こども園等の就園率



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
0歳児	5.1	5.5	6.5	6.2	7.5
1歳児	26.8	31.7	33.5	36.6	39.8
2歳児	35.8	39.5	42.4	47.8	50.6
3歳児	87.0	89.1	89.0	90.2	91.8
0～2歳児計	22.7	25.6	27.5	30.5	32.9
4～5歳児計	97.4	97.1	96.8	96.9	96.7

出典：豊田市調査（各年5月1日時点）

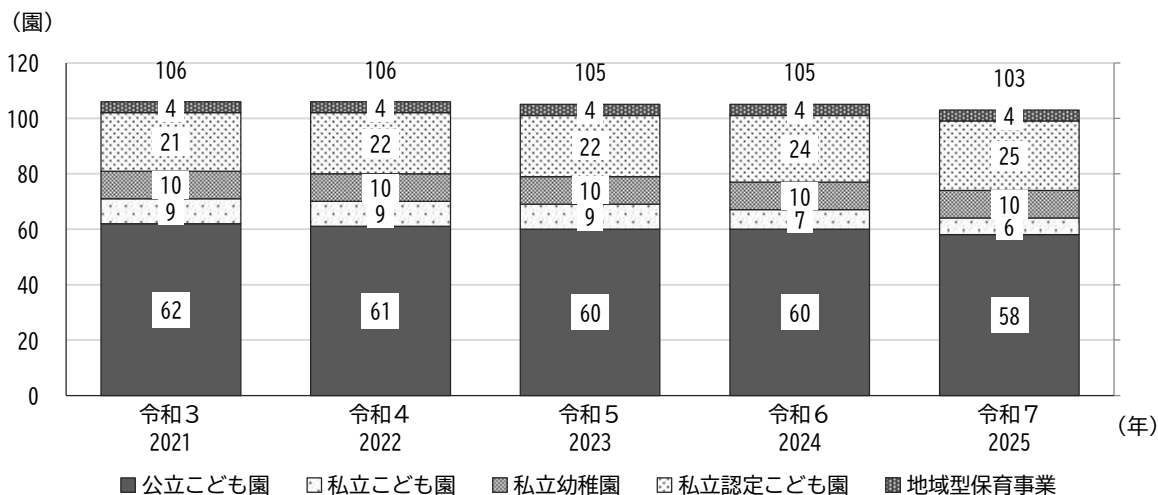
こども園等：豊田市では、公私立保育所と公立幼稚園を「こども園」として一体的に運用しています。「こども園等」とは、こども園、私立幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所のことを指します。

13. こども園等の年度当初待機児童数

	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
年度当初	0	0	0	0	0

出典：豊田市調査

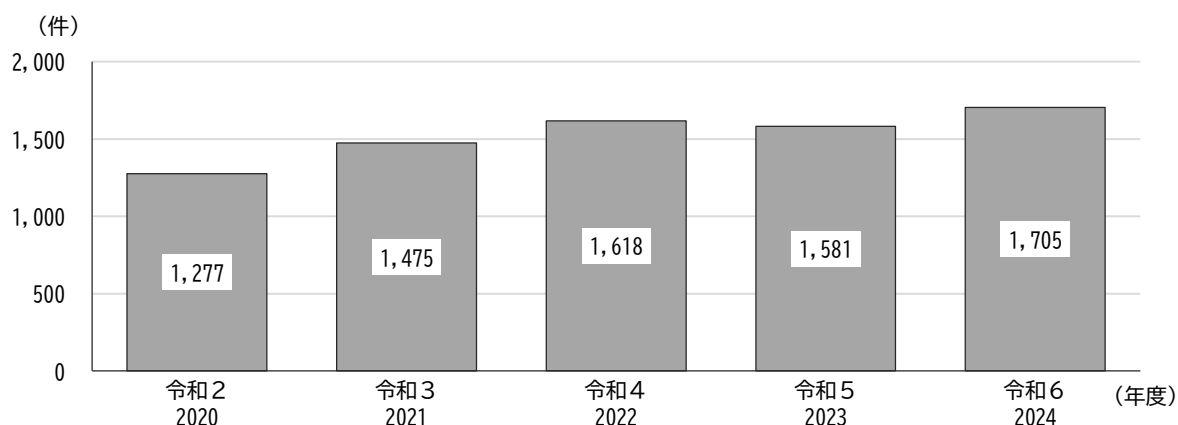
14. こども園等の認可施設数



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
公立こども園	62	61	60	60	58
私立こども園	9	9	9	7	6
私立幼稚園	10	10	10	10	10
私立認定こども園	21	22	22	24	25
地域型保育事業	4	4	4	4	4
合計	106	106	105	105	103

出典：豊田市調査（各年4月1日時点）

15. 子育て支援センター相談件数（延べ数）



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
相談件数	1,277	1,475	1,618	1,581	1,705

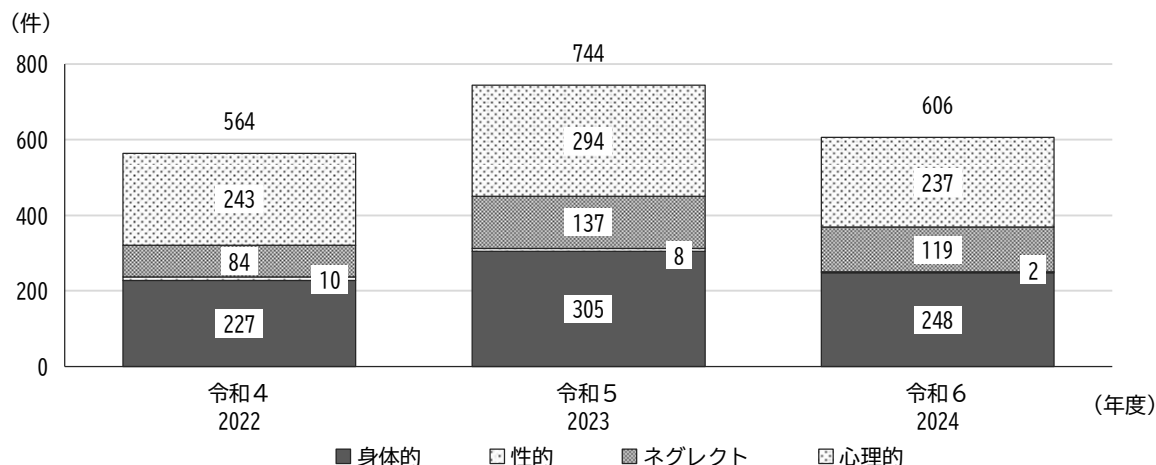
出典：豊田市調査

16. 児童相談受付件数（市受付分）

	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
児童相談受付件数	835	1,005	879

出典：福祉行政報告例

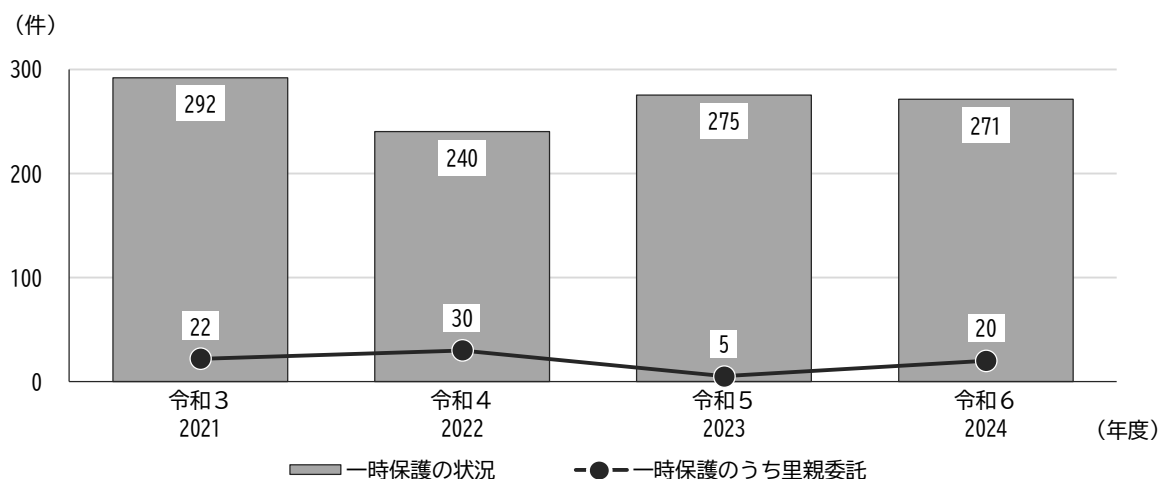
17. 児童虐待相談対応件数（市対応分）



	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
身体的	227	305	248
性的	10	8	2
ネグレクト	84	137	119
心理的	243	294	237
合計	564	744	606

出典：福祉行政報告例

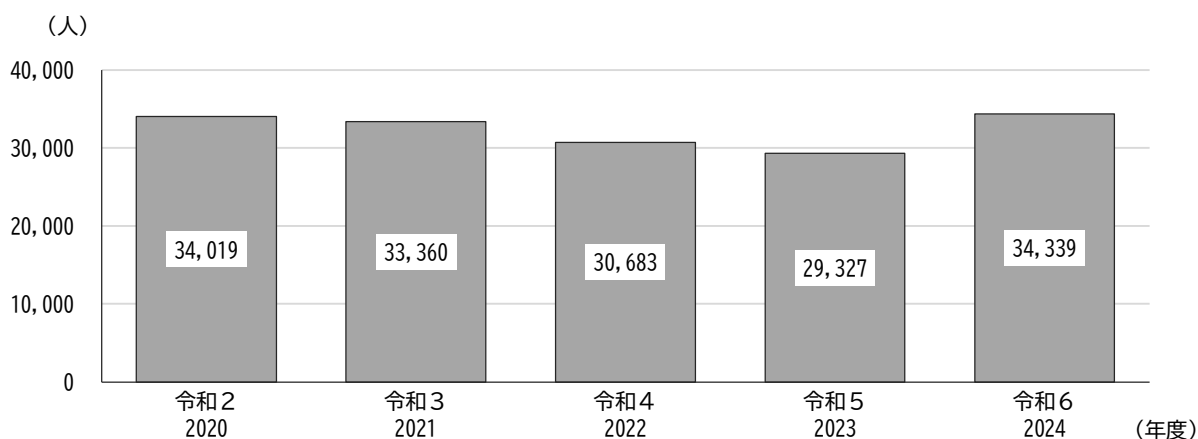
18. 一時保護の状況（豊田加茂児童相談所所管分）



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
一時保護の状況	292	240	275	271
一時保護のうち里親委託	22	30	5	20

出典：愛知県豊田加茂福祉相談センター事業概要

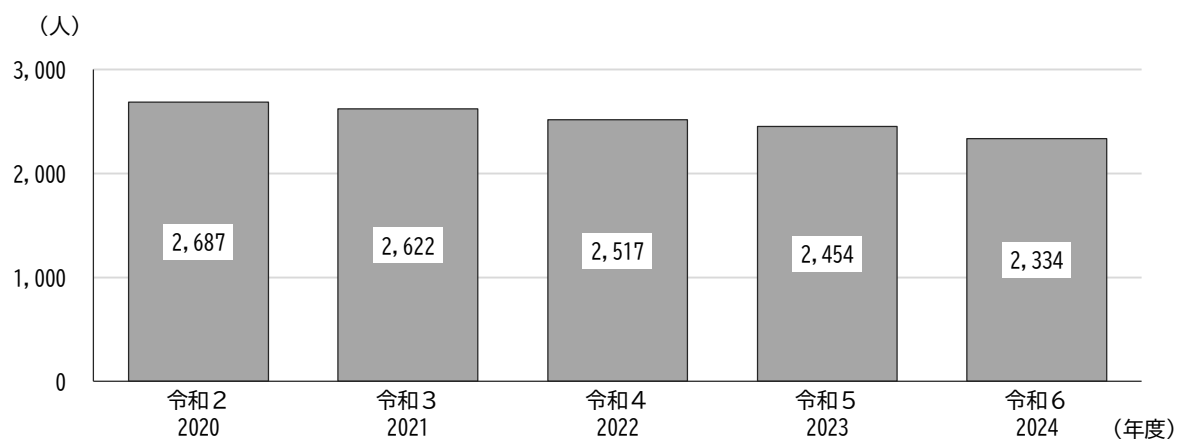
19. 児童手当受給者数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
児童手当受給者数	34,019	33,360	30,683	29,327	34,339

出典：豊田市予算執行実績報告書

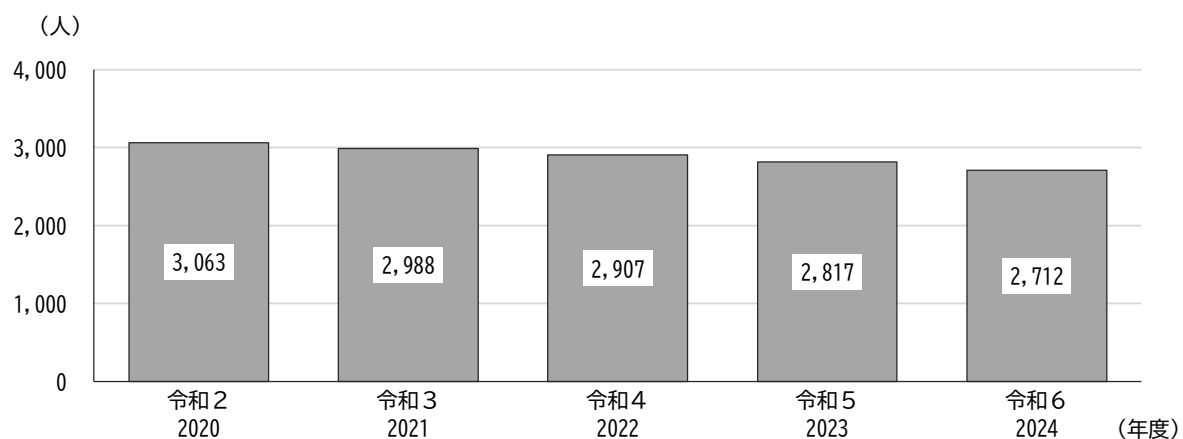
20. 児童扶養手当受給者数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
児童扶養手当受給者数	2,687	2,622	2,517	2,454	2,334

出典：豊田市予算執行実績報告書

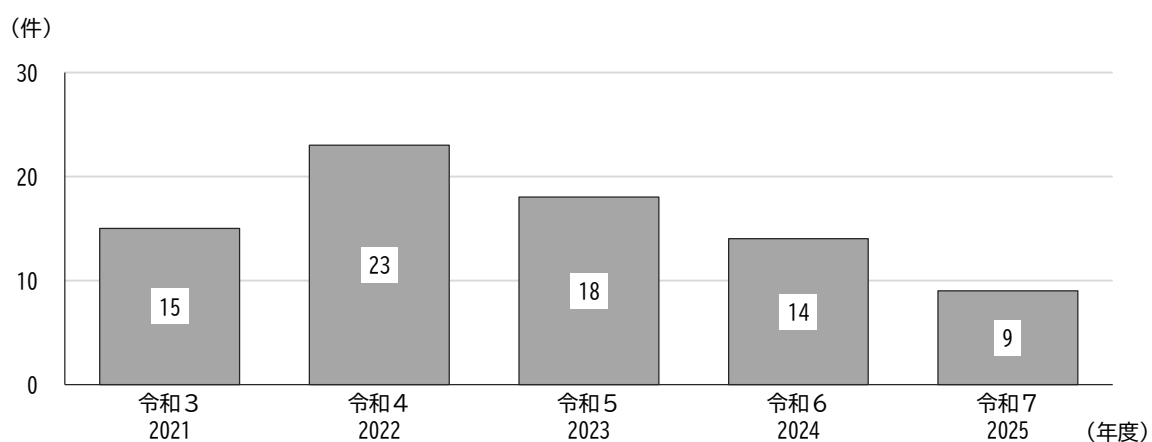
21. 豊田市ひとり親家庭等支援手当の受給者数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
豊田市ひとり親家庭等 支援手当の受給者数	3,063	2,988	2,907	2,817	2,712

出典：豊田市予算執行実績報告書

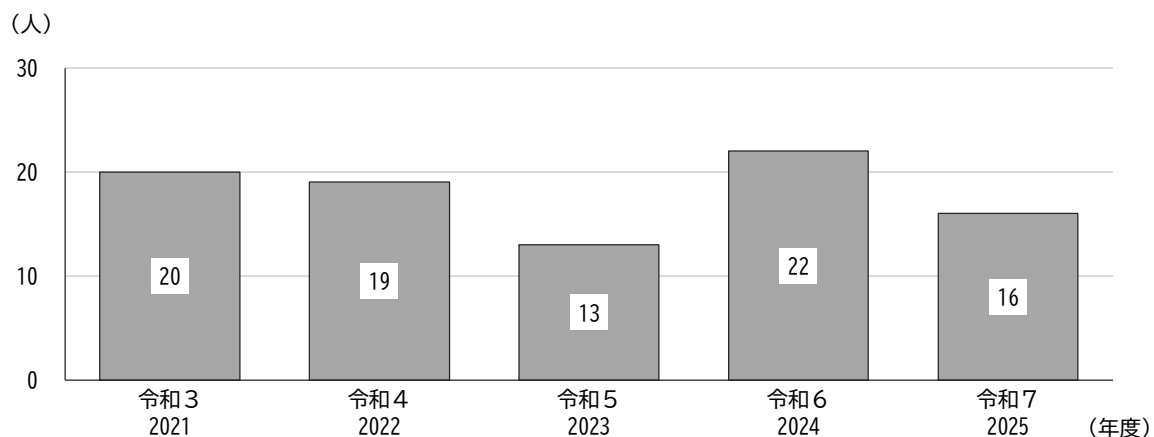
22. 資格取得等給付金の支給件数 (自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等)



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
資格取得等給付金の支給件数	15	23	18	14	9

出典：豊田市調査

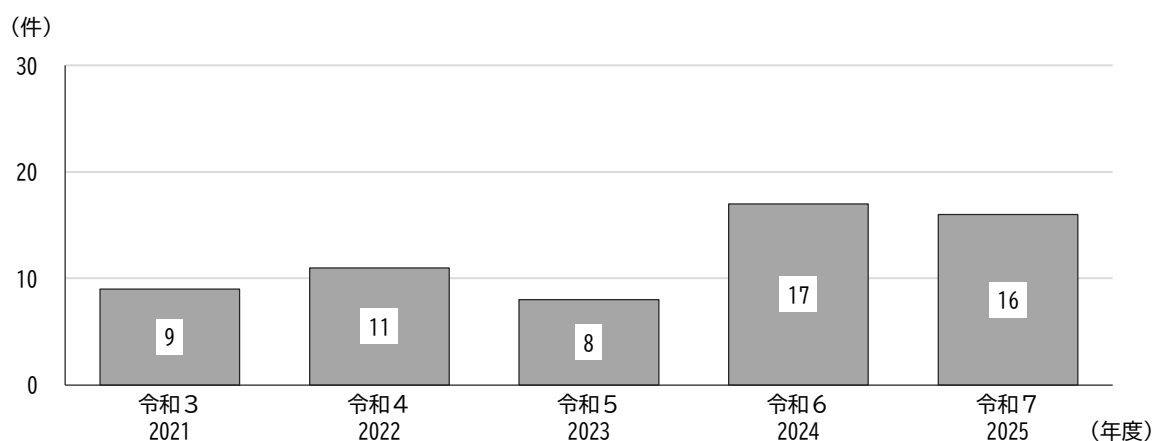
23. 就労支援講習会の受講者数



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
就労支援講習会の受講者数	20	19	13	22	16

出典：豊田市調査

24. 母子父子寡婦福祉資金の貸付件数



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
母子父子寡婦福祉資金の 貸付件数	9	11	8	17	16

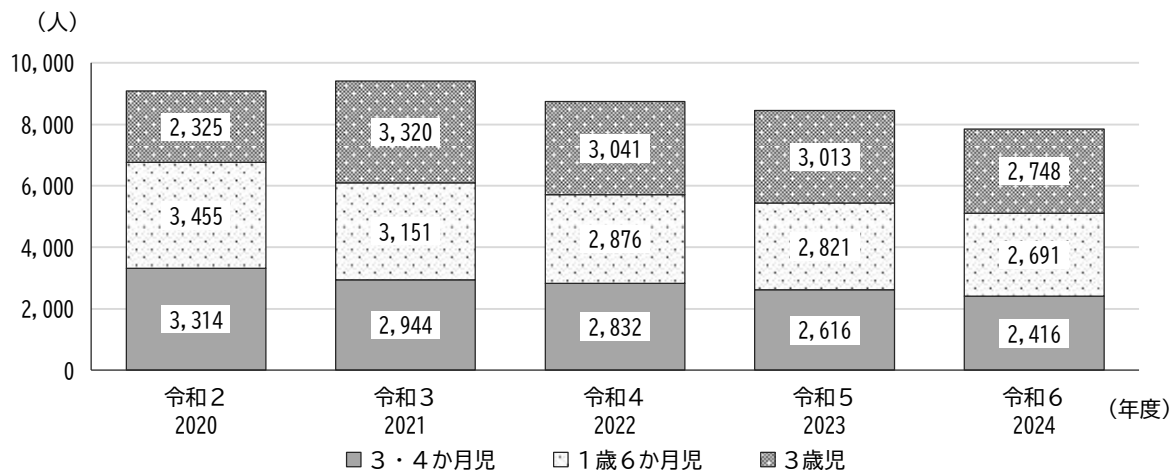
出典：豊田市調査

25. 養育費確保支援事業補助金の交付件数

	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度
養育費確保支援事業補助金の 交付件数	15	30

出典：豊田市調査

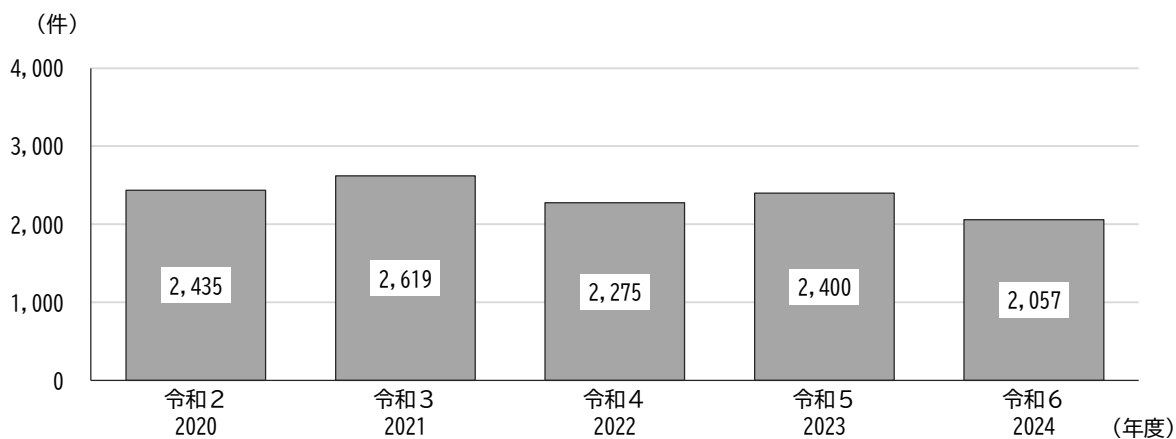
26. 乳幼児健診受診者数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
3・4か月児	3,314	2,944	2,832	2,616	2,416
1歳6か月児	3,455	3,151	2,876	2,821	2,691
3歳児	2,325	3,320	3,041	3,013	2,748

出典：豊田市保健福祉レポート

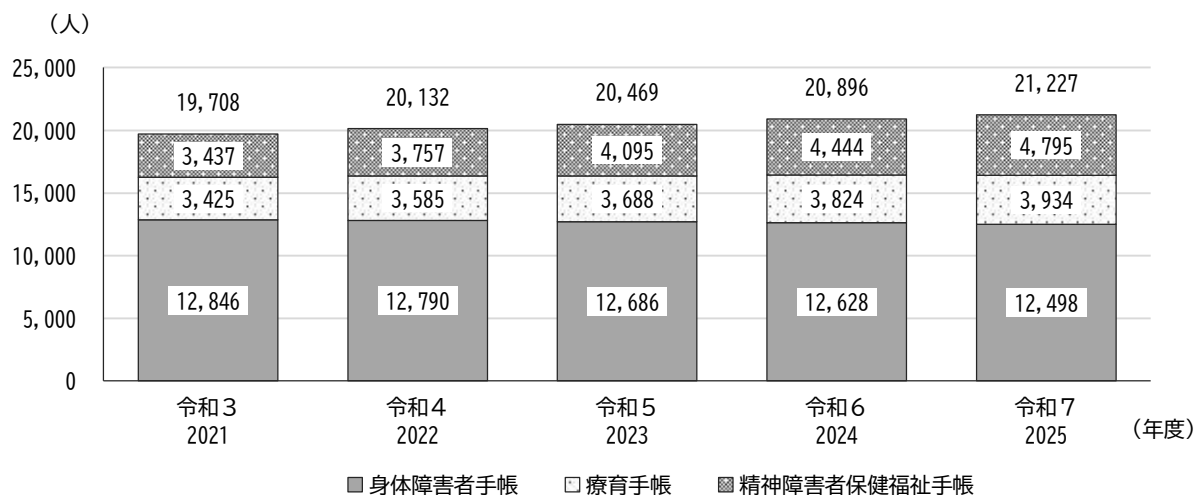
27. 保健師等訪問件数（支援を要する妊産婦、乳幼児等）



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
保健師等訪問件数	2,435	2,619	2,275	2,400	2,057

出典：豊田市調査

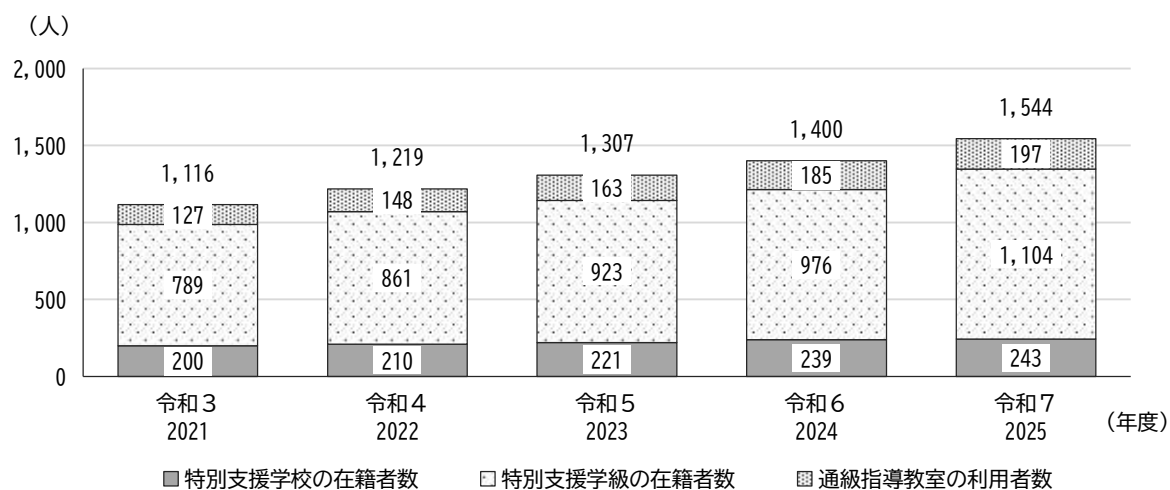
28. 障がい者手帳交付数



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
身体障害者手帳	12,846	12,790	12,686	12,628	12,498
療育手帳	3,425	3,585	3,688	3,824	3,934
精神障害者保健福祉手帳	3,437	3,757	4,095	4,444	4,795
合計	19,708	20,132	20,469	20,896	21,227

出典：豊田市調査（各年4月1日時点）

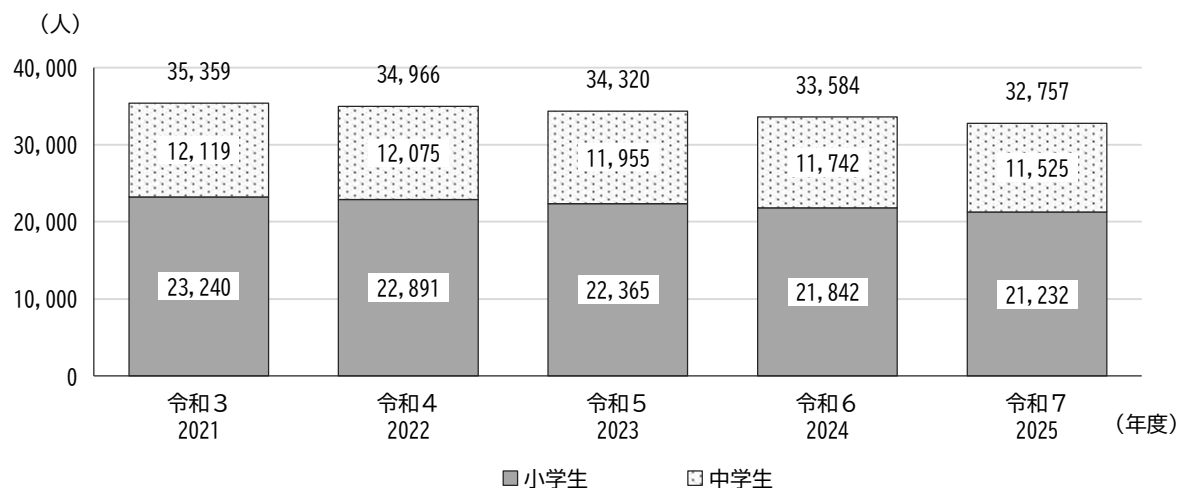
29. 障がいのある児童生徒数



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
特別支援学校の在籍者数	200	210	221	239	243
特別支援学級の在籍者数	789	861	923	976	1,104
通級指導教室の利用者数	127	148	163	185	197
合計	1,116	1,219	1,307	1,400	1,544

出典：特別支援学校在籍児童・生徒数調査/学校基本調査/通級指導教室に係る特別の教育課程及び設置状況調査

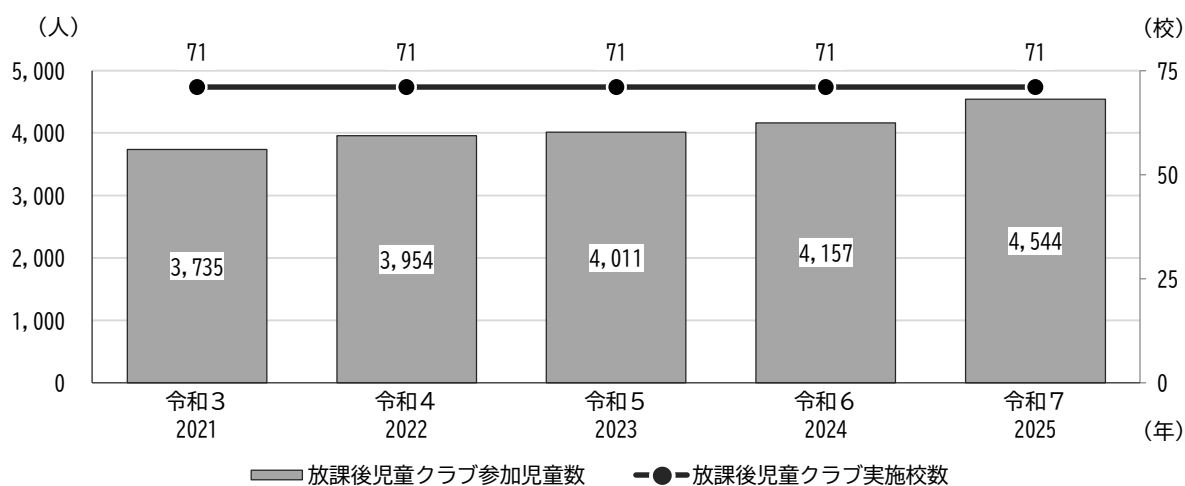
30. 児童生徒数



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
小学生	23,240	22,891	22,365	21,842	21,232
中学生	12,119	12,075	11,955	11,742	11,525
合計	35,359	34,966	34,320	33,584	32,757

出典：学校基本調査（各年5月1日時点）

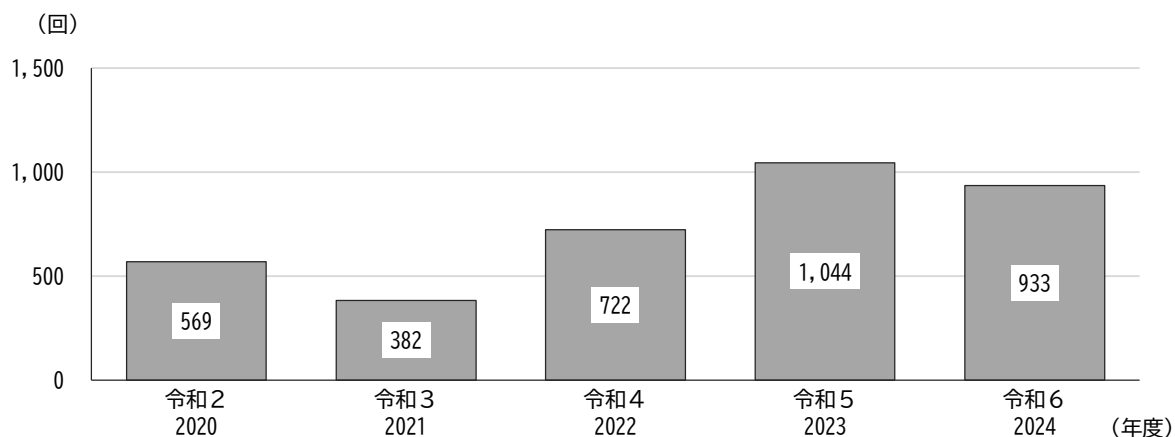
31. 放課後児童クラブ実施校数・参加児童数



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
放課後児童クラブ実施校数	71	71	71	71	71
放課後児童クラブ参加児童数	3,735	3,954	4,011	4,157	4,544

出典：豊田市予算執行実績報告書（各年5月1日時点）

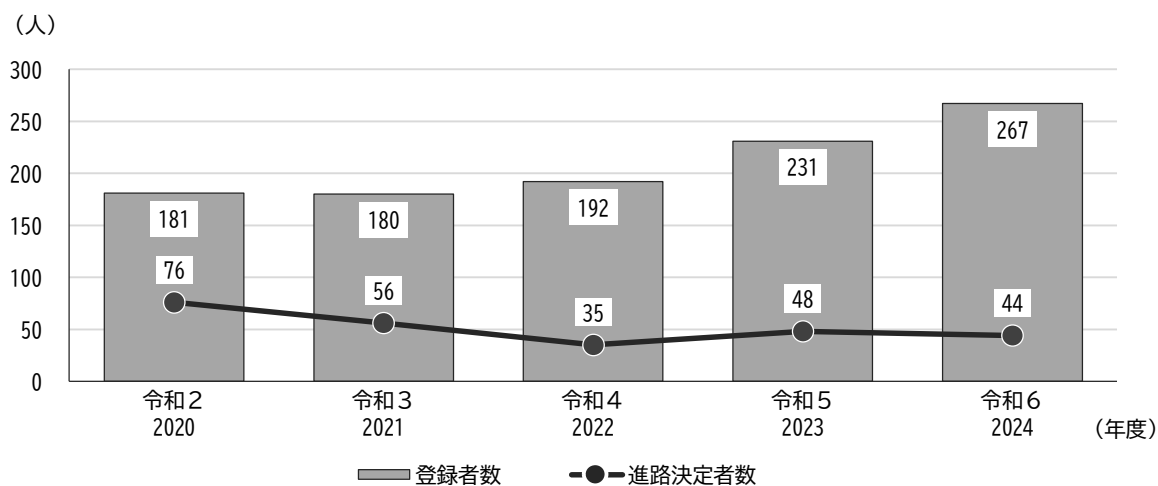
32. とよた子どもの権利相談室（こことよ）相談件数（延べ回数）



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
とよた子どもの権利相談室 相談件数（延べ回数）	569	382	722	1,044	933

出典：豊田市子どもの権利擁護委員・とよた子どもの権利相談室活動報告書

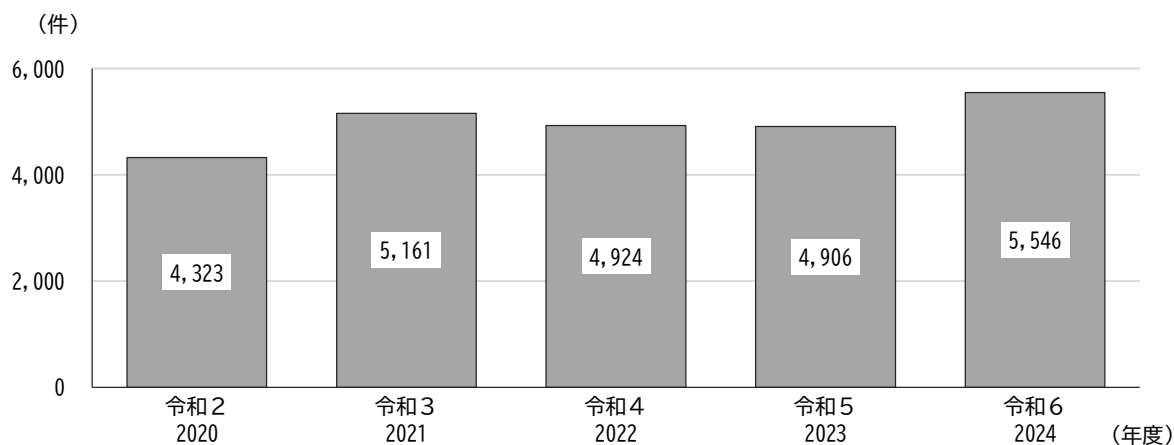
33. 豊田市こども・若者総合相談センター -RePP0（りっぽ）- 登録者数・進路決定者数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
登録者数	181	180	192	231	267
進路決定者数	76	56	35	48	44

出典：豊田市調査

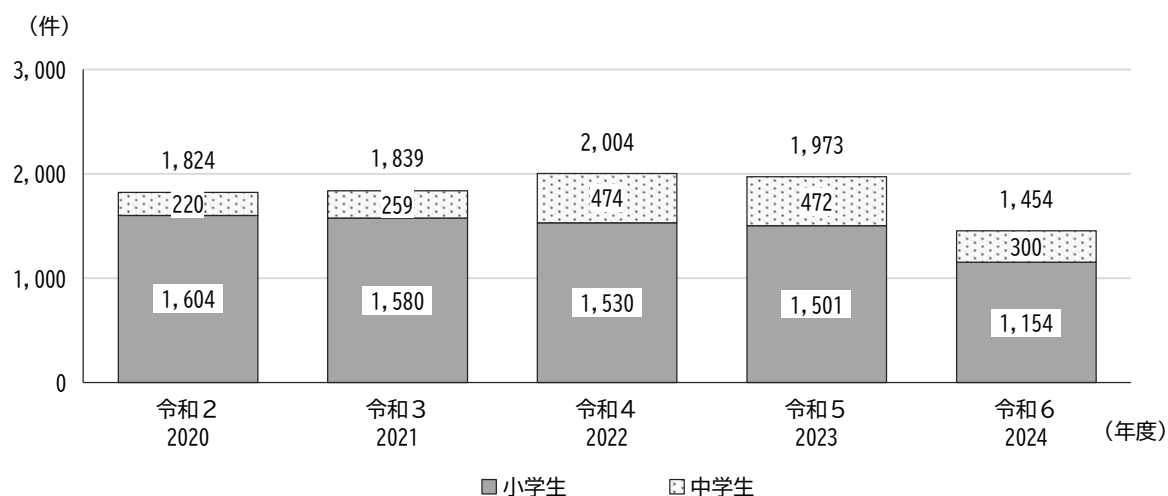
34. 青少年相談センター（パルクとよた）相談件数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
パルクとよた相談件数	4,323	5,161	4,924	4,906	5,546

出典：豊田市調査

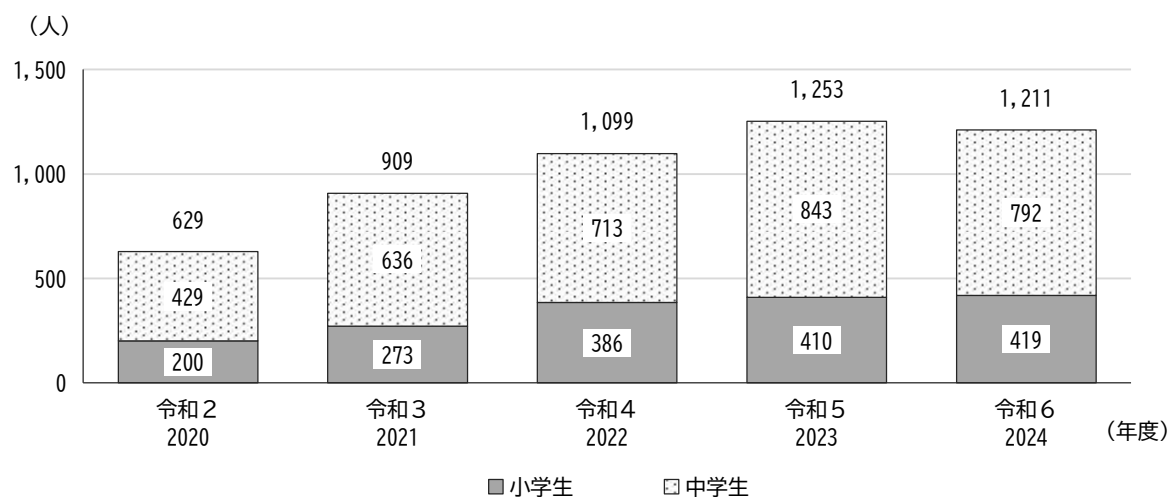
35. いじめの認知件数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
小学生	1,604	1,580	1,530	1,501	1,154
中学生	220	259	474	472	300
合計	1,824	1,839	2,004	1,973	1,454

出典：豊田市調査

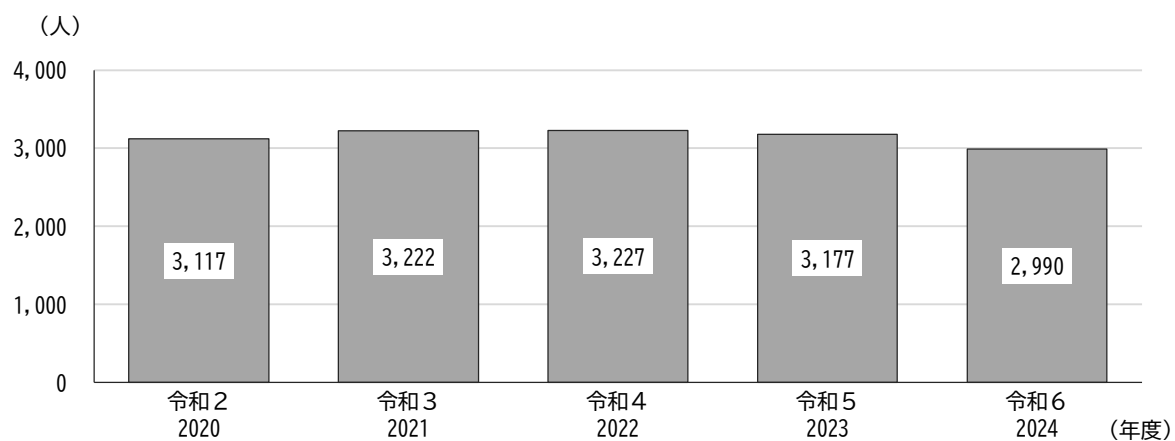
36. 不登校児童生徒数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
小学生	200	273	386	410	419
中学生	429	636	713	843	792
合計	629	909	1,099	1,253	1,211

出典：豊田市調査

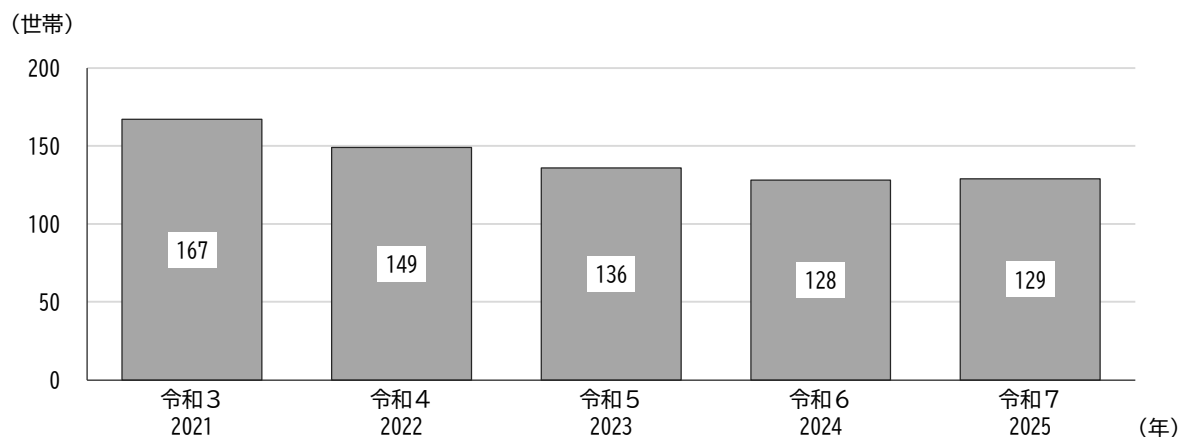
37. 豊田市就学援助制度の認定者数



	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024
豊田市就学援助制度の 認定者数	3,117	3,222	3,227	3,177	2,990

出典：豊田市調査

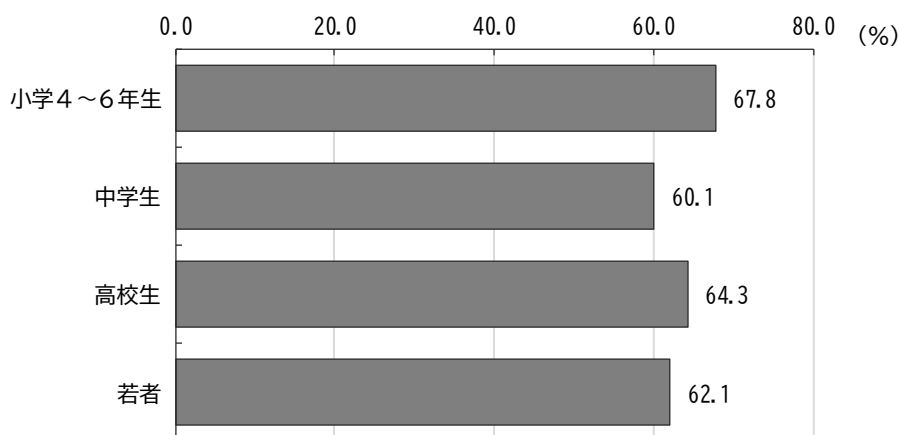
38. 18歳未満の子どもがいる生活保護受給者世帯数



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
18歳未満の子どもがいる生活保護受給者世帯数	167	149	136	128	129

出典：豊田市調査（各年4月1日時点）

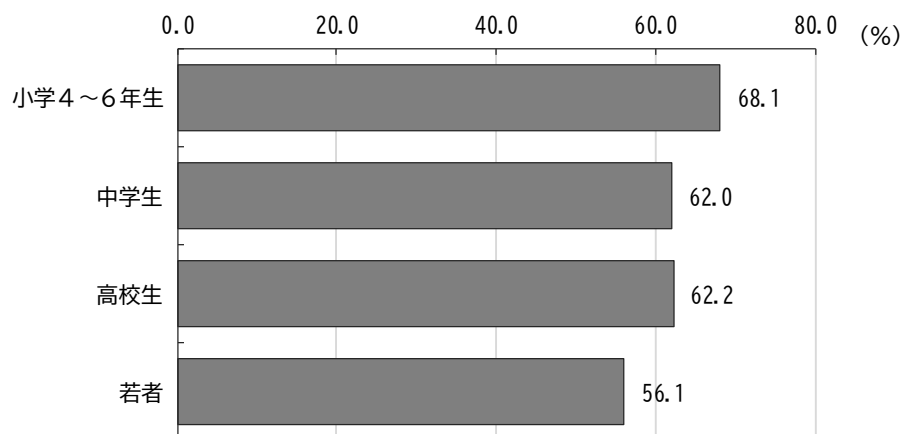
39. 自分のことが好きだと感じている子ども・若者の割合



自分のことが好きだと感じている子ども・若者の割合	
小学4～6年生	67.8
中学生	60.1
高校生	64.3
若者	62.1

出典：豊田市子ども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年度）

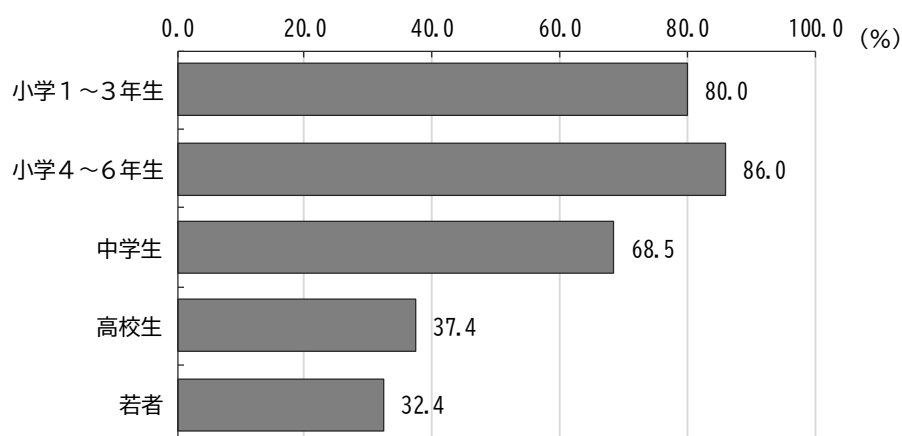
40. 自分は価値のある人間だと感じているこども・若者の割合



自分は価値のある人間だと感じているこども・若者の割合	
小学4～6年生	68.1
中学生	62.0
高校生	62.2
若者	56.1

出典：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年度）

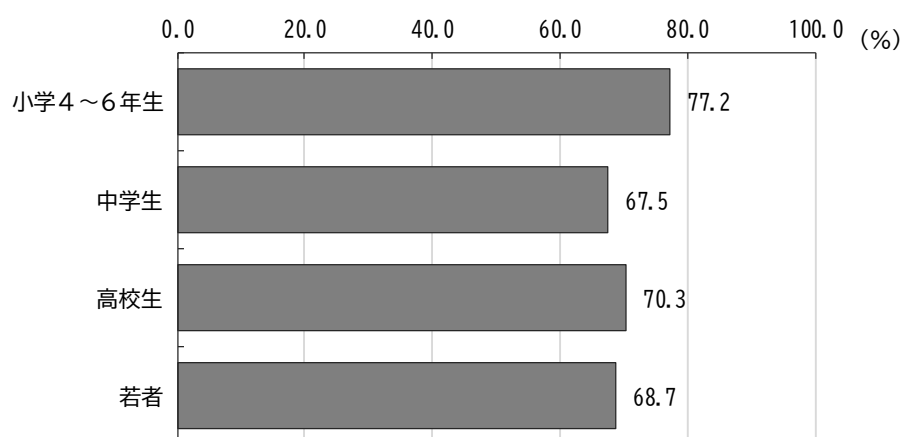
41. 学校以外の行事や活動に参加しているこども・若者の割合



学校以外の行事や活動に参加しているこども・若者の割合	
小学1～3年生	80.0
小学4～6年生	86.0
中学生	68.5
高校生	37.4
若者	32.4

出典：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年度）

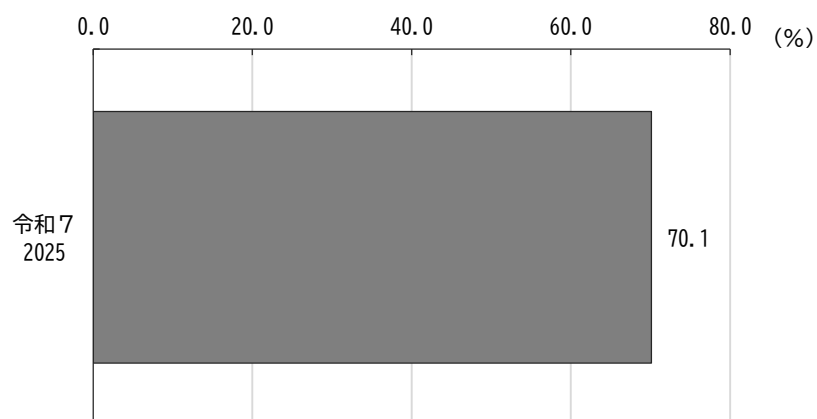
42. 「自分の意見が言えている」と感じているこども・若者の割合



「自分の意見が言えている」と感じているこども・若者の割合	
小学4～6年生	77.2
中学生	67.5
高校生	70.3
若者	68.7

出典：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年度）

43. 「出産、子育てがしやすいまち」として満足している人の割合



	令和7 2025
「出産、子育てがしやすいまち」として満足している人の割合	70.1

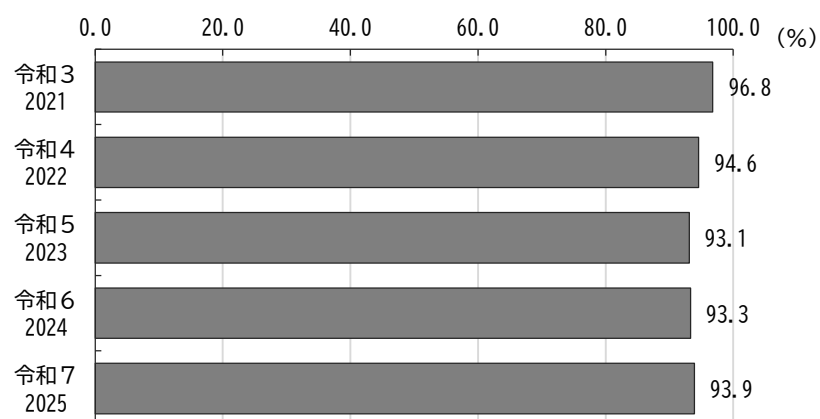
出典：豊田市市民意識調査

44. こども園等に、子育て等の相談を気軽にできると感じている保護者の割合

こども園等に、子育て等の相談を気軽にできると感じている保護者の割合	
就学前児童保護者	39.1%

出典：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年度）

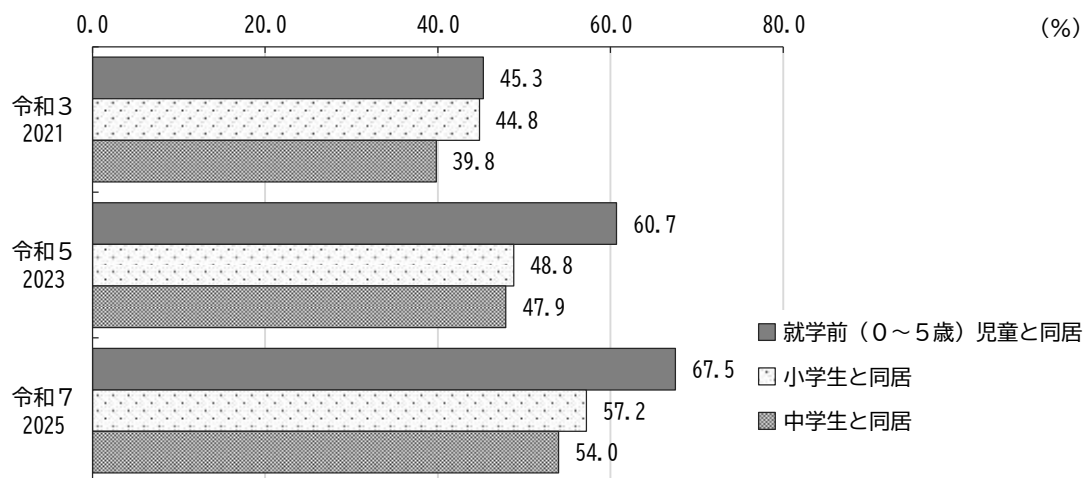
45. 放課後児童クラブの運営状況に満足している保護者の割合



	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
放課後児童クラブの運営状況に満足している保護者の割合	96.8	94.6	93.1	93.3	93.9

出典：豊田市調査

46. デジタル化によって豊田市の行政サービスが便利になったと感じている人の割合

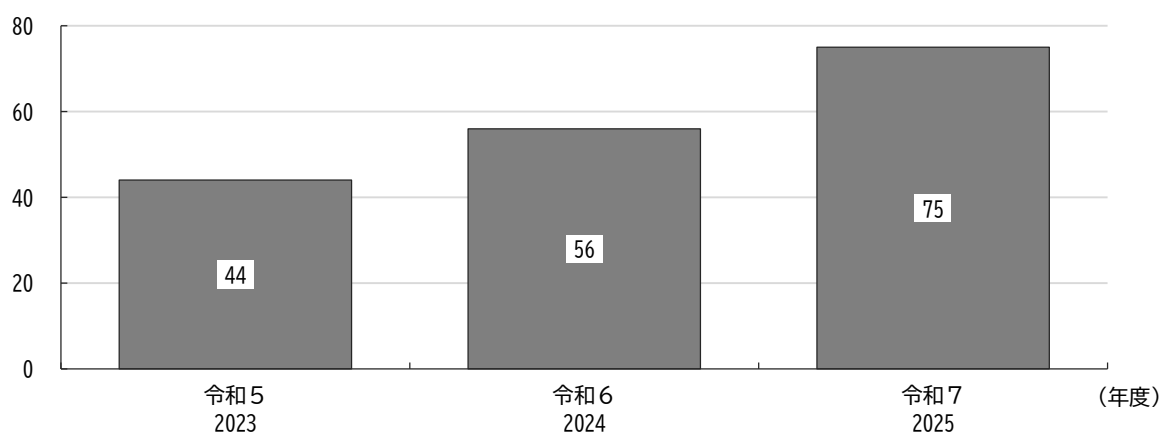


	令和3 2021	令和5 2023	令和7 2025
就学前（0～5歳）児童 と同居	45.3	60.7	67.5
小学生と同居	44.8	48.8	57.2
中学生と同居	39.8	47.9	54.0

出典：豊田市市民意識調査

47. 働きやすい職場づくり推進事業所の確認・公表制度 延べ事業所数

(事業所)



働きやすい職場づくり推進 事業所の確認・公表制度 延べ事業所数	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
	44	56	75

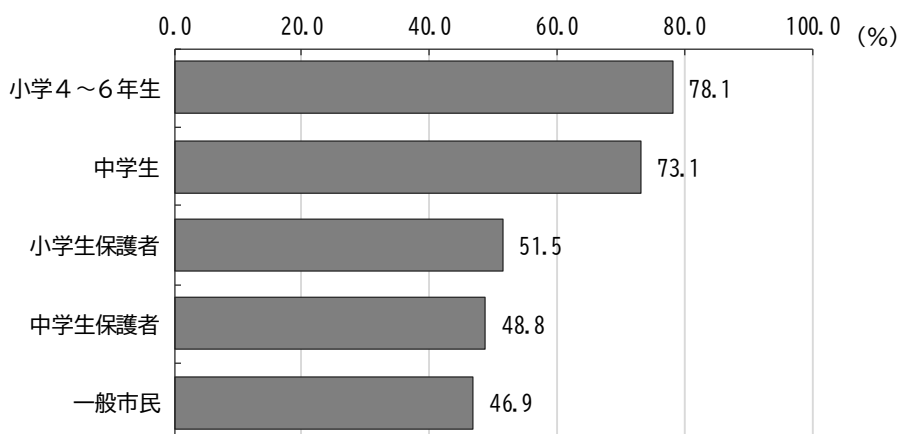
出典：豊田市調査

48. 子育ては女性も男性も協力して行っている人の割合

『豊田市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和5年度）』 「問4（2）実際の行動 ②子育ては女性も男性も協力して行う」	
「そうしている」または「どちらかといえば そうしている」を選択した人の割合	50.9%

出典：豊田市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和5年度）

49. こどもの権利が尊重されていると感じる人の割合



こどもの権利が尊重されていると感じる人の割合	
小学4～6年生	78.1
中学生	73.1
小学生保護者	51.5
中学生保護者	48.8
一般市民	46.9

出典：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年度）

50. 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所があると感じている人の割合

子育て（教育を含む）をする上で、 気軽に相談できる人や場所があると感じている人の割合	
就学前児童保護者	90.8%

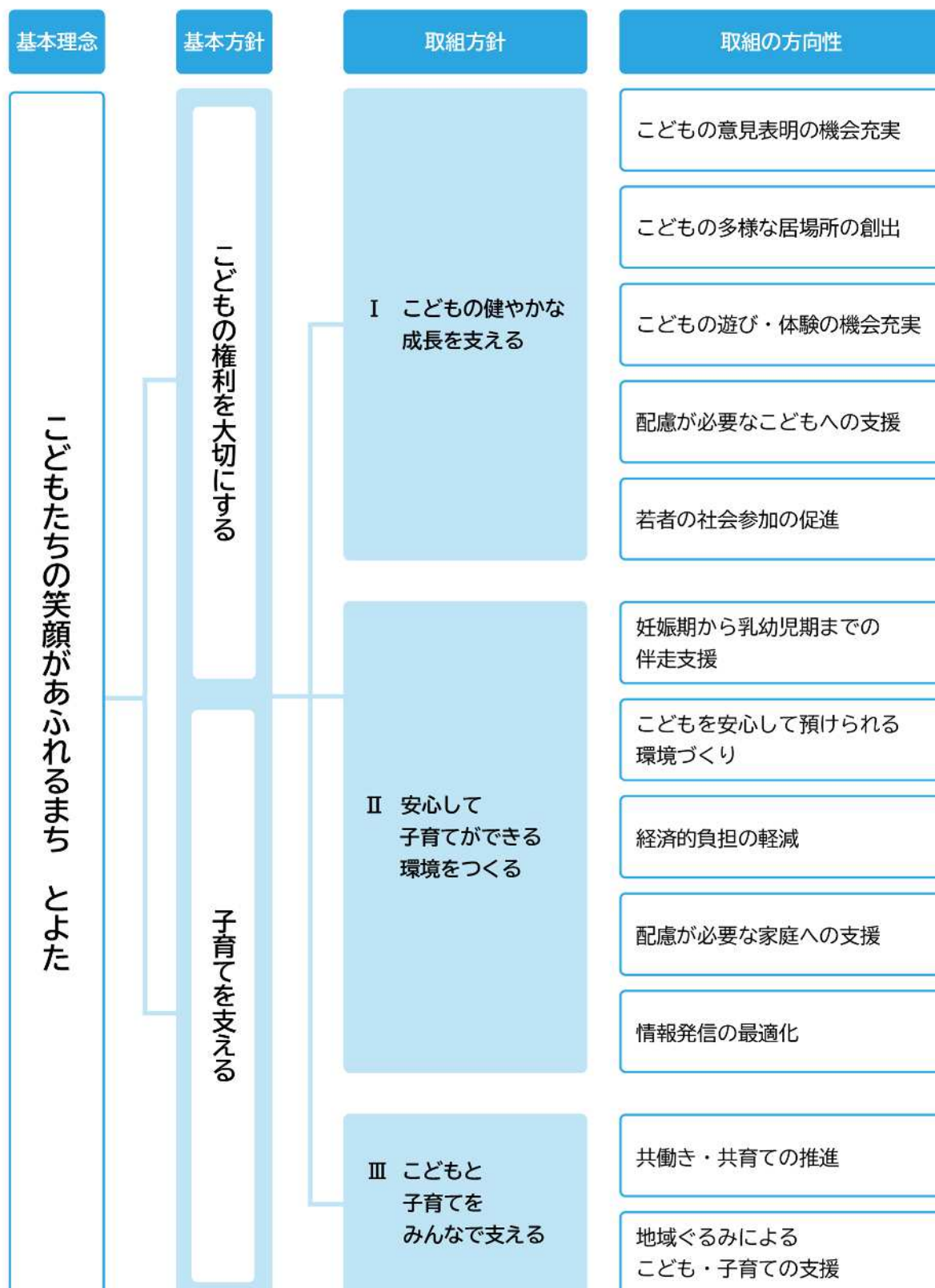
出典：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年度）

第2章

豊田にこにこわくわくプラン (豊田市こども・若者計画) の概要

1. 計画の体系

豊田市こども・若者計画では、基本理念・基本方針を踏まえて、3つの取組方針、その下に取組の方向性を設定しました。なお、計画に掲載する取組については、全ての事業を網羅するのではなく、5年間の計画期間において特に注力するもの、豊田市独自のものを位置付けました。



2. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 か年とします。また、計画期間の最終年度に当たる令和 11（2029）年度中に、次期計画を策定します。

3. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた 0 歳から概ね 20 歳代までのこども・若者及びその家庭を対象としています。ただし、施策の内容によっては、30 歳代までの若者も含みます。

妊娠・出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期※
	義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から概ね 18 歳まで	概ね 18～30 歳	概ね 30～39 歳
	こども				
			若者		

上表の区分は、こども大綱及び子供・若者育成支援推進大綱を参考にしています。

※ポスト青年期：主に、青年期を過ぎ、円滑な社会生活を営む上で困難を有する 40 歳未満の者。

4. 重点プロジェクト

本計画では、計画策定に当たって実施したアンケート調査や、こどもワークショップなどから得られたこども本人や保護者等の意見を踏まえ、計画期間において、重点的に取り組む施策を、重点プロジェクトとして設定することにしました。

重点 1

こどもの権利プロジェクト

- ▶▶ ① 市民との共働※によるこどもの権利啓発
- ▶▶ ② こどもの意見表明・反映の仕組みづくり
- ▶▶ ③ 地域資源を活用したこどもの支援体制の充実

重点 2

こどもの居場所プロジェクト

- ▶▶ ① 多様なこどもの居場所づくりの推進
- ▶▶ ② こどもの居場所マップの構築
- ▶▶ ③ こどもと居場所のマッチング

重点 3

子育て支援デジタル化プロジェクト

- ▶▶ ① プッシュ型通知による最適な情報発信
- ▶▶ ② デジタル技術活用による子育て手続の負担軽減

※共働：市民と行政が協力・連携すること。通常これを協働というが、豊田市ではそれに加え、共通する目的のために、それぞれの判断で、それぞれが別で活動することも含まれる。

5. 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、以下の会議による施策の実施状況に関する進捗管理、評価などを行います。

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

豊田市子ども条例に基づき設置している「豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議」では、①子ども総合計画に関すること、②こどもに関する施策の実施状況に関すること、③その他子どもにやさしいまちづくりに関することについて審議・協議を行っています。

本計画の推進においては、この会議が、計画推進体制の要として、施策の進捗状況の点検・評価、計画及び実施体制の改善等に関する協議・提言を行っていきます。

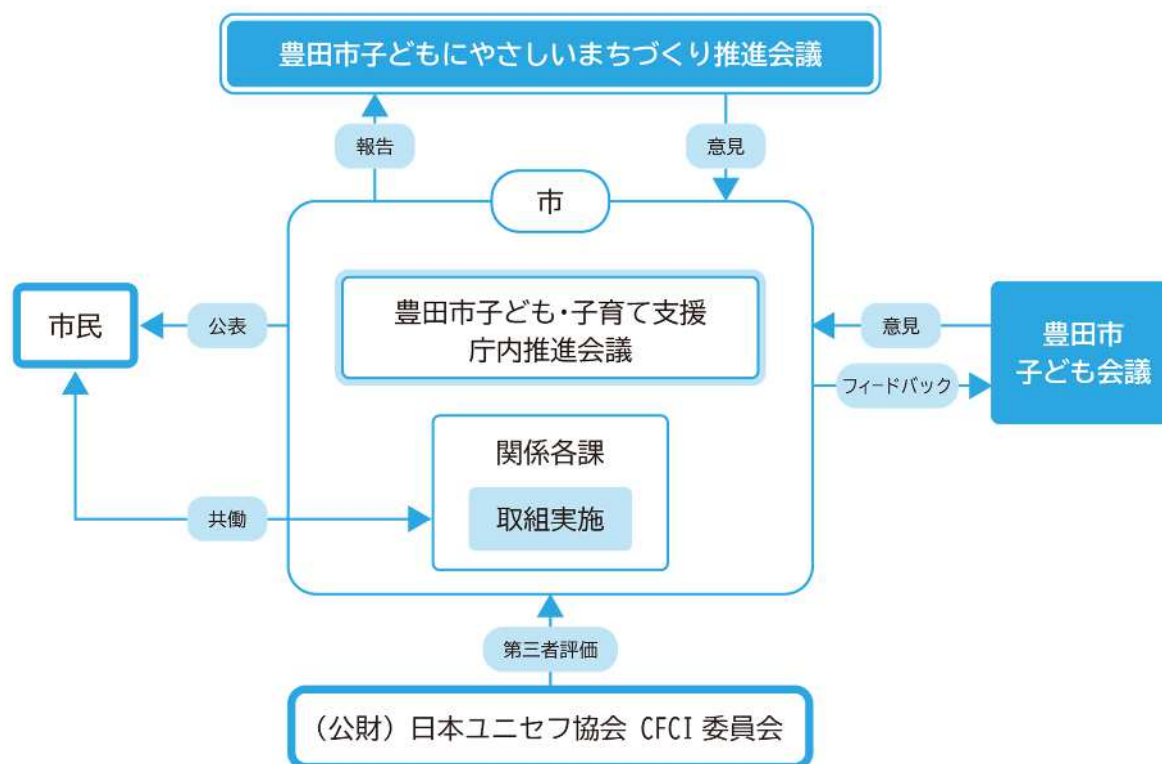
豊田市子ども・子育て支援庁内推進会議

本計画の推進においては、庁内の横断的な取組を図るため、「豊田市子ども・子育て支援庁内推進会議」を開催し、子ども・子育て支援施策・事業に関する庁内の意見の取りまとめ・意思決定を行っていきます。

豊田市子ども会議

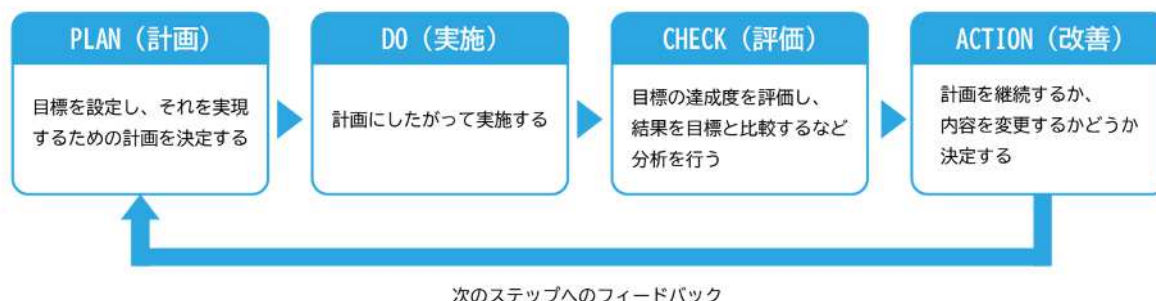
豊田市では、豊田市子ども条例に基づき、こどもの意見や考えを聴き、市政及び地域づくり・まちづくりへ反映する「豊田市子ども会議」を設置しています。

本計画の推進においては、取組に対するこどもの意見表明などの役割を担います。



6. 計画の評価方法

本計画の推進に向けては、PDCA サイクルに基づき、取組の実施状況を毎年調査・公表し、最終年度である令和 11（2029）年度には計画の達成状況の確認を行います。



また、豊田市のこどもにやさしいまちづくりの状況（できていること・できていないこと）について、ユニセフが国際的に示す構成要素に対応したチェックリストを用いて、（公財）日本ユニセフ協会 CFCI 委員会の第三者評価を受けます。

構成要素（①～⑨は全ての自治体に共通、加えて各自治体で独自に 10 番目の要素を設定）	
① 子どもの参画	⑥ 子どもに関する予算
② 子どもにやさしい法的枠組み	⑦ 子どもの報告書の定期発行
③ 子どもの権利を保障する施策	⑧ 子どもの権利の広報
④ 子どもの権利部門または調整機構	⑨ 子どものための独立したアドボカシー活動
⑤ 子どもへの影響評価	⑩ 市民団体等と連携した居場所づくり ※豊田市独自の項目

なお、これら評価の内容については、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議に諮った後、市民へ公表します。

7. 評価指標及び目指す方向

取組
方針

I

こどもの健やかな成長を支える

評価指標	現状値（令和5年度）		目指す 方向
自分のことが好きだと感じている こども・若者の割合※ ¹	小学4～6年生	67.8%	↑
	中学生	60.1%	
	高校生	64.3%	
	若者	62.1%	
自分は価値のある人間だと感じている こども・若者の割合※ ¹	小学4～6年生	68.1%	↑
	中学生	62.0%	
	高校生	62.2%	
	若者	56.1%	
学校以外の行事や活動に参加している こども・若者の割合※ ²	小学1～3年生	80.0%	↑
	小学4～6年生	86.0%	
	中学生	68.5%	
	高校生	37.4%	
	若者	32.4%	
「自分の意見が言えている」と感じて いるこども・若者の割合※ ¹	小学4～6年生	77.2%	↑
	中学生	67.5%	
	高校生	70.3%	
	若者	68.7%	

※¹ 「とてもそう思う」「どちらかというと思う」と答えた割合（豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査）

※² 「できるだけ多く参加している」、「ときどき参加している」と答えた割合（豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査）

安心して子育てができる環境をつくる

評価指標	現状値（令和5年度）	目指す方向
「出産、子育てがしやすいまち」として満足している人の割合※ ¹	56.1%	↑
こども園等に、子育て等の相談を気軽にできていると感じている保護者の割合※ ²	就学前児童保護者 39.1%	↑
放課後児童クラブの運営状況に満足している保護者の割合※ ³	小学生保護者 93.1%	→
デジタル化によって豊田市の行政サービスが便利になったと感じている人の割合※ ⁴	同居している家族が 就学前（0～5歳） 60.7% 小学生 48.8% 中学生 47.9%	↑

※¹ 豊田市市民意識調査

※² 豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査

※³ 「充実したクラブ運営であり、とても満足している」「特に問題なく、満足している」と答えた割合（豊田市調査）

※⁴ 「就学前（0～5歳）」、「小学生」又は「中学生」と同居している人のうち、「思う」「どちらかといえば思う」と答えた割合（豊田市市民意識調査）

取組方針 **III**

こどもと子育てをみんなで支える

評価指標	現状値（令和5年度）	目指す方向
働きやすい職場づくり推進事業所の確認・公表制度 延べ事業所数※ ¹	44 事業所	↑
子育ては女性も男性も協力して行っている人の割合※ ²	50.9%	↑
こどもの権利が尊重されていると感じる人の割合※ ³	小学4～6年生 78.1% 中学生 73.1% 小学生保護者 51.5% 中学生保護者 48.8% 一般市民 46.9%	↑
子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所があると感じている人の割合※ ⁴	就学前児童保護者 90.8%	→

※¹ 豊田市調査

※² 「そうしている」「どちらかといえばそうしている」と回答した割合（豊田市男女共同参画社会に関する市民意識調査）

※³ 「尊重されている」「まあ尊重されている」と回答した割合（豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査）

※⁴ 豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査

第3章

計画に基づく各取組の実績

1. 重点プロジェクトの進捗

(1) こどもの権利プロジェクト

取組名	令和7年度 取組実績	担当所属
①市民との共働による こどもの権利啓発	市民団体との共働により「とよたこどもの権利フォーラム 2025」を開催し、参加者数は延べ477名でした。また、こども視点の疑似体験会の実現に向けて、官民連携による手法の検討を行いました。	こども・若者政策課
②こどもの意見表明・ 反映の仕組みづくり	身近な地域課題やまちづくりに関する取り組みについて、こどもの意見を聴き、一緒に考える「こども提案課ワークショップ」を新たに立ち上げ、給食、交流館、公園の3つのテーマで実施しました。また、豊田市の施策に「こども視点」を取り入れるための職員向け手引「こどもと進めるまちづくりハンドブック～豊田市こどもの意見反映ガイドライン～」を新たに作成し、市ホームページで公開しました。	こども・若者政策課
③地域資源を活用した こどもの支援体制の 充実	こどもの支援体制の充実を図るため、重層的支援会議定例会支援円滑化チームの中で、切れ目のない支援について重層関係課と意見交換を実施しました。また、重層定例会地域づくり推進チームの中で、こどもを含む様々な対象者にとっての居場所づくりについて検討しました。	こども相談課 こども・若者政策課

【令和8年度の取組】

- ・こどもの視点に関する講演と体験で構成される「こどもの視点教室」を開催するなど、こどもの視点の体験機会を広く市民等に提供する取組を新たに実施します。
- ・「考えよう！みんなにとってすてきな図書館」をテーマに子ども会議を開催するとともに、「環境」や「農産物」など、様々なテーマで「こども提案課ワークショップ」を実施します。

(2) こどもの居場所プロジェクト

取組名	令和7年度 取組実績	担当所属
①多様なこどもの居場所づくりの推進	地域の実情に即したこどもの安全・安心な居場所づくりのため、自治区や地域学校共働本部などによる「地域子どもの居場所づくり事業」を実施するとともに、参合館1階アトリウムにおいて、公共施設の空きスペースと市民活動団体のマッチングによる居場所づくりの実証実験を実施しました。	こども・若者政策課
②こどもの居場所マップの構築	豊田市としての居場所の定義を「つながり合いながら、自分らしくいられる居心地の良い場や機会」に決定するとともに、市内の居場所となり得る場や機会の情報を収集する等、こどもの居場所マップ構築に向けた準備を進めました。	こども・若者政策課
③こどもと居場所のマッチング	元こども家庭庁居場所づくり専門官を講師として、こどもの居場所の必要性や連携の重要性を学ぶ研修会を開催し、居場所の関係者や行政職員等に参加してもらうことで、こどもを居場所につなぐための体制構築の素地づくりを行いました。	こども・若者政策課

【令和8年度の取組】

・こどもの居場所に関わる地域資源の把握、居場所に関わる人や団体等のネットワーク化、居場所や相談機関などの関係機関への支援等を担う「こどもの居場所コーディネーター」を新たに配置します。

(3) 子育て支援デジタル化プロジェクト

取組名	令和7年度 取組実績	担当所属
①プッシュ型通知による最適な情報発信	子育て世帯などを対象としたポータルサイト「豊田市子育て応援ポータル『とよたのコマド』」を令和7年7月に公開し、出産や子育てに関する手続きやイベント等の情報を発信しました。	こども・若者部
②デジタル化技術活用による子育て手続きの負担軽減	乳幼児健康診査の運用を紙媒体から電子へ変更するとともに、Web 問診票を導入し 24 時間いつでも問診入力ができるようにしたことで保護者の利便性向上を図りました。 また、こども園や放課後児童クラブにおいて、入退出管理システムを活用し、児童の出欠連絡等における保護者や保育士、放課後支援員等の負担軽減を図るとともに、こども向けの各種イベント等の配信を行いました。	こども・若者部

【令和8年度の取組】

- ・乳幼児健康診査の予約の利便性向上を図るため、予約方法を市公式LINEに変更します。
- ・こども園の当初入園申請で使用する電子申請システムを新たに構築し、保護者がより分かりやすく入力できるようにします。また、保護者への入園に関する各種通知について電子化を進めます。

2. 取組実績

取組方針Ⅰ こどもの健やかな成長を支える

取組の方向性（１）こどもの意見表明の機会充実

No.	取組名	令和7年度 取組実績	評価	担当所属
1	子ども会議の推進	子ども会議は、多文化共生をテーマに全8回実施し、子ども委員25名、若者サポーター5名が参加しました。また、「2025国際首長フォーラム」のプレイベントで多文化共生について考えた意見を発表し、後日、意見に対して関係課からフィードバックを行いました。	順調	こども・若者政策課
2	こどもの意見表明の仕組みづくり	身近な地域課題やまちづくりに関する取り組みについて、こどもの意見を聴き、一緒に考える「こども提案課ワークショップ」を新たに立ち上げました。令和7年度は、給食、交流館、公園の3つのテーマで実施し、延べ26名のこどもが参加しました。こどもたちの意見は各所管課で反映に向けた検討を行い、後日、市ホームページやメールでフィードバックを行いました。	新規	こども・若者政策課
3	こどもの意見反映の仕組みづくり	豊田市の施策に「こども視点」を取り入れるための職員向け手引「こどもと進めるまちづくりハンドブック～豊田市こどもの意見反映ガイドライン～」とこどもの意見反映の取組事例をまとめた「こどもの意見反映の取組事例集」を新たに作成し、市ホームページで公開しました。	新規	こども・若者政策課

順調	遅れ	完了	新規
1件	0件	0件	2件
【総評】 ・こどもの意見を聴くための新たな仕組みを構築し、こどもの意見表明の機会充実を図りました。また、こどもの意見をまちづくりに反映するための職員向け手引書を作成するなど、こどもの意見を市の施策に反映しやすい環境づくりに取り組みました。			

取組の方向性（２）こどもの多様な居場所の創出

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
4	地域こどもの居場所づくりの推進	地域の実情に即したこどもの安全・安心な居場所づくりのため、自治区や地域学校共働本部などによる「地域子どもの居場所づくり事業」を実施しました。令和７年度は３８地区で実施し、利用者数は延べ 73,639 人でした。	順調	こども・若者政策課
5	多様な主体と連携した居場所づくりの推進	参合館１階アトリウムにおいて、公共施設の空きスペースと市民活動団体のマッチングによる居場所づくりの実証実験を実施しました。	順調	こども・若者政策課
6	こどもの居場所マップの構築	豊田市としての居場所の定義を「つながり合いながら、自分らしくいられる居心地の良い場や機会」に決定するとともに、市内の居場所となり得る場や機会の情報を収集する等、こどもの居場所マップ構築に向けた準備を進めました。	順調	こども・若者政策課
7	こどもと居場所のマッチング	元こども家庭庁居場所づくり専門官を講師として、こどもの居場所の必要性や連携の重要性を学ぶ研修会を開催し、居場所の関係者や行政職員等に参加してもらうことで、こどもを居場所につなぐための体制構築の素地づくりを行いました。	順調	こども・若者政策課
8	「居場所みつけプラン」の推進	・ hyper-QU を有効に活用できるよう、教職員対象の研修会を実施し、学校生活への不適応・不登校の可能性のある児童生徒の把握や支援に生かしました。 ・ 学校に行けない・行かない児童生徒を対象とした「パークはあとラウンジ」の登録児童生徒数は 146 人でした。また、教室に行けない・行かない児童生徒を対象にした「校内はあとラウンジ」の設置を全校に拡大するとともに、心の相談員・はあとラウンジスタッフを引き続き全校配置することで、児童生徒に応じた支援を行いました。 ・ 経済的に困難を抱える不登校児童生徒が学校外で安心して過ごせる居場所を確保できるよう、フリースクール等を利用する際の補助金を 8 件交付しました。	順調	青少年相談センター
9	図書館を活用したこどもの居場所づくり	令和 7 年 7 月よりインスタグラムによる情報発信を始めました。また、こどもの居場所づくりのため、中央図書館は夏休み期間中全日開館、こども図書室は 4 月～9 月は開館時間を 1 時間延長して 17 時閉館とし、利用促進を図りました。	順調	図書館管理課

順調	遅れ	完了	新規
6 件	0 件	0 件	0 件
【総評】 ・ 「校内はあとラウンジ」の設置を全校に拡大するなど、児童生徒に応じた居場所の拡大に取り組みました。また、居場所となり得る場や機会の情報収集や居場所に関する研修会の開催など、多様な居場所の創出やこどもと居場所をつなぐための体制構築に向けた検討を進めました。			

取組の方向性（３）こどもの遊び・体験の機会充実

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
10	総合野外センターの活性化	家族向け宿泊日（月１回）やアスレチック開放月間（11・3月）、親子で参加できる企画（年２回）を実施しました。また、遊び・体験拠点としての魅力向上に向けた今後の方向性を検討し、指定管理者及び庁内関係者との調整を行いました。	順調	こども・若者政策課
11	部活動の地域展開	地域指導者等の人材確保策を実施し、地域指導者登録者数を1,407人に増加させ、全ての中学校にコーディネーターを配置しました。併せて、地域指導者向けの研修会を６回開催しました。また、とよた地域クラブ活動応援制度を創設し、地域の企業や大学などが参画しやすい環境を整えました。	順調	学び体験推進課
12	自ら考え判断する力を育む教育の推進	市内高等学校・高等専門学校４校で出前授業を実施し、生徒1,042名が参加しました。出前授業では「学校のあるあるからビジネスを考えるワークショップ」を実施しました。また公募型で連続講座を実施し、10名の中高生が参加し、人に欲しがられる新商品の企画・ピッチを行うとともに、様々な課題に挑戦している起業家等との交流会を行いました。	順調	学び体験推進課
13	こどもが参画する読書活動の推進	高校生ボランティアスクールの年10回の活動の中で、こども読書会議（7月）や、展示やイベントの企画など、読書活動へ参画する機会を設けました。また、高校との連携事業を活用して高校生の意見を聞く機会（12月・1月）をもちました。	順調	図書館管理課
14	スポーツによる遊び・体験の充実	・市内全園の年長児を対象に体を動かすことの楽しさを学ぶ「こどもの運動遊び教室」を実施し、参加希望のあった83園、延べ124回・2,439人が参加しました。 ・市内の小学校に現役のアスリートやオリンピック出場経験者等を招き、効果的な体の使い方や運動する楽しさを伝える「スポーツ体験講座」を実施しました。令和7年度の実績は以下のとおりです。 ＜投げ方教室（ソフトボール）＞ 2年生対象、29校、1,331人 ＜走り方教室＞3年生対象、64校、3,546人 ＜タグラグビー体験会＞4年生対象、36校、1,965人 ＜投げ方教室（野球）＞4年生対象、24校、1,443人 ＜パラアスリートによる特別授業＞全学年対象、34校、2,036人	順調	スポーツ振興課
15	文化芸術による遊び・体験の充実	クラシックコンサートや能狂言の鑑賞、青少年音楽3団体やこども創造劇場の運営、文化やアートの体験など、こどもたちが文化芸術に触れられるよう、多様な機会を提供しました。令和7年度の実績は以下のとおりです。 ＜クラシックコンサートや能狂言のこども招待、親子招待＞ こどもの鑑賞者数 226人 ＜青少年音楽3団体＞ 団員数計 284人 ＜とよたこども創造劇場＞ 参加者数 37人 ＜劇団四季こころの劇場＞ 参加校 44校 入場者数 2,009人 ＜学校への文化活動者派遣＞ 実施回数 57回 ＜こどもアート縁日＞ 参加者数 335人	順調	文化振興課

No.	取組名	令和7年度 取組実績	評価	担当所属
16	自ら考え判断できるこどもを育むミュージアムづくり	美術館・博物館において、鑑賞、観察、体験等の活動機会を提供しました。令和7年度の実績は以下のとおりです。 ＜美術館＞ ・こどもツアー：6回（112人） ・こども向けワークショップ：1回（15人） ・アクティブラーニングツアー：52件（3,695人） ＜博物館＞ ・博物館学習（出前授業・博物館/遺跡見学・教材貸出） 延べ391校、延べ27,637人	順調	博物館 美術館
17	こどもが主役となるプレーパークの開催	こどもたちが自然の中で自由に遊べるようにするため、鞍ヶ池プレーパークを年42回開催し、参加者数は1,442人（大人662人、こども780人）でした。	順調	公園緑地課
18	幼児の日本語学習の環境整備	円滑な就学に向けた日本語習得を支援するため、外国につながるのある年長児を中心に、幼児向け日本語教室を7会場で実施し、延べ706人の園児が参加しました。教室では、遊び・絵本・工作等を通じて日本語に触れる機会を提供し、日本語語彙調査の正答率向上につなげました。あわせて、保護者に対し、母語・継承語の重要性に関する啓発を行いました。	順調	多様性社会 共創課

順調	遅れ	完了	新規
9件	0件	0件	0件
【総評】 ・地域指導者等の人材確保策の実施やコーディネーターの配置、応援制度の創設など、とよた地域クラブ活動への完全移行に向けた取組を着実に進めました。また、スポーツ、文化芸術活動など、こどもたちに多様な遊び・体験の機会を提供しました。			

取組の方向性（４）配慮が必要なこどもへの支援

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
19	インクルーシブ保育の推進	豊田市こども発達センターの職員が講師となり、保育師の経験年数に合わせた職員研修を実施（７回）するとともに、多くの職員が受講できるよう、インクルーシブ保育推進のためのオンデマンド研修（２講師×１か月）を実施しました。 また、医療的ケア児を安定的に受入れできるよう、私立こども園等の医療的ケア児受入れに係る補助制度を新たに創設しました。	順調	保育課
20	放課後児童クラブにおける配慮が必要な児童への支援	放課後ソーシャルワーカーを引き続き配置し、初参加児童との面談や各放課後児童クラブの巡回を実施しました。また、参加児童がクラブで安心して過ごせるよう、随時、関係機関と連携し、放課後支援員への専門的なアドバイス等を行いました。	順調	こども・若者政策課
21	重層的な支援体制の更なる充実	配慮が必要なこどもや家庭等に対し、関係機関の連携により、包括的な相談支援や社会参加支援を実施しました。包括的相談支援事業の件数は、7,126 件でした。 また、世代や属性を越えて住民同士が交流できる多様な場の整備やコーディネートによる地域づくりを実施しました。地域づくり支援の件数は、209 件でした。	順調	よりそい支援課
22	虐待の未然防止・早期対応の体制強化	こども園や学校等において、児童虐待防止プログラムを実施しました。また、とよた急病・子育てコール 24 の運営、こども家庭ソーシャルワーカーの配置等により、相談支援体制の充実を図りました。	順調	こども相談課
23	とよた子どもの権利相談室「こことよ」の体制強化	相談員について、常勤２名、非常勤２名から常勤４名に体制を強化しました。また、引き続きスーパーバイザーを配置し、相談員への指導・助言を行いました。	順調	こども・若者政策課
24	こども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽー」の体制強化	相談員を常勤４人から４.５人に増員し、利用者の増加に対応しました。また、引き続きスーパーバイザーを配置し、相談員への指導・助言を行いました。	順調	こども相談課
25	青少年相談センター「パークとよた」の相談体制の充実	青少年や保護者の悩みに応じるため、青少年相談員（心理士）・スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）による面接相談を延べ 5,921 回行いました。関係機関や学校等との連携では、サポートチーム会議（ケース会議）を関係機関と 215 回、教職員と 546 回行いました。	順調	青少年相談センター
26	学校におけるこどものＳＯＳを把握する体制の充実	学校の規模に応じたスクールカウンセラーの適正配置を行い、小学校 17,071 件、中学校 9,353 件の相談に対応しました。スクールソーシャルワーカーを市内全体で 11 名配置し、延べ 20,909 人の児童生徒の支援を行いました。	順調	青少年相談センター

順調	遅れ	完了	新規
8 件	0 件	0 件	0 件
【総評】 ・とよた子どもの権利相談室やこども・若者総合センターの人員体制の強化、こども家庭ソーシャルワーカーの配置など、相談支援体制を強化しました。また、関係機関の連携により、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、適切に支援機関へつなぎました。加えて、医療的ケア児受入れに係る私立こども園等に対する補助制度の創設など、インクルーシブ保育の推進を図りました。			

取組の方向性（５）若者の社会参加の促進

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
27	若者が活動を始め るためのきっかけ づくり	社会参加バンクなどのSNSを中心に、ボランティア活動 など若者の社会参加に関する情報の発信を40件行いまし た。また、「二十歳のつどい」における若者実行委員や参 加者へのアンケートを通じて、社会参加バンクへの登録や 地域活動への参加を促進しました。	順調	こども・若者 政策課
28	学びや交流を通じ た若者の活動支援	若者の主体的な活動支援や若者が抱える課題解決支援、若 者グループの活動支援・交流促進に関する事業等を通じ て、青少年センターを拠点とした学び・交流による成長促 進の機会を提供しました。令和7年度の施設利用者数は延 べ110,913人でした。	順調	こども・若者 政策課
29	若者主体の まちづくりの促進	学生によるまちづくり提案事業（8グループ、延べ543 人）や若者によるまちづくり提案事業（WAKATTE）（応募 数7団体）を通じて、若者の主体的な社会課題解決につな がる事業の運営・実施を支援し、将来のまちづくりの担い 手育成を行いました。	順調	こども・若者 政策課
30	若い世代のライフ デザイン形成の支 援	若者へ自らのライフプランについて考える機会を提供する ため、市内の高校、大学及び企業と連携し、未来の自分の 姿や子育て、キャリアについて考えるワークなどを行う 「ライフデザインセミナー」を5回開催し、計667名の若 者が参加しました。また、未来の自分の姿やライフプラン について考えるきっかけを提供する動画「とよたの子育 て、覗いてみませんか？」を新たに制作し、市公式 YouTubeチャンネル等で公開しました。	新規	こども・若者 政策課
31	若者の企画・運営 による出会いの場 の創出	青少年センターで婚活イベントを企画・運営する婚活実行 委員会の活動支援を行いました。婚活イベントの実施回数 は2回、参加者数は計60名、マッチング数は16組でし た。	順調	こども・若者 政策課

順調	遅れ	完了	新規
4件	0件	0件	1件
【総評】 ・学生によるまちづくり提案事業や若者によるまちづくり提案事業の実施、二十歳のつどいの開催など、引き続 き、若者の社会参加の促進を図りました。また、若者向けのライフデザインセミナー開催やライフプランについて 考えるきっかけを提供するための動画の制作など、若い世代のライフデザイン形成の支援に新たに取り組みまし た。			

取組方針Ⅱ 安心して子育てができる環境をつくる

取組の方向性（１）妊娠期から乳幼児期までの伴走支援

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
32	プレコンセプションケア※の推進	プレコンセプションケアの理解や興味関心が高まるように、ホームページやデジタルサイネージ等各種媒体を活用した情報発信を行いました。また、主に中学３年生を対象とした性教育（小・中学校 30 校）や職員向けの E ラーニングなどを通して自らの生活や健康に向き合う取組を実施しました。	順調	おやこ応援課
33	不妊治療費の助成	保険適用の特定不妊治療と共に実施した先進医療に要した治療費の 10 分の 7（上限 10 万円）を助成しました。助成件数は 261 件でした。	順調	おやこ応援課
34	伴走型の出産・子育て支援	妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯に対し、LINE のプッシュ通知を活用した情報配信や面接等の伴走型相談支援を実施しました。 併せて、妊婦期に 5 万円を 2,627 件、出産後こども一人につき 5 万円を 2,691 件支給しました。	順調	こども相談課 おやこ応援課
35	産前・産後ヘルパーによる支援の充実	妊産婦の心身の健康維持、こどもの健全な育成及び子育て家庭の福祉の増進を図るため、妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯に対してヘルパーを派遣しました。令和 7 年度は、189 世帯に対して 3,039.5 時間（延べ利用時間）のヘルパー派遣を実施しました。	順調	おやこ応援課
36	産後ケアの利用促進	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するため、育児に関する不安や生活上の困りごと等に対する専門的な指導・ケアを行いました。利用延人数は 1,054 人（宿泊型 633 人、通所型 248 人、訪問型 173 人）でした。	順調	おやこ応援課
37	乳幼児健康診査の適切な実施	疾病及び心身の発育に関する問題等の早期発見・対応を行うことや子育てに関して支援を必要とする家庭を適切な支援へとつなぐため乳幼児健康診査を実施しました。	順調	おやこ応援課
38	乳幼児健康診査のデジタル化	乳幼児健康診査をデジタル化へ変更し、スムーズに受診できる体制を整えました。乳幼児健康診査の運用を紙媒体から電子へ変更するとともに、Web 問診票を導入し 24 時間いつでも問診入力ができるようにしたことで保護者の利便性向上を図りました。	順調	おやこ応援課

順調	遅れ	完了	新規
7 件	0 件	0 件	0 件
【総評】 ・伴走型相談支援の実施や家事育児支援ヘルパーの派遣など、引き続き、妊娠期から乳幼児期にわたって切れ目のない支援を実施しました。また、プレコンセプションケアに関する情報発信や乳幼児健康診査への Web 問診票の導入にも取り組みました。			

※プレコンセプションケア：性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと。

取組の方向性（２）こどもを安心して預けられる環境づくり

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
39	未就園の乳児の預かりニーズへの対応	「一時保育プラス事業」について、実施場所を令和７年度から３か所に拡大しました。また、利用者にとって利用しやすい制度となるよう、「こども誰でも通園制度」と「一時保育プラス」の一体的な運用について、令和８年度からの運用開始に向けた準備を進めました。	順調	保育課
40	年度途中の待機児童対策	乳児の待機児童対策として、幼稚園の保育所化に向け改修工事を実施しました。また、民間施設の開園（令和９年度）に向け、関係者と各種調整を行いました。	順調	保育課
41	保育の質の向上	３歳児クラスに、国の基準よりも手厚い基準で保育士を配置しました。また、保育業務支援システムにある保育ドキュメンテーション機能（保育の見える化）を活用し、保育記録の共有や振り返りの充実を図ることで、保育の質の向上に取り組みました。	順調	保育課
42	放課後児童クラブの拡充	令和７年度から放課後児童クラブの対象を小学５・６年生まで拡大しました。令和７年度の参加児童数は、通常学期４,５４４人、長期休み６,３４１人でした。	新規	こども・若者政策課
43	こども園・放課後児童クラブにおける入退出管理システムの活用	こども園や放課後児童クラブにおいて、入退出管理システムを活用し、児童の出欠連絡等における保護者や保育士、放課後支援員等の負担軽減を図るとともに、こども向けの各種イベント等の配信を行いました。	順調	こども・若者政策課 保育課
44	放課後児童クラブにおける児童の活動内容の充実	夏休みやＷＢＧＴ値が高く外遊びができない日中などに、空調設備が整備された小学校の体育館を積極的に活用することで、放課後児童クラブの活動内容の充実を図りました。令和７年度の夏休みにおける体育館利用実績は、開設した６９クラブ全てで１日以上体育館を利用し、そのうち２８クラブが毎日又はほぼ毎日利用しました。	順調	こども・若者政策課

順調	遅れ	完了	新規
５件	０件	０件	１件
【総評】 ・「一時保育プラス事業」の実施場所の拡大や放課後児童クラブの対象を５・６年生まで拡大するなど、働き方やライフスタイルが多様化する中、こどもを安心して預けられる環境の充実に取り組みました。			

取組の方向性（３）経済的負担の軽減

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
45	こども園・幼稚園から中学校までの給食費無償化	市内の保育所や幼稚園、認定こども園に通う幼児（３～５歳児）（約 166 万食）及び市立学校に通う児童生徒（約 613 万食）を対象に給食費無償化（総額 1,947,859 千円）を実施しました。	順調	保健給食課 保育課
46	子ども医療費の助成	24 歳までの子どもの医療に要する保険診療分の自己負担額のうち、以下を対象に助成しました（心身・精神障がい者医療及び母子・父子家庭医療費助成の対象は除く）。 ・高校生世代（18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日）までの入院・通院分 ※受給者証交付人数：60,275 人（年度平均） ・24 歳（24 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日）までの大学院生を除く大学生等の入院分 ※助成人数：86 人	順調	福祉医療課
47	第２子の保育料無償化	第２子以降の保育料について制限を設けず無償化することで、多子世帯における経済的負担の軽減を図りました。	新規	保育課
48	結婚新生活の支援	269 組の新婚世帯に対し、新生活に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用を補助しました。新婚世帯を経済的に支援することで、豊田市への移住定住を促進するとともに、地域における少子化対策を推進しました。	順調	都市計画課

順調	遅れ	完了	新規
3 件	0 件	0 件	1 件
【総評】 ・半額としていた第２子の保育料を令和７年度から無償化する等、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みました。			

取組の方向性（４）配慮が必要な家庭への支援

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
49	地域資源を活用したこどもの支援体制の充実	こどもの支援体制の充実を図るため、重層的支援会議定例会支援円滑化チームの中で、切れ目のない支援について重層関係課と意見交換を実施しました。また、重層定例会地域づくり推進チームの中で、こどもを含む様々な対象者にとっての居場所づくりについて検討しました。	順調	こども相談課 こども・若者政策課
50	ひとり親家庭の自立促進	就職に役立つ講座の受講に対する給付金制度の補助率を引き上げ、ひとり親の就労促進を図りました。また、関係機関と連携し、ひとり親家庭の親子等をプロスポーツイベントに無料招待しました。	順調	おやこ応援課
51	多胎家庭への個別支援	多胎妊産婦家庭に対し、保健師等が定期的な訪問や電話等で必要な支援を実施しました。 また、産前・産後における育児等の負担が多い多胎妊産婦とその家族が安心して出産・子育てができるよう、多胎育児経験者による相談支援を７件、乳幼児健康診査の同行支援を５件実施しました。	順調	こども相談課 おやこ応援課

順調	遅れ	完了	新規
3件	0件	0件	0件
【総評】 ・ひとり親の就労促進を図るため、就職に役立つ講座の受講に対する給付金制度の補助率を引き上げるなど、様々な背景や困難を抱える家庭に寄り添いながら適切な支援を実施しました。			

取組の方向性（５）情報発信の最適化

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
52	プッシュ型通知による最適な情報発信	子育て世帯などを対象としたポータルサイト「豊田市子育て応援ポータル『とよたのコマド』」を令和７年７月に公開し、出産や子育てに関する手続きやイベント等の情報を発信しました。	新規	こども・若者部

順調	遅れ	完了	新規
0件	0件	0件	1件
【総評】 ・子育て世帯を対象としたポータルサイトを新たに開設し、各種情報発信を実施しました。			

取組方針Ⅲ こどもと子育てをみんなで支える

取組の方向性（１）共働き・共育での推進

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
53	働き方改革の促進	働き方改革推進支援補助金を 27 件交付するとともに、働き方改革アドバイザー・講師を 41 件派遣し、事業所における働き方改革の推進を支援しました。 併せて、働きやすい職場づくり推進事業所の公表（75 事業所）、はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰（15 事業所）を実施しました。	順調	産業人材 活躍課
54	ジェンダー平等の推進	市民のジェンダー平等意識を高めるため、ジェンダー平等推進セミナー、女性応援講座、男性応援講座など様々な講座を開催しました。男性応援講座では、親子のふれあいや共同作業で、親子の信頼関係を深め、父親の育児参加意欲の向上を図りました。令和 7 年度の実績は以下のとおりでした。 ＜ジェンダー平等推進セミナー＞ 13 講座 536 人 ＜女性応援講座＞ 42 講座 378 人 ＜男性応援講座＞ 3 講座 38 人	順調	ジェンダー平等推進センター

順調	遅れ	完了	新規
2 件	0 件	0 件	0 件
【総評】 ・事業所への補助金交付やアドバイザー・講師派遣、働きやすい職場づくりを行っている事業所の確認・公表制度や働き方改革に積極的に取り組む事業所の表彰制度の運用など、引き続き、働き方改革の推進に取り組みました。また、男性応援講座の実施など、父親の育児参加意欲の向上を図りました。			

取組の方向性（２）地域ぐるみによるこども・子育ての支援

No.	取組名	令和７年度 取組実績	評価	担当所属
55	市民との共働によるこどもの権利啓発	市民団体との共働により「とよたこどもの権利フォーラム2025」を開催し、参加者数は延べ477名でした。また、こども視点の疑似体験会の実現に向けて、官民連携による手法の検討を行いました。	順調	こども・若者政策課
56	子育て世代の交流・相互援助の促進	子育て支援施設において、子育てに関する情報提供や必要に応じた相談・助言、親子で参加できる催し物の開催等、子育て家庭同士の交流を促進しました。また、子育ての援助を受けたい人と援助したい人がお互いに助け合う仕組み「とよたファミリー・サポート・センター」を運用することで、子育て世代を支援しました。令和7年度のファミリー・サポート・センター事業活動件数は4,298件、ファミリー・サポート・センター事業利用費への補助件数は24件でした。	順調	保育課
57	地域におけるこどもと大人の対話機会の創出	中学生と地域の大人が1対1で対話し自分自身の生き方について考える「中学生と地域の大人の対話プログラム tsumugu（つむぐ）」を市内5校で実施し、延べ、生徒643名、大人219名が参加しました。	順調	学び体験推進課

順調	遅れ	完了	新規
3件	0件	0件	0件
【総評】 ・市民との共働によるこどもの権利啓発の実施、子育て家庭同士の交流や相互援助の促進、こどもと大人の対話機会の提供など、地域ぐるみでのこども・子育ての支援に取り組みました。			

第4章

こども・若者に関する取組一覧

1. こども・若者に関する取組

以下の3項目に分けて掲載しています。

- ①子育て当事者の支援に関する取組
- ②ライフステージ別の取組（下表参照）
- ③ライフステージを通しての取組（ライフステージ全体及び社会全体に関わること）

※体制・仕組みづくりや組織運営等、社会全体に関わる取組を含む

【こども・若者のライフステージ】

妊娠・出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	※ポスト青年期
	義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から概ね18歳まで	概ね18～30歳	概ね30～39歳
	こども				
			若者		

※ポスト青年期：主に、青年期を過ぎ、円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

なお、一部の取組は複数の項目・ライフステージに関連するため、重複して掲載されている場合があります。

① 子育て当事者の支援に関する取組

No.	事業名	事業内容	所属
1	妊産婦健康診査事業	妊産婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図るため、妊産婦健康診査を実施します。	おやこ応援課
2	妊産婦歯科健康診査	身体の生理的变化に伴い、歯周疾患が急増する妊産婦に対し、口腔疾患の予防と早期発見に努め、胎児の口腔を健全に発育させるため、医療機関において無料の歯科健康診査を妊婦及び産後1年未満の産婦に対して1回ずつ実施します。	健康政策課
3	低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助	妊婦の経済的負担の軽減を図り、状況を継続的に把握し必要な支援を提供し、妊婦及び胎児の健康増進を図ります。	おやこ応援課
4	妊娠中の健康教室（1st パパママ教室、多胎パパママ教室、2nd パパママ教室）	妊娠中の健康管理や食生活等についての知識を学ぶとともに、子育てについて夫婦で一緒に考えることができる教室を開催します。	おやこ応援課
5	妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付金	妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯に対し、LINEのプッシュ通知を活用した情報配信や面接等の伴走型相談支援を実施します。 併せて、妊婦に対し1回目（妊娠中）5万円、2回目（出産後）妊娠していたこども一人につき5万円を支給します。	おやこ応援課
6	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生後1～3か月の乳児を養育している子育て家庭へ「おめでとう訪問」を実施しています。体重測定をするとともに、子育ての状況を伺い、必要な方には子育て支援の案内をしています。	おやこ応援課
7	母子保健推進員の養成	妊婦や、子育て中の母親の身近な地域の子育て応援ボランティアとして、母子保健推進員を養成します。	おやこ応援課

No.	事業名	事業内容	所属
8	予防接種の推進	定期の予防接種の接種率向上のため、未接種の乳幼児などの保護者に対して、はがきなどによる接種勧奨を行います。また、おたふくかぜや男性向け HPV などの予防接種にかかる任意接種の費用助成を行います。	感染症予防課
9	産前・産後ヘルパーによる支援	妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯に対して産前産後ヘルパーを派遣し、必要な支援を行うことで妊産婦の心身の健康維持を図り、こどもの健全な育成及び子育て家庭の福祉の増進に寄与します。	おやこ応援課
10	産後ケア事業	1歳未満のこどもとその保護者等に対し、授乳指導や育児支援などを行います。	おやこ応援課
11	パパと一緒に楽しむベビー教室	豊田市男性保育師連盟の保育士から様々なふれあい遊びのレクチャーをうけ、父親が赤ちゃんのふれあいを通して、赤ちゃんが日々成長していることを身近に感じることができる教室を開催します。	おやこ応援課
12	離乳食・幼児食教室の開催	離乳準備期のこどもとその保護者を対象に、離乳食を始める時のポイントやすすめ方についての講座を開催しています。離乳食・幼児食のいろいろな悩みに栄養士がお答えします。	健康づくり応援課
13	子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援	産前産後におけるヘルパーの派遣や、保護者のレスパイト（子育てをしている保護者等の一時的な休息）のためのこどもの一時的な預かり（ショートステイ）を行い、親族等からの支援が受けにくい世帯の子育てを支援します。	こども相談課
14	育児健康相談	妊娠中や出産後の生活・授乳・こどもの発育発達・育児に関する相談ができる機会を提供するため、保健師等による電話、来所、訪問、オンライン相談を実施します。	こども相談課
15	不妊症・不育症に関する相談・助成	不妊症・不育症について、不妊症看護認定看護師による無料相談を実施するとともに、特定不妊治療とあわせて実施した先進医療に要した費用の一部と、不育症検査に要した費用の一部を助成します。	おやこ応援課
16	自主グループ支援	同じ育児経験を持つ親同士が、子育ての悩みや不安を情報交換し解決できるよう支援するほか、自主グループとしての主体的な活動ができるよう支援します。	おやこ応援課
17	親と子の電話相談「はあとラインとよた」	こどもや保護者が抱える様々な悩みなどの相談に対応します。臨床心理士・公認心理師との対話を通して、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介するなどして、社会からの孤立を防ぎます。	青少年相談センター
18	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣事業	児童生徒・保護者の心のケアや福祉面での支援の充実を目指し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーがより積極的に学校と連携できるように、派遣等による相談体制を強化します。	青少年相談センター
19	ファミリー・サポート・センター事業	送迎や預かりなど、子育ての援助をしてほしい方と援助ができる方が会員となり、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	保育課
20	ファミリー・サービス・クラブ事業の支援	近隣地域の会員同士で家庭内の仕事を有料で援助し合う「相互援助活動」を行う組織である豊田市ファミリー・サービス・クラブの事業を支援します。	ジェンダー平等推進センター
21	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや子どもつどいの広場において、子育て中の親子に対し、交流や相談の場の提供、子育てサークルの育成支援、子育てに関する情報提供などを関係機関と連携して実施します。また、こどもや子育て家庭が楽しむことができるイベントを開催します。	保育課

No.	事業名	事業内容	所属
22	利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた相談支援を行います。	おやこ応援課
23	小児救急医療支援事業	夜間（365 日）及び休日や年末年始の昼間において、医療圏内の病院による輪番方式で、小児科の入院治療を要する重症患者の医療を確保します。	地域包括ケア 企画課
24	「とよた急病・子育てコール 24」事業	急なけがや病気で、医療機関にかかるべきか判断に迷う時や、子育てに不安を抱える保護者に対して、看護師、医師、保健師、社会福祉士など専門的な知識を持つ者が、24 時間 365 日救急医療相談と子育て相談に対応する「とよた急病・子育てコール 24」事業を実施します。	地域包括ケア 企画課、 こども相談課
25	未就園の乳児の 預かりニーズへの対応	6 か月から2歳児の預かりを専用部屋を設けて実施します。 令和8年（2026）度から給付制度化する「乳児等通園支援事業」に適切に対応するとともに、一時保育との併用に関する運用ルールを定めることで、乳児の預かりを充実させていきます。	保育課
26	一時保育（一時預かり事業）	保護者の疾病などの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園などにおいて児童を保育します。	保育課
27	こども誰でも通園制度プラス	“こどもの育ちの応援”と“良質な育成環境の整備”を目的とした「こども誰でも通園制度」を「一時保育事業」と一体的に運用し、保育所等に通っていないこどもに遊びや育ちの機会を提供するとともに、一時的にこどもを預かることで子育て世帯を支援します。	保育課
28	延長保育（時間外保育事業）	こども園の基本保育時間以外の保育ニーズに対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。	保育課
29	休日保育事業	保護者の勤務などに伴う日曜日・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。	保育課
30	病児保育事業	病気やけがにより集団保育が困難な児童で、保護者の仕事などの都合により、自宅で療養できない場合に、一時的に保育を実施します。	保育課
31	保育ママ事業	こども園の空き教室で、市が認定した保育ママにより、入園を待機となった0～2歳児の保育を実施します。	保育課
32	ブックスタート事業	親子で絵本を楽しむきっかけをつくるため、健康診査会場で親子1組ずつに読み聞かせを実施し、絵本を手渡すことで、家庭での読書活動の推進を図ります。	図書館管理課
33	そらのコンサート	未就学児の親子向けのコンサートを開催し、コンサートホールとクラシック音楽に親しんでもらう機会を作ります。	文化振興課
34	こども園などでの定員拡大	0～2歳児のニーズ増加に伴い、幼稚園の保育所化や民間事業者の募集などにより、乳児受入れ枠の拡大を図ります。	保育課
35	こども園での親の 保育参加事業	こども園で親が直接、保育参加することにより、こどもの特性及び発達への理解を深め、自分のこどもへの関わり方を見直す機会とします。ほかのこどもを同時に保育することにより、子育てのヒントをつかむとともに、地域でこどもを育てる意識の醸成を図ります。	保育課
36	ふれあい子育て教室	1歳の誕生日を機会に、こどもの成長を確認し、遊びを通して発達を促すかわり方を学ぶ教室です。	おやこ応援課
37	親子食育講座-離乳食・幼児食 教室-（支援センター）の開催	離乳食・幼児食の進め方、栄養バランスのとれた献立や調理法の工夫、幼児期の好ましい食生活（食のリズムやマナー等）について学びます。	健康づくり応援課
38	子育て家庭を対象にした 家庭教育講座の開催	子育て家庭を対象にこどもとの関わりやしつけなどに関する講座をこども園、子育て支援センターなどにおいて開催します。	保育課

No.	事業名	事業内容	所属
39	子どもの健全育成に関する家庭教育講座の開催	子どもの健全育成に関する家庭教育講座を単位 PTA や学校、市民団体などが実施する際の費用を補助します。	こども・若者政策課
40	子どもの権利学習プログラム	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム（幼児版、小学生版（低学年、中学年、高学年）、中学生版、保護者版）を実施します。幼児にはこども園と家庭で連携しながら、児童生徒には道德の授業などで実施することで、こどもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。	こども・若者政策課
41	プッシュ型通知による最適な情報発信	こどもの成長や状況に合わせた子育て支援メニューや関連情報が簡単に検索できるポータルサイトを構築し、プッシュ型通知により保護者に情報を届ける仕組みと連動させることで、子育て支援に関する情報を、必要な人に分かりやすく届けられるようにします。	情報戦略課、こども・若者部
42	多胎家庭への継続的な支援	多胎妊娠・出産・育児においては様々な課題や育児負担を有することが多いため、妊娠期から訪問・電話等による継続的な支援を実施します。 また、多胎妊産婦等支援事業として、多胎育児経験者による相談事業や健診同行の事業を行います。	おやこ応援課、こども相談課
43	多胎世帯への支援（こども園等）	多胎世帯の支援のため、こども園等への入園要件を緩和します。	保育課
44	ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病及び冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等の支援を行います。	おやこ応援課
45	ひとり親相談（母子・父子自立支援員事業）	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦家庭の経済上の問題、児童の問題、福祉資金の貸付、その他の生活上の問題に対応します。	おやこ応援課
46	ひとり親家庭等に対する手当の適切な支給	父または母がいないか、父又は母が障がいの状態にある 18 歳以下の児童を養育する父又は母若しくは養育者に対し、手当を支給します。 ①豊田市ひとり親家庭等支援手当 ②児童扶養手当 ※支給条件などに多少の相違があります。	おやこ応援課
47	ひとり親家庭等に対する福祉資金の貸付	母子・父子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と向上を図るため、母子・父子家庭の父母又は児童、寡婦家庭の本人又は子に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金などの貸付を行います。	おやこ応援課
48	ひとり親家庭の親の資格取得等支援	ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するために養成機関で修学する場合の修学期間中の生活費負担を軽減するための給付金の支給や、市が指定する教育訓練講座を受講するために要した費用の一部を支給し、より安定した仕事への就職や職場におけるスキルアップを支援します。	おやこ応援課
49	母子家庭等就業支援事業	母子・父子家庭の父母及び寡婦に対し、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの一貫した就業支援サービスや、養育費の取得に関する法律相談などの生活支援サービスを実施します。	おやこ応援課
50	母子・父子家庭医療費助成	母子・父子家庭で 18 歳以下の児童を扶養している父母等及びその児童と、父母のいない 18 歳以下の児童の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。 ※18 歳以下の児童：18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの児童	福祉医療課
51	母子・父子家庭に対する市営住宅の家賃福祉減額	子育て家庭の住環境安定と児童福祉の向上を図るため、20 歳未満のこどもを扶養している母子・父子家庭については、市営住宅の家賃を減額します。	建築保全・住宅課

No.	事業名	事業内容	所属
52	子育て世帯訪問支援事業	要保護児童対策地域協議会で要保護児童・要支援児童及び特定妊婦として管理している家庭や他機関で把握された家庭の中で、特に養育が困難だと市が判断した家庭に対し、ヘルパーなどの専門職員を派遣し、家庭内での養育や家事等の援助支援を行います。	こども相談課
53	養育費確保支援事業	こどもの健やかな成長のため、養育費の継続的な支払いを確保するための「養育費確保支援事業」を実施しています。 養育費の取決めにあたり、公正証書や調停調書等を作成した場合、掛かった費用を補助します。	おやこ応援課
54	発達障がい子育ておはなし会	発達障がいや、気になる様子のある子を育てる家族を対象としたおしゃべり会で、発達障がい児の子育て経験のある親のお話を聞きます。	障がい福祉課
55	児童発達支援昼食費給付金事業	豊田市で支給決定を受けた児童発達支援を利用する3～5歳児で、通所日の活動時間内に自費で対象児が昼食を食べた日数に応じた額を給付します。	障がい福祉課
56	障がい相談支援	障がい者や障がい児の家族等から障がいに関する相談などを受け付ける相談支援を行います。	障がい福祉課
57	重症心身障がい児・者等の家族介護者負担軽減事業	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複し寝たきり状態であり、かつ日常的に医療的ケアを必要とする障がい児及び障がい者（以下「重症心身障がい児・者等」という。）及び指定難病患者を医療機関で短期的に預かることで、日常的に介護する家族の負担を軽減し、重症心身障がい児・者等及び指定難病患者とその家族の福祉の向上を図ります。	障がい福祉課
58	産前産後期間における国民健康保険税軽減制度	出産予定または出産した国保加入者の国民健康保険税が一部減額されます。	国保年金課
59	未就学児にかかる国民健康保険税軽減制度	国保に加入する未就学児にかかる国民健康保険税のうち、均等割が5割減額されます。	国保年金課
60	子ども・子育て支援金制度	子ども・子育て支援の拡充を支える財源の一部とするため、国民健康保険税とあわせて徴収します。高校生年代以下の国民健康保険加入者の均等割額は全額軽減されます。	国保年金課
61	子育て世帯等に対する児童手当の適切な支給	高校修了前の児童を養育している保護者等に対し、児童手当を支給します。	おやこ応援課
62	保育料の軽減	0～2歳児の保育料は、国が定める基準額よりも低く設定し、負担の軽減を図るとともに、第2子以降の保育料について所得制限、きょうだい人数に関わらず無償化します。なお、3～5歳児の保育料は、国の制度に基づき、無償化しています。	保育課
63	放課後児童クラブの拡充	多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、放課後児童クラブの対象を小学5・6年生まで拡大します。	こども・若者政策課
64	放課後児童クラブ利用者負担金の軽減	就学援助世帯の利用者負担金を免除し、負担の軽減を図ります。	こども・若者政策課
65	放課後児童クラブのデジタル化	放課後児童クラブの申込手続、保護者との連絡、現場で働く支援員の各種事務等にICTを活用することで、保護者の利便性向上や支援員の事務負担軽減を図ります。	こども・若者政策課
66	こどもにやさしいまち豊田の魅力発信	こどもにやさしいまちづくり、子育てしやすいまちづくりに力を入れている豊田市の様々な取組を、市内外に発信していきます。	こども・若者政策課
67	定住促進プロモーション「ファースト暮らすとよた」	豊田市の魅力や住まいに関する支援・制度等の情報を発信し、豊田市への定住を促進します。	シティプロモーション課
68	家族形成期支援住戸の整備	年齢構成のバランスのとれた人口構成を実現していくために、家族形成期世代の転出超過を抑制することが必要であり、この世代の居住を支援する取組を推進します。	建築保全・住宅課

No.	事業名	事業内容	所属
69	新生活向け賃貸住宅リノベーション支援補助金	39 歳以下の単身世帯又は夫婦どちらかの年齢が 39 歳以下の世帯の入居を促進するために民間賃貸住宅の改修工事を行う者に対して、その費用を補助することにより、対象世帯の市内居住の促進と民間賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。	都市計画課
70	スマートハウス化設備導入支援	環境に優しい設備等を備えた住宅に対して補助制度があります。	環境政策課
71	子ども医療費助成	24 歳までのこどもの医療に要する保険診療分の自己負担額のうち、以下を対象に助成します。 ・高校生世代（18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日）までの入院・通院分 ・24 歳（24 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日）までの大学院生を除く大学生等の入院分	福祉医療課
72	幼児給食費無償化	市内のこども園等に通園する幼児のいる子育て世帯に対し、経済的負担を軽減するとともに、子育て支援の充実を図るため給食費の無償化を行います。また、食物アレルギー等を理由に弁当を持参、市外の幼稚園等に通園し、市の給食の提供を受けない幼児のいる世帯に対し、給食費相当分の給付金を支給します。	保育課
73	学校給食費無償化事業	豊田市立の小中・特別支援学校に通う児童生徒の給食費を無償化します。	保健給食課
74	通学定期券購入費補助事業	バスで遠距離通学する高校生等の通学費用の経済的な負担軽減を図るため、おいでんバス・名鉄バスで通学する高校生等のバス通学定期券購入費の補助を実施します。	交通政策課

② ライフステージ別の取組

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12 ～ 15 歳）	高校生（15 ～ 18 歳）	青年期（18 ～ 29 歳）	ポスト青年期（～ 39 歳）
1	乳児健康診査	医療機関において、生後 1 か月頃と生後 6 ～ 10 か月頃に発育・発達の診察等が受けられるよう、健診費用の助成を行います。	おやこ応援課	●					
2	3、4 か月児健康診査	3、4 か月児を対象に、疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容：身体測定、内科診察、問診、育児相談、栄養相談	おやこ応援課	●					
3	1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月児を対象に疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容：身体測定、内科診察、歯科診察、問診、歯科個別相談、育児相談、栄養相談	おやこ応援課	●					
4	3 歳児健康診査	3 歳児を対象に、疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容：身体測定、内科診察、歯科診察、視力・聴力検査、問診、育児相談	おやこ応援課	●					

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
5	5歳児健康診査	満5歳になる幼児を対象に身体発育や集団生活での子どもの得意・不得意なところを確認し、成長発達の評価、相談等実施します。 内容：問診、身体測定、集団遊び、内科診察、育児相談	おやこ応援課	●					
6	健診未受診調査	乳幼児健康診査（3か月児、1歳6か月児、3歳児）未受診児を早期に把握し、保健指導や関係機関の支援につなげています。	こども相談課	●					
7	健康診査事後支援教室	発達支援が必要と思われる親子に対し健康診査事後支援教室において、集団遊び・親子遊びを通して、発達の特性に応じた関わりができるよう支援します。また、保健師や臨床心理士、栄養士による個別相談などにより、発達や育児に関する不安の軽減を図ります。	おやこ応援課	●					
8	未熟児療育医療費助成	身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで入院療養を必要とする乳児の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。	おやこ応援課	●					
9	幼児歯科健康診査	むし歯予防に関する意識の啓発を図り、生活環境や口腔状況に応じて個別の歯科保健指導を実施できるよう、医療機関において無料の歯科健康診査を2歳児を対象に実施します。	健康政策課	●					
10	園児むし歯予防教室（よい子の歯みがき運動）の開催	市内に所在するこども園、私立幼稚園の園児を対象に第一大臼歯の保護育成について重点的に普及啓発するとともに、施設の実状に応じて歯科健康教育等を実施します。	健康づくり応援課	●					
11	親子むし歯予防教室の開催	むし歯の増加する時期に、親子で歯・口の健康について関心を持ち、歯みがき習慣の必要性やむし歯になりにくい食生活、フッ化物の応用、乳幼児期の口腔機能について学ぶ機会を提供することを目的に教室を実施します。	健康づくり応援課	●					
12	たべまるを活用した園訪問事業の開催	子育て支援ボランティアとして活動する豊田市母子保健推進員の会とともに、食育キャラクター「たべまる」を活用した園訪問を実施します。 紙芝居やエプロンシアターなどを用いて園児に好ましい食習慣や食の大切さを伝えます。	健康づくり応援課	●					
13	幼児給食費無償化	市内のこども園等に通園する幼児のいる子育て世帯に対し、経済的負担を軽減するとともに、子育て支援の充実を図るため給食費の無償化を行います。また、食物アレルギー等を理由に弁当を持参、市外の幼稚園等に通園し、市の給食の提供を受けない幼児のいる世帯に対し、給食費相当分の給付金を支給します。	保育課	●					
14	学校給食費無償化事業	豊田市立の小中・特別支援学校に通う児童生徒の給食費を無償化します。	保健給食課		●	●			

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
15	学校給食による食育事業	学校給食を活用し、豊田市の特色ある給食の提供と食に関する指導を実施します。	保健給食課		●	●			
16	小・中学生への健康づくり出前講座	健康づくりに関する正しい知識の普及、児童生徒の健康管理意識の向上を図るため健康教育等を実施します。	健康づくり 応援課		●	●			
17	障がい児（こども園児・幼稚園児）研修	障がいのある園児に対し、専門的見地から指導にあたることのできる保育士などを育成するため、障がいの理解や指導方法の研修を実施します。	保育課	●					
18	障がい児保育	豊田市こども発達センターとの連携により、こども園などにおいて、障がい児保育を実施します。実施にあたっては、加配保育士の配置や、園児の状況に合わせた受入れ体制を整えるなどして対応します。	保育課	●					
19	医療的ケア児保育	日常的に経管栄養、導尿その他医療的な行為を必要とする児童に対し、公立こども園において、看護師在園時に医療的ケアを実施します。	保育課	●					
20	インクルーシブ保育の推進	障がいのある児童や外国籍児童などが、地域のこども園において安全・安心に過ごせるよう、保育士の研修体系や内容の見直し等を行い、保育の質の維持・向上を図ります。	保育課	●					
21	障がい児等療育支援事業	在宅の発達障がい児、知的障がい児及び肢体不自由児などの地域における生活を支えるため、こども発達センターにおいて療育支援、相談などを実施します。	障がい福祉課	●					
22	児童発達支援事業	療育が必要な未就学児の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	障がい福祉課	●					
23	児童発達支援センター（ひまわり、たんぽぽ、なのはな）運営事業	発達障がい児、知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケア児及び難聴幼児などに対し、個々の特性を考慮した支援を行います。情緒の安定を図りながら、できる限り健全な社会生活を営めるよう、早い段階から適切な支援を行います。	障がい福祉課	●					
24	外来療育事業（おおぞら、おひさま）	障がいの有無にかかわらず発達支援を必要とする乳幼児（言葉が遅い、かんしゃくが強い、トイレトレーニングが進まないなど）の全体発達を促すとともに保護者への子育て支援をこども発達センターにおいて実施します。	障がい福祉課	●					
25	保育所等訪問支援	こども園等に通う障がい児に対し、こども園等に訪問し集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。	障がい福祉課	●					

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
26	語学指導員派遣事業	日本語の支援が必要な園児の保育補助、保護者との連絡介助などを行うため、外国語と日本語が堪能な語学指導員をこども園に派遣します。	保育課	●					
27	幼児の日本語学習環境整備事業	外国につながるのあるこどもの幼児期における日本語習得を支援するため、日本語教室などを実施するとともに、保護者や保育者向けの啓発、相談対応を行います。	多様性社会共創課	●					
28	多文化子育て支援事業	未就園児を持つ外国につながるのある親子等を対象に、日本での生活、日本語、子育てに関する情報提供、繋がりづくりのための子育てサロンを開催します。	多様性社会共創課	●					
29	園児課外活動参加事業	こども園の屋外、又は総合野外センターにて園児が動物と触れ合う活動に参加したり、年長児が自然の中で体を動かす経験をしたりすることにより、身近な動植物への接し方、挑戦、意欲、自信といったこどもの心身の成長を促進することを目的として実施します。	保育課	●					
30	こどもの運動遊び教室	各園で「こどもの運動遊び教室」を実施します。	スポーツ振興課	●					
31	こども園等のデジタル化	保育業務支援システム、集金業務のキャッシュレスサービスを引き続き活用していくほか、入園や転園にかかる各種申請等について、デジタル化を進めることで、手続きにかかる保護者や保育士の負担を軽減を行います。	保育課	●					
32	こどもの意見表明の仕組みづくり	こどもがより気軽に気持ちや意見を言える仕組みをつくり、意見表明機会の充実を図ります。そのため、こどもたちからの意見を踏まえ、新たな仕組みを調査・研究します。	こども・若者政策課		●	●	●	●	
33	こどもの意見反映の仕組み	こどもの意見反映の手法や好事例などを掲載した豊田市版こどもの意見反映ガイドラインを作成しています。また、市の施策立案や事業実施とこどもの参画をマッチングする取組として「こども提案課ワークショップ」を開催し、こどもの意見を聴いて市政に反映します。	こども・若者政策課		●	●	●	●	
34	子ども会議	市がこどもの意見を聴く機会として、「子ども会議」を開催します。会議では、小学5年生から高校3年生までの子ども委員が約8か月間まちづくりについて考え、話し合い、市長へ意見を伝えます。また、子ども会議のこどもたちの活動を、大学生がこどもに近い視点でサポートします。	こども・若者政策課		●	●	●	●	

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
35	若者との意見交換会	若者の議会への参画機会を創出し、市議会への関心を高めてもらうため、毎年度、担当の常任委員会が対象者の選定、意見交換方法の調整等を行い、担当委員との意見交換会を実施します。	議事調査課		●	●	●	●	
36	学生によるまちづくり提案事業	学生が豊田市のまちづくりに関する事業を提案し、学生自身で事業を実施できるような伴走支援を行います。	こども・若者政策課				●	●	
37	若者によるまちづくり提案事業「WAKATTE」	豊田市の活性化や魅力発信に関する事業等の提案を募集し、審査により採択された事業について、資金や事業運営の支援を行います。	こども・若者政策課				●	●	●
38	中学生の主張発表大会	中学生が、学校・家庭や社会に対して、日頃思っていることや実践していることを発表する機会を提供し、社会性や自立心を養う意見表明の場とします。	こども・若者政策課			●			
39	中学生と地域の大人による対話事業	職業観の醸成や世代間交流を促進するため、中学生と地域の大人が互いの人生や目標などを語り合うプログラムを実施します。	学び体験推進課			●			
40	社会参加バンク	青少年が、地域・社会とのつながりを目的として、様々なボランティア活動の体験を通して、自立心と思いやりの心を育むとともに、地域社会への参画を考える機会と地域の大人とのつながりの機会を提供します。	こども・若者政策課		●	●	●	●	
41	とよた地域クラブ活動	中学校の部活動に代わり、こどもたちがスポーツ・文化芸術活動等に親しむことができる機会を確保します。	学び体験推進課		●	●			
42	地域のこどもの居場所づくりの推進	地域や学校などの施設を有効活用し、こどもが遊びや体験などを通して、地域の大人と交流できる居場所を提供します。	こども・若者政策課		●				
43	多様な主体と連携した居場所づくりの推進	市や学校などの公共施設や企業・事業所の空きスペースを有効活用して、こどもの居場所となり得る場の掘り起こしを行います。	こども・若者政策課		●	●	●		
44	地域の身近な交流拠点である区民会館を活用した「こどもの居場所」づくり事業	地域の身近な交流拠点である区民会館を中学生対象にはテスト週間の自習スペースとして、小学生対象には長期休暇中の室内あそび場として開放します。	高岡支所		●	●	●		
45	こどもと居場所のマッチング	孤立しやすいこどもや若者が社会とつながりを持てるように、こどもの居場所コーディネーターを配置し、居場所の見える化を図るとともに、公的な支援機関や相談機関、地域団体などのネットワークを強化することで、こどもと居場所をつなぐための支援体制の構築を目指します。	こども・若者政策課		●	●	●		

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
46	こどもの居場所マップの構築	地域資源（こどもの居場所となり得る場や、こどもが遊びや体験の中で人とつながる場）の情報を集約し、ICT等を活用してこどもたちや相談機関等に発信します。こどもが地域の居場所を知り、居場所とつながるきっかけをつくれます。令和8年度は、令和9年度に予定しているマップの公開に向けて、掲載する情報の収集及び精査を行います。	こども・若者政策課		●	●	●		
47	プレーパークの開催	鞍ヶ池公園に隣接する里山エリアにおいて、こどもたちが自然の中で自由に遊べるよう、運営知識を持った団体によりプレーパークを開催します。	公園緑地課		●				
48	子ども食堂支援事業	子ども食堂の立ち上げや運営に対し、相談対応、運営支援などの取組を一体的に実施します。	よりそい支援課		●	●			
49	子ども会活動への支援	こどもたちが子ども会活動を通じて、自主性と主体性を育みながら地域で活動できるよう、子ども会活動に係る費用の一部を助成するとともに、行事などにレクリエーション指導者を派遣し、運営を支援します。また、活発な活動を促すための方策を検討します。	こども・若者政策課		●				
50	ジュニアクラブ活動への支援	中学生が地域で大人たちと交流しながら、ボランティアなど、地域で活発に活動できるよう、その費用の一部を助成するとともに、ジュニアクラブの指導者を対象に研修会を開催します。活発な活動を促すため、青少年健全育成推進協議会とともに、その方策を検討します。	こども・若者政策課			●			
51	放課後児童クラブの拡充	多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、放課後児童クラブの対象を小学5・6年生まで拡大します。	こども・若者政策課		●				
52	放課後児童クラブにおける児童の活動内容の充実	空調設備が整備される小学校の体育館を活用する等、放課後児童クラブに参加する児童の活動内容の充実を図ります。	こども・若者政策課		●				
53	宇宙教室	今後規模が拡大していくことが予想される日本の宇宙産業について、市内企業においても技術連携の可能性があると考えています。次代を担うこどもたちが宇宙に関連する様々なことを学び、日頃の学習の好奇心を高めることに加え、より宇宙が身近となる社会をイメージしながら、自分たちの将来を考えるきっかけを作ることを目的としています。	未来都市推進課		●				
54	夢の教室	小学5年生、中学2年生対象。多種目のアスリートやそのOB/OGの方、または文化分野で活躍されている方に「夢先生」として登壇してもらい、夢について考える機会を創出します。	スポーツ振興課		●	●			

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
55	燃料電池教室	市民が水素の有効性について理解し、積極的に活用していこうという機運を醸成するため、次代を担うこどもを対象として水素をより身近に感じてもらうためのプロモーション活動を実施します。	未来都市推進課			●			
56	豊田おいでんまつり出前講座事業	市内小中学校を対象とした出前講座を通して、おいでんまつりの歴史や意義、市職員の業務を紹介することで、児童生徒の興味関心を広げ、地域の取組を知るきっかけとします。また、おいでん踊りを体験することで、地元で継承される踊りへの愛着や技能習得、仲間と取り組むことの協調性を育みます。	産業振興課		●	●			
57	WE LOVE とよた教育プログラム事業	こどもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むため、関係課等と連携した教育プログラムを構築し、学校による豊田市の教育資源の活用を推進します。	学校教育課		●	●			
58	ものづくり教育プログラム事業	小学生を対象に、学校カリキュラムの中で関連付けたものづくり体験を、ものづくりサポーターの支援により実施します。	学び体験推進課 ものづくりサポートセンター		●	●			
59	とよたものづくりフェスタ事業	こどもたちが様々なものづくりを体験・体感できるイベントを、ものづくり団体、大学、高校、中学校等と連携して開催します。	学び体験推進課 ものづくりサポートセンター	●	●	●	●	●	
60	科学技術教育推進事業	主に中学生・高校生を対象とし、企業、大学、関係団体等と連携したハイレベルのものづくり・科学講座等の開催や生徒の活躍を支援します。	学び体験推進課 ものづくりサポートセンター		●	●	●		
61	丘 KOBA プロジェクト	自動車関連企業の達人（プロ）とこどもたちが一丸となって、「未来のモビリティ」製作をします。モビリティ作成の過程を通じて、ものづくりの難しさ、人と協力してつくりあげる喜び、やりがい、達成感などの「ものをつくる心」をこどもたちが育み、思考力や発想力、創造力を高めます。	学び体験推進課 ものづくりサポートセンター			●	●		
62	アントレプレナーシップ事業	こどもたちがアントレプレナーシップを育むための基礎的な知識や起業家の思考などを学ぶプログラムです。知識習得や体験型ワークショップなどを通じて進路選択の拡充や課題発見・解決力等を育みます。高校への出前授業のほか、中高生向けの連続プログラムを実施します。	学び体験推進課			●	●		
63	誰もが市民活動に参加できる機会の提供	社会課題に自然と気づく場を提供するため、市民が気軽に参加できる場の提供、社会課題に対する認識を深めてもらうための講演会やセミナーを開催します。	地域交流課 とよた市民活動センター			●	●	●	
64	いなばら推進事業	どんぐりの湯テーマ館を活用し、地元NPOが主体となって稲武地区のこどもの学びや体験をテーマに活動を実施します。	稲武支所	●	●	●	●		

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
65	豊田市文化・スポーツ施設減免	地域スポーツクラブ等が中学生以下の人数が80%以上でスポーツ施設等を利用する場合、施設使用料を免除します。	スポーツ振興課	●	●	●	●		
66	とよたスポーツフェスティバル	産官学が連携し、こどもをはじめとする多くの市民にスポーツに親しんでもらうため、本市ゆかりのアスリート等と触れ合いながら様々な競技を体験できるスポーツ体験会を実施します。	スポーツ振興課		●	●	●	●	●
67	キッズスポーツフェスティバル	豊田市、豊田市スポーツ協会、豊田市スポーツ少年団が連携し、こども園の年中園児から小学3年生が対象。球技や武道など様々な種目の体験会を実施します。	スポーツ振興課	●	●				
68	こどもスポーツフェスタ	中京大学と連携し、こどもやその保護者を対象とした各種スポーツ体験会を開催します。	スポーツ振興課	●	●				
69	イーグルススポーツ教室	中京大学と連携し、幼児・児童やその保護者等を対象とした各種スポーツ教室を開催します。	スポーツ振興課	●	●				
70	グランパスボールクリニック	こども園の年長園児、小学1・2年生児童を対象に、名古屋グランパスエイトの指導者を派遣します。	スポーツ振興課	●	●				
71	とよたスポーツ体験講座「走り方教室」	小学3年生が対象。元オリンピック出場者から、すべてのスポーツの基礎となる「正しい走り方」を楽しく学びます。	スポーツ振興課		●				
72	とよたスポーツ体験講座「ラグビー教室」	小学4年生が対象。トヨタヴェルブリッツ現役選手又はOB選手によるラグビー教室を開催します。	スポーツ振興課		●				
73	とよたスポーツ体験講座「投げ方教室（ソフトボール）」	小学4年生が対象。トヨタレッドテリアーズ現役選手又はOB選手によるソフトボール競技を取入れたリズム運動、ボールの投げ方指導を行います。	スポーツ振興課		●				
74	とよたスポーツ体験講座「投げ方教室（野球）」	小学5年生が対象。トヨタ自動車レッドクルーザーズ現役選手及びOB選手による野球競技を取入れた運動、ボールの投げ方指導、Tボールを活用したボールゲームを実施します。	スポーツ振興課		●				
75	とよたスポーツ体験講座「パラアスリートによる特別授業」	小学3年生以上が対象。トヨタ自動車所属パラアスリートによる講話とパラスポーツ体験等を実施します。	スポーツ振興課		●				
76	スタント教室	小学1～4年生が対象。中京大学レクリエーション部の学生による、年齢や発達段階に応じた運動遊び、器具を使った運動等の体操教室を実施します。	スポーツ振興課		●				
77	子どもの体力向上推進事業	児童生徒の体力向上及び運動好きな児童生徒を育てるために、各校の現状に合わせた「体力向上1校1実践」の取組を実施します。	学校教育課		●	●			

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
78	ブックスタート事業	親子で絵本を楽しむきっかけをつくるため、健康診査会場で親子 1 組ずつに読み聞かせを実施し、絵本を手渡すことで、家庭での読書活動の推進を図ります。	図書館管理課	●					
79	子どもの読書活動推進事業	こどもが読書に親しみ、図書資料等を主体的に活用するため、お話を始めとする本に親しむイベントや、調べ学習支援のための講座等を実施します。	図書館管理課	●	●	●	●		
80	博物館学習推進事業	小・中学生が実物資料を活用した探究活動を通して、市内の自然・歴史・文化・産業・人々の生活の中にあるたくさんの魅力を発見し、これからの社会に出てからも生かせる資質・能力を育むため、学校と連携した学習プログラムの開発や広報に取り組み、「アクティブ・ラーニングツアー」を推進します。	博物館		●	●			
81	そらのコンサート	未就学児の親子向けのコンサートを開催し、コンサートホールとクラシック音楽に親しんでもらう機会を作ります。	文化振興課	●					
82	こども向けコンサートの開催	0 歳から参加できるコンサートや、こどもをターゲットとしたオーケストラコンサートを開催し、コンサートホールとクラシック音楽に親しんでもらうきっかけを作ります。	文化振興課	●	●	●			
83	こども向け能楽鑑賞会の開催	能楽体験ワークショップやこども向け解説付きの鑑賞会を開催し、能楽に親しんでもらうきっかけを作ります。	文化振興課	●	●	●			
84	こどもアート縁日	こどもを対象としたアートワークショップを開催し、アートに親しむきっかけを作ります。	文化振興課	●	●				
85	コンサートホール・能楽堂アウトリーチ事業	幅広い層の市民がクラシック音楽や能楽に触れる機会を提供するため、アーティストを主に小中学校に派遣し、演奏や体験等を行うアウトリーチ事業を実施しています。	文化振興課		●	●			
86	コンサートホール・能楽堂公演こども招待	コンサートホール・能楽堂で開催する一部の公演に、小学生～18 歳を招待します。（か～るくクラシック公演は 4 歳～18 歳）	文化振興課		●	●	●		
87	文化活動者派遣事業	文化活動者を学校に派遣し、こどもたちの感性やコミュニケーション能力、表現力を育成します。	文化振興課		●	●			
88	とよたこども創造劇場	舞台芸術、創造活動を通じ、次代を担う演劇人を育成します。	文化振興課		●	●			
89	児童招待公演 ニッセイ名作シリーズ	市内小学 3、4 年生を対象に、日生劇場の芸術鑑賞教室の招待公演を実施します。	文化振興課		●				
90	児童招待公演 こころの劇場	市内小学 6 年生を対象に、劇団四季のミュージカルの招待公演を実施します。	文化振興課		●				

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
91	感動体験機会の提供	児童生徒が、感動体験を通して豊かな情操を育むことができるよう、一流の文化・芸術に触れる機会を提供します。	学校教育課		●	●			
92	名フィル連携協定事業	豊田市と名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携協定により、毎年行われる豊田市コンサートホールでの公演に合わせて、小中高生の5組10名に公演チケットをプレゼントし、指揮者と記念撮影を行う「マエストロシート招待」を行っています。	文化振興課		●	●	●		
93	吹奏楽フェスティバル	豊田、みよし地区で活動する豊田吹奏楽連盟所属の中学校、高校、一般の吹奏楽団が、練習の成果を披露し合うとともに、合同バンドの演奏などを通して交流を図ることによって、地域の音楽文化の振興を図ります。	文化振興課			●	●		
94	和紙良いフェスタ	こどもたちが普段触れることの少ない和紙を使う体験をととして、和紙、伝統文化、伝統産業などに関心を持ってもらいます。手作り体験により創作意欲と想像力を養ってもらいます。	小原支所 和紙のふるさと		●	●	●		
95	自然体験交流事業	総合野外センターの四季の自然に親しむ事業を通じて、学校や学年を超えたこども同士の交流を図ります。	こども・若者政策課		●	●	●		
96	自然観察の森におけるジュニアボランティア	森や自然を守り、維持するために必要なことを学ぶとともに保全等に関わる若い世代を育てることを目的に、豊田市自然観察の森での森林整備や調査の機会を提供します。	環境政策課		●	●	●		
97	自然観察の森における環境学習	自然体験講座や小学校向けの環境学習プログラムを実施することで自然とのふれあい機会を提供しています。	環境政策課	●	●	●	●	●	
98	エコットにおける環境学習	エコライフを楽しく学ぶための体験型のプログラムを用意しています。収集されたごみの行方を実際に見学する機会を提供しています。	環境政策課	●	●	●			
99	エコットにおけるボランティア	エコライフを楽しく学ぶための体験型のプログラムを提供するボランティアを募集しています。	環境政策課				●	●	
100	ラムサール湿地学習	自然保全意識や地元への愛着を形成することを目的として、地元小学校においてラムサール湿地に関する学習および保全活動を実施します。	環境政策課		●				
101	グリーンツーリズム推進費補助金	小中学生を対象とした農山村交流事業を推進し、農山村地域の自然や文化、住民との交流を促進するため、セカンドスクール事業を実施するグリーンツーリズム推進団体等を支援します。	農政企画課		●	●			

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
102	市及び豊田市農産物ブランド化推進協議会による地産地食推進事業	マルシェや体験イベント等を通じて市内産農産物を身近に感じ、地産地食を意識する人を増やすため、若年層を中心に PR を行います。	農政企画課	●	●	●	●		
103	地産地食冒険隊	小学生及び保護者並びに中高生を対象に、農業体験を通じた農業や農業者とのふれあいや交流を促進することで農業の魅力や農業の重要性を学ぶ機会を創出します。	農政企画課		●	●	●		
104	親子で一緒に収穫祭	豊田市の農業や豊田市産野菜の魅力を身近に感じてもらうため、さつまいもの収穫体験のほか、収穫物の重量比べと重量当てゲーム、さつまいもの歴史と雑学説明会、農機具の展示などを実施します。	農ライフ創生センター	●	●				
105	たのしく親子で食育講座の開催	こどもたちが将来にわたり、好ましい食生活や食習慣を身に付けられるよう、幼児から小中学生のこどもと保護者を対象に、調理実習や講話などによる講座を実施し、食育を推進します。	健康づくり応援課	●	●	●			
106	林業体感・見学ツアー	森づくりを担う人材の確保及び育成を図るため、全国の林業大学校生及び県内の高校生等に森林作業現場を体験してもらい、林業や森林の魅力を感じてもらい「林業体感・見学ツアー」を豊田森林組合などと協力して開催します。ツアーを通して林業について知ってもらうことで、参加者に市内の林業経営体を就職先の選択肢として考えてもらうきっかけとします。	森林課				●	●	
107	矢作川流域学習プログラム事業	小学5年生で学ぶ単元「私たちの生活と森林」と「環境を守る私たち」について、豊田市の森林と矢作川を題材とした教育プログラムを作成して、市内全校に展開します。	森林課 環境政策課 矢作川研究所		●				
108	矢作川学校実行委員会事業	川遊びを通して川の自然や文化を守り継承することも育成するために、小中学校の総合学習、交流館等が主催する自然観察会への講師派遣や、学生が研究発表するミニシンポジウムの開催を実施します。	矢作川研究所		●	●	●	●	
109	水道・下水道ポスターコンクール	将来を担うこどもたちに上下水道の大切さを理解してもらうため、平成8年度から毎年夏休みの時期に、市内の小学4年生から6年生までを対象にポスター作品を募集しています。	（上下水） 総務課		●				
110	下水道出前講座	市内小学4年生を対象として下水道の役割や水の循環について講義を行う「下水道出前講座」を開催しています。	（上下水） 総務課		●				
111	水循環デジタルスタンプラリー	日頃の暮らしを支える上下水道事業を知ってもらうとともに、健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めてもらうことを目的として、水循環デジタルスタンプラリーを開催しています。	（上下水） 総務課		●	●	●	●	●

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
112	水源の森探検隊	矢作ダム周辺に住む中学生を対象に、専門家から森林の役割や間伐の効果などを実際に「見て」「聞いて」「体験」することで、水源林の役割や間伐の重要性を理解するとともに、水源林への興味や関心を高めることを目的に開催しています。	（上下水） 総務課			●			
113	選挙出前トーク	主権者教育の一環として未来の有権者である小中学生に対して、就学時から選挙の重要性を認識し、選挙を身近に感じてもらうことを目的に「選挙出前トーク」を実施します。	選挙管理委員会 事務局		●	●			
114	とよたおいでんバス 利用促進事業	おいでんバスに親しみや興味を持つ人を増やし、バス利用促進を図るため、こどもたちがおいでんバス等の公共交通機関を利用して地域の魅力を再発見したり、学びの機会を広げたりするための施策を実施します。	交通政策課	●	●	●	●		
115	ふれあいバス体験 乗車会	前林地域内のこども園や小中学校に対してふれあいバスの体験乗車会をPRし、前林地域内の園児・小中学生を対象とした体験乗車会を通して、ふれあいバスの将来の利用促進を図ります。	高岡支所	●	●	●			
116	世界ラリー選手権を 活かした交通安全 啓発事業	主に小学生を対象にラリーカーのデモランやラリードライバーによる交通安全教室を開催し、世界ラリー選手権に対する機運醸成と交通安全啓発を図ります。	高岡支所		●				
117	交通安全教室の開催	交通事故の被害者になりやすい幼児・児童を対象に、交通安全学習センター内の教室・模擬市街地などを使用し、交通安全指導を行います。また、自転車事故に遭いやすい中学生、高校生を対象に、交通安全学習センターのスタッフが学校に出向き、自転車の安全利用指導を行います。	交通安全防犯課	●	●	●	●		
118	安全・安心な まちづくり 「交通安全対策事業」	前林地域内の小中学生に対して自転車の乗り方や交通ルール等を学習する講習会を開催し、交通安全知識の向上を図ります。	高岡支所		●	●			
119	子どもの防犯教室の 開催	登下校時、放課後などにおいて、こどもが連れ去りなどの被害に遭わないよう、こども自身の防犯力（危険回避能力、自己防衛能力）の向上を図ります。	交通安全防犯課		●				
120	薬物乱用防止講習会の 開催	薬物の正しい知識を普及させるために、市内小中学校及び高校等で薬物乱用防止講習会を開催します。	健康政策課		●	●	●	●	
121	防災キャンプ事業	災害時を想定し、学校や社会教育施設等を避難所とした生活体験など体験型の防災教育プログラムを実施する防災キャンプを実施し、災害や被災地の対応等の理解を深め、地域の一員としての青少年の防災教育と地域の絆づくりを推進します。	防災対策課		●	●			

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
122	地域住民がつながる防災対策事業	主に小中学生を対象とした地域の防災フェスタを開催します。企業、大学、関係団体等がブースを展開し、地域の防災意識の向上を図ります。	高岡支所		●	●			
123	災害に強いまちづくり事業「前林防災運動会」	防災を起点とした地域の絆を深める取組として前林地域全体で自治体対抗の防災運動会を実施し、地域防災力の向上を図ります。	高岡支所		●	●			
124	生涯学習出前講座制度を活用した防災学習講座の実施	生涯学習出前講座のメニューとして、小中学校、高校、大学、自治区、自主防災会、企業等を対象に「災害に備える」、「マイ・タイムラインを作ろう」、「避難所運営ゲーム」、「クロスロード」、「避難所設営体験」を実施しています。	防災対策課		●	●	●	●	
125	こどもに向けた防火防災教育の充実	小学生の防火防災についての関心を高めるため、小学3年の授業（社会科：火事からくらしを守る）で消防職員が講師となり、防火防災教育を実施します。	予防課		●				
126	こども園の園児と防火散歩	地域住民の防火意識の向上を目的として、消防職員と園児による防火広報を園外散歩を通じて行います。また、園児への防火教育と園内の消防用設備の紹介を行います。	（南）消防1課	●					
127	幼年消防クラブ	幼年期から地震の備えの大切さを学ぶため、地震体験車を派遣します。 また、花火による事故や火災を未然に防止することを目的に、指導用の花火を配布します。	予防課	●					
128	少年消防クラブ	少年消防クラブ員（小学5年～中学3年）の防火意識を深めることを目的に、防火をテーマとしたポスター及び習字の作品を募集します。	予防課		●	●			
129	高校生消防クラブ	高校生の防火防災意識の向上を図るため、希望する高校生に防火講習などを行い、各校の防火防災リーダーとして同世代への情報発信を支援します。	予防課				●		
130	学生機能別団員	市内大学・専門学校の学生を「機能別消防団員」として任命し、若年層の防災意識の向上を図るとともに、地域防災の担い手として防災知識・技術が習得できるよう研修育成。学生には、消防団員として防災知識・技術が習得できるよう研修や訓練を実施します。	防災対策課					●	
131	大学との防火防災連携	防火防災に関する事業立案・運営を中京大学と連携し、学習センター利用者及びイベント来場者の防火防災意識の向上を図ります。	予防課					●	
132	消防こども写生大会	こどもたちの消防に対する関心と防火意識の高揚を図るため、消防署に配置されている消防車や救急車などを自由に写生してもらうイベントを開催します。	予防課	●	●				

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
133	救急理解啓発事業	小学5年生と中学2年生を対象に、救急車の必要な場合や救急車を呼ぶ方法を学び、緊急時に自らの意思で行動できるようタブレット学習をします。また、家族とともに学習後アンケートを実施することで学習内容を各家庭にも展開します。	救急課		●	●			
134	小中学生に対する応急手当普及促進事業	小中学校全校において、応急手当講習を実施します。	救急課		●	●			
135	英語教育の推進事業	外国語指導助手（ALT）と連携した言語活動を実施し、児童生徒のコミュニケーション能力を高めるとともに、異文化理解の促進を図ります。	教育センター		●	●			
136	こども国際クラブ事業	海外出身の講師等から世界の文化、言語等を学び、相互理解、相互尊重の基礎を身に付けることを目的に、1年間を通じた活動を行います。	多様性社会共創課		●				
137	多文化共生居場所づくり事業	公立の学校と距離のある、外国につながるのあるこどもが安心して過ごせる居場所を提供し、日本語学習及び教科学習の支援と、日本での就学、進路選択に係る情報提供、相談対応を行います。	多様性社会共創課		●	●	●		
138	姉妹都市との学校間交流プログラム	姉妹都市（米国デトロイト市、英国ダービーシャー）と市内の高校との交流機会を創出することで、国際感覚の醸成及び本市の国際化推進を担う人材の育成を行います。	多様性社会共創課				●		
139	姉妹都市への高校生派遣事業	市内在住の高校生を姉妹都市（米国デトロイト市、英国ダービーシャー）へ派遣し、国際感覚の醸成及び本市の国際化推進を担う人材の育成を行います。※米国デトロイトは派遣と受入を隔年実施。	多様性社会共創課				●		
140	姉妹都市からの高校生受入事業	高校生を姉妹都市（米国デトロイト市）から受け入れ、都市間交流の促進とともに、市内高校での交流プログラムを通じて、市内高校生の人材育成に繋がります。※米国デトロイトは派遣と受入を隔年実施。	多様性社会共創課				●		
141	国際理解教育支援事業	海外出身の講師や国際交流協会の職員を派遣し、国際理解教育の授業を支援します。	多様性社会共創課		●	●	●		
142	とよた SDGs ミライ大学	主に小中学生を対象に、企業・団体がSDGsに関連する講座等を行い、こどもたちがSDGs達成に向けて自ら行動するきっかけを作り出すことを目的としています。	未来都市推進課		●	●			
143	いのちの学び事業	こども園・小学校を対象に犬とのふれあい教室やいのちの教室、モルモットのホスティング事業を開催し、生き物を通じたいのちについての学ぶ機会を提供します。	保健衛生課（動物愛護センター）	●	●				

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
144	こころとからだの性教育の開催	主に中学生を対象に、男女の「性」について正しく理解し、自分や相手を大切にすることを育む教室を開催します。	おやこ応援課			●			
145	子どもの権利学習プログラム	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム（幼児版、小学生版（低学年、中学年、高学年）、中学生版、保護者版）を実施します。幼児にはこども園と家庭で連携しながら、児童生徒には道徳の授業などで実施することで、こどもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。	こども・若者政策課	●	●	●			
146	「人権教室」の開催	人権を自分自身の問題として考える機会を提供し、人権尊重の思想の普及、啓発を行います。	市民相談課	●	●	●			
147	親と子の電話相談「はあとラインとよた」	こどもや保護者が抱える様々な悩みなどの相談に対応します。臨床心理士・公認心理師との対話を通して、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介するなどして、社会からの孤立を防ぎます。	青少年相談センター		●	●	●		
148	とよた子どもの権利相談室「こことよ」の運営	こどもの身近な悩みや権利侵害について、こども自身が気軽に相談できる窓口として、とよた子どもの権利相談室「こことよ」の運営を行い、関係機関との連携のもと、こどもの救済、悩みの解決を図ります。	とよた子どもの権利相談室、こども・若者政策課		●	●	●		
149	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣事業	児童生徒・保護者の心のケアや福祉面での支援の充実を目指し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーがより積極的に学校と連携できるように、派遣等による相談体制を強化します。	青少年相談センター		●	●			
150	こども・若者総合相談センターの運営	自立に困難を抱えるこども・若者が就労や社会参加などを行うため、関係機関による包括的な体制で自立に向けた支援を実施します。	こども相談課		●	●	●	●	●
151	いじめ・不登校対策事業	いじめの防止や対応、不登校児童生徒の自立支援などに関する各種対策事業を実施します。	青少年相談センター		●	●			
152	教育支援センターの活動内容の充実	不登校児童生徒の社会的自立を目指し、教育支援センターにおいて、社会性や自主性を育成する活動内容の充実を図ります。	青少年相談センター		●	●			
153	ふれあい給食事業	パルクとよた、学校給食委託事業者と連携し、不登校児童生徒とその保護者を対象に、学校給食の魅力を感じてもらうことを目的に、市内の給食センターで給食の試食会を実施します。	保健給食課		●	●			
154	子どもの学習・生活支援事業	経済的理由等により学習環境が整っていないこどもに対し、ボランティア等による集合型学習支援を実施するとともに、生活習慣の形成・改善など家庭全体への支援を行います。	よりそい支援課		●	●	●		

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
155	放課後児童クラブにおける配慮が必要な児童への支援	配慮が必要な児童を含めたすべての児童が放課後児童クラブで安心して楽しく過ごせるよう、放課後ソーシャルワーカーを配置し、放課後支援員等への専門的なアドバイスの実施や、学校を始めとした関係機関との連携体制を整備します。	こども・若者政策課		●				
156	放課後等デイサービス事業	障がいのある小学生、中学生、高校生の放課後や長期休暇中の活動の場として、デイサービス事業所などにおいて、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進などの療育を行います。	障がい福祉課		●	●	●		
157	貧困状態にある子どもへの支援事業	学校を窓口とした福祉関係機関との連携及び就学援助制度等による経済的な支援を推進します。	学校教育課		●	●			
158	自立支援（育成）医療費助成	肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡感覚機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいなど、確実に治療効果が期待できる18歳未満の児童の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。	おやか応援課	●	●	●	●		
159	中等度以下難聴児補聴器購入費等助成制度	身体障がい者手帳の交付対象とならない中等度以下の難聴児の言語や精神の発達、学力の向上など児童の成長を支援するため、補聴器購入費等の一部を助成します。	障がい福祉課	●	●	●	●		
160	慢性疾患等を抱える家庭への支援	小児慢性特定疾病の治療にかかる医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。また、家族への情報提供や交流会の開催などによる支援を行います。	保健支援課	●	●	●	●		
161	じゃんだらりん♪～若年性認知症本人・家族会～	65歳未満で認知症を発症した人とその家族が集まり、交流会を開いています。「気持ちが高くなる」「安心して集まれる」「仲間がいる」会を目指し、活動しています。	高齢福祉課						●
162	高齢者等補聴器購入費助成事業	コミュニケーションの円滑化による生活の質の改善や、社会的孤立を防ぎ、社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。	高齢福祉課					●	●
163	就学支援事業	生活保護受給世帯のこどもの高校進学、高校中退防止のため、就学支援ケースワーカーと就学支援相談員を配置し、意識啓発及び情報の周知などの支援を行います。	生活福祉課			●	●		
164	キャリア形成支援事業	外国につながるのあるこどもにも、多様なロールモデルに触れる機会を提供するため、協力者リストを作成し、キャリア教育の授業等での活用を促します。	多様性社会共創課		●	●	●		
165	外国人児童生徒等教育事業	外国人児童生徒等の小・中学校への適応を進めるため、日本語指導や学習相談、支援等を実施します。	学校教育課		●	●			

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
166	サークル・グループ文化祭	青少年団体で組織する実行委員会が企画運営し、日頃の活動を広くPRし、新規団体及び新メンバーの獲得につなげる機会を提供します。	こども・若者政策課		●	●	●	●	●
167	レクリエーション指導者派遣	レクリエーション指導者団体同士の情報交換を行うとともに、子ども会等へ指導者を派遣し、子ども会等の活動支援を行います。	こども・若者政策課		●				
168	キャンプスタッフトレーニングキャンプ及びプログラム研修会	大学生を野外活動の指導者として養成します。大学生は、自然活動体験を通じて、こどもたちと共に遊び、楽しみ、お互いに学び成長していきます。また、大学生同士の交流の場として、支援者のネットワークづくりを推進します。	こども・若者政策課					●	
169	中高連携事業	市内の公立高校の特色ある取組や魅力をPRする「豊田市高等学校魅力発見フェスタ」の開催や、中学校と高校の教員が互いの授業を参観する授業交流を実施します。	学校教育課			●	●		
170	高校生ボランティアスクール	西三北地区公立高校及び市内私立高校と連携し、高校生がボランティア活動を行う機会を創出します。保育、福祉などのコース活動と公共イベントなどのコース外活動を行います。	こども・若者政策課				●		
171	高校生・大学生への健康づくり出前講座	講話や調理実習、健康チェック等を通して、自分の生活を振り返り、好ましい生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。	健康づくり応援課				●	●	
172	学生交流塾	高校3年生以上の学生・生徒が学校・学年の垣根を越えて集い、まちづくりやボランティアなどの活動を行う学生団体「とよた学生盛り上げ隊」の支援を行います。また学生団体同士の交流を図ります。	こども・若者政策課				●	●	
173	二十歳のつどいの開催	20歳を対象に、地域ぐるみで二十歳の節目を迎える若者の成長を祝う内容の事業を開催します。	こども・若者政策課					●	
174	二十歳のつどい横につながる実行委員交流会	二十歳のつどいの実行委員が情報交換等を行うことで、各地区の二十歳のつどいの企画・運営に生かせるような会議を行います。	こども・若者政策課					●	
175	ライフデザインセミナー	将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、結婚・子育て・ワークライフバランス等に関する必要な知識や情報を学べるセミナーとグループワーク等を取り入れたライフデザインセミナーを実施します。	こども・若者政策課				●	●	●
176	結婚新生活支援補助金	婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、移住定住を促進するほか、新規に婚姻した世帯における経済的不安の軽減を図ることで地域における少子化対策の推進を図ります。	都市計画課					●	●

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
177	若年者就労支援事業	若年者に対して就職に必要な知識・スキルについてセミナー等を実施し早期就労につなげるとともに、キャリアコンサルタントによるカウンセリングを行い、職業的自立を支援します。	産業人材活躍課				●	●	●
178	若者応援事業	青少年の独身者を対象に、立食パーティーや交流ゲームなどのイベントや活動を通して出会い、交流できる活動を実施します。また、自分の将来を見つめなおすキャリア教育的視点による講演会や、企業関係者や教員と若者がキャリアについて学び合う塾の開催などを実施します。	こども・若者政策課					●	●
179	若者倶楽部	まちづくり等社会参加型事業の担い手として活躍する大学生から39歳までの若者で構成される若者団体の支援を行います。	こども・若者政策課				●	●	●
180	活動支援事業	青少年団体、若者グループ、高校・大学のゼミ・クラブ活動、個人などが青少年センターのサロンを活用して、自己表現する機会を提供します。	こども・若者政策課			●	●	●	●
181	家族交流支援事業	総合野外センターの自然に親しみ、課題や作業に取り組むことで家族の絆を深め、また家族間の交流を図ることでこどもが様々な世代の人に触れ合う機会を提供します。	こども・若者政策課		●	●			
182	奨学生交付金事業	中学3年生及び高校生、大学生のうち、成績優秀であり、かつ、経済的な理由により修学困難な者に対して、給付型奨学金を支給します。	教育政策課			●	●	●	
183	通学路整備事業	関係機関と連携し、児童生徒が安全に登下校できる通学路の整備を進めます。	学校教育課		●	●	●		
184	通学定期券購入費補助事業	バスで遠距離通学する高校生等の通学費用の経済的な負担軽減を図るため、おいでんバス・名鉄バスで通学する高校生等のバス通学定期券購入費の補助を実施します。	交通政策課				●		
185	特色ある学校づくり推進事業	特色と活力ある学校づくりを推進するため、校長の自由裁量予算を確保し、必要な人員配置や、地域の文化や芸術に関わる活動、交流や勤労生産に関わる活動等を学校独自に展開します。	学校教育課		●	●			
186	きめ細かな教育推進事業	豊田市独自の少人数学級とともに、少人数指導の方法の工夫改善や非常勤講師等の効果的な配置により、きめ細かな教育を推進します。	学校教育課		●	●			
187	学び続ける教員の育成推進事業	「豊田市教員人材育成プラン」を踏まえ、キャリアステージに応じた教員研修の実施とOJTの充実を推進します。	教育センター		●	●			
188	地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業	業務改善に向けた学校マネジメントの実施、地域学校共働本部と連携した地域人材活用の取組など、教職員の長時間労働を是正します。	学校教育課		●	●			

No.	事業名	事業内容	所属	乳幼児期	学童期（小学生）	中学生（12～15歳）	高校生（15～18歳）	青年期（18～29歳）	ポスト青年期（～39歳）
189	ICT活用・整備推進事業	ICT機器を活用した「主体的・対話的で深い学び」を推進するための学習スタイルの構築及びICT環境の整備を推進します。	教育センター		●	●			
190	「主体的・対話的で深い学び」推進事業	「主体的・対話的で深い学び」につながる授業づくりについて研究し、各学校で指導方法の工夫・改善を実施します。	教育センター		●	●			
191	道徳教育の推進事業	道徳の教科化に伴う教育課程の編成等、道徳教育を推進します。	教育センター		●	●			
192	ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組	ソーシャルメディアの適切な利用に向けて、青少年健全育成推進協議会やPTA 連絡協議会などの市民団体と連携し、啓発活動などを展開します。	こども・若者政策課		●	●	●		

③ ライフステージを通しての取組（ライフステージ全体及び社会全体に関わること）

No.	事業名	事業内容	所属
1	プレコンセプションケアの推進	プレコンセプションケアに対する興味関心が高まるように、若い世代を対象とした性に関する教育、ホームページ等を活用した情報発信を行っていきます。 教育機関等と連携して自らの生活や健康に向き合う取組を推進します。	おやこ応援課
2	「妊産婦にやさしい環境づくり」に向けた啓発等の実施	マタニティマークの周知による市民への啓発や「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及などにより、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。	おやこ応援課
3	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防啓発	乳幼児突然死症候群（SIDS）を予防するため、妊娠中・育児期間中の喫煙防止や同居家族の分煙に関する教育を実施します。また、揺さぶられっ子症候群などの予防啓発を実施します。	おやこ応援課
4	豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の開催	妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や体調に不安のある母親及びこどもに対して、病院から家庭・地域における切れ目のない子育て支援の充実を図るため、保健・医療・福祉などの関係機関によるネットワーク会議を開催し、連携の強化を図ります。	おやこ応援課
5	こどもと居場所のマッチング	孤立しやすいこどもや若者が社会とつながりを持てるように、こどもの居場所コーディネーターを配置し、居場所の見える化を図るとともに、公的な支援機関や相談機関、地域団体などのネットワークを強化することで、こどもと居場所をつなぐための支援体制の構築を目指します。	こども・若者政策課
6	地域資源を活用したこどもの支援体制の充実	公的な支援機関や相談機関（こども家庭センターやこども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽー」等）に加えて、こどもの支援を行う市民団体や地域ボランティア等の地域資源の把握を行います。次に、それらが地域で包括的に連携するネットワークを構築することで、困難を抱えるこどもや子育て家庭を適切な支援先につなぎ、ヤングケアラーや貧困などのこどもの権利侵害に迅速に対応できるようにします。	こども・若者政策課 こども相談課

No.	事業名	事業内容	所属
7	コミュニティ・スクール/ 地域学校共働本部推進事業	地域と学校が連携・共働し、地域全体でこどもの成長を支えていく組織の活動を推進し、小・中学校、交流館など地域の関係機関との連携及び地域ぐるみの教育を推進します。	学校教育課
8	支援が必要な子どもの居場所づくり事業	地域の中で見守りが必要なこどもの居場所の立ち上げや運営に対し、相談対応、運営支援などの取組を一体的に実施します。	よりそい支援課
9	いなばラバ推進事業	どんぐりの湯テーマ館を活用し、地元NPOが主体となって稲武地区のこどもの学びや体験をテーマに活動を実施します。	稲武支所
10	メタバースとよた	こども等を対象とした課外活動や居場所作りなどのイベントが開催できる環境を整備しました。その他、不登校児童生徒や引きこもりの方の関係者を対象とした相談会の実施など、幅広い活動が展開できます。	情報戦略課
11	市内こども料金の無料化	豊田市は令和5年4月1日からこども支援策として、こどもの学び・体験に資する施設について、個人利用する場合に支払う料金を無料にしています。 市内こども料金の無料化は、こども達が本市の公共施設を利用し、学び体験を重ねることを通じて豊かな人間性を培い、本市へ愛着心を持ってもらうために実施しています。	財政課
12	こども家庭センターにおける児童虐待への早期対応及び子育て相談・支援	児童虐待通告に対し必要な調査等を迅速に実施し、48時間以内の児童の安全確認を行うとともに、児童相談所・警察と連携して適切な対応を行います。 また、関係部署、関係機関との連携により市民に寄り添った相談支援を行うことで、児童虐待等の発生予防に努めます。	こども相談課
13	こども・若者支援地域協議会の開催	不登校・ひきこもり等困難を抱えるこども・若者の自立に向けた支援を福祉や就労や教育など、様々な機関が連携し、専門性を生かして、包括的な支援をします。また、担当者レベルでの会議を開催し、顔の見える関係を築き、連携強化をしていきます。	こども相談課
14	こども家庭センターにおける相談支援体制の充実	児童虐待への迅速かつ的確な対応を行うため、専門的な知識を持つ人材の確保に努めるほか、職員体制の充実を図ります。	こども相談課
15	要保護児童・DV対策協議会参加機関の連携による要保護児童等の早期発見 早期対応及び適切なケース進捗管理	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な支援を行うため、要保護児童・DV対策協議会の関係機関が連携し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対し適切な支援が行われるようにします。	こども相談課
16	児童虐待防止のための啓発事業	各種団体への講師派遣、出前講座等を通じ、児童虐待に関する市民の理解を深め、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた啓発を行います。	こども相談課
17	児童虐待防止教育	こどもへの虐待を防ぐために、こども自身が具体的な対応方法を学ぶとともに、保護者、こども園・学校関係者などが、こどもへの虐待についての知識を持ち、信頼できる大人としての適切な対応について学ぶための児童虐待防止教育（CAPプログラムによるワークショップ）を実施します。	こども相談課
18	障がい相談支援	障がい者や障がい児の家族等から障がいに関する相談などを受け付ける相談支援を行います。	障がい福祉課
19	特別支援教育の推進事業	身近な地域での特別支援教育に関する諸問題を解決するために、ブロックサポート体制による取組を推進します。	青少年相談センター
20	重症心身障がい児・者等の家族介護者負担軽減事業	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複し寝たきり状態であり、かつ日常的に医療的ケアを必要とする障がい児及び障がい者（以下「重症心身障がい児・者等」という。）及び指定難病患者を医療機関で短期的に預かることで、日常的に介護する家族の負担を軽減し、重症心身障がい児・者等及び指定難病患者とその家族の福祉の向上を図ります。	障がい福祉課

No.	事業名	事業内容	所属
21	DV 相談に関する情報提供	DV 相談窓口の情報やチェック項目などを掲載したリーフレットを市内公共施設や病院、大型店などに協力を依頼し、設置します。	ジェンダー平等推進センター
22	ジェンダー平等推進講座の開催	ジェンダー平等社会を実現するためジェンダー平等推進セミナー、女性応援講座、男性応援講座、小学生を対象とした性別に捉われない職業体験イベントなど様々な講座やイベントを開催し、市民のジェンダー平等意識を高めます。	ジェンダー平等推進センター
23	男性の家事・育児講座等を通じた意識の向上	男性が家事や子育てのスキルを身につけることにより、家庭での役割分担や関わり方の見直しのきっかけを作ることを目的に、男性応援講座、ジェンダー平等推進セミナー等様々な講座等を開催し、男性の主体的な参画を推進します。	ジェンダー平等推進センター
24	豊田子ども条例の啓発	こどもの権利を保障し、社会全体でこどもの育ちを支え合うことにより、豊田市の未来を担う子どもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現するために制定した「豊田子ども条例」を広く周知し、こどもにやさしいまちづくりを推進します。	こども・若者政策課
25	市民との共働によるこどもの権利啓発	こどもの権利に関心の高い市民団体や企業・事業所などと共働して、市民講師による出前講座や、とよたこどもの権利フォーラムの開催など、こどもの権利の理解を広める取組を実施します。行政だけでなく市民と共働することで、こどもの権利を理解する市民のすそ野を広げます。	こども・若者政策課
26	ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体としての取組の推進	こどもの権利を実現することに積極的に取り組むユニセフ日本型 CFCI 実践自治体として、ユニセフが定めるこどもにやさしいまちの世界的な基準をもとにチェックリストを作成し、豊田市の取組状況を分析・評価します。	こども・若者政策課
27	とよた子どもの権利相談室「こことよ」の体制強化	相談員に指導・助言を行うスーパーバイザーを配置し、相談員の専門性を高めることでこどもの権利救済のための体制を強化します。	とよた子どもの権利相談室、こども・若者政策課
28	子どもの権利擁護委員の設置	こどもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、「豊田子どもの権利擁護委員」を置いています。	とよた子どもの権利相談室、こども・若者政策課
29	ヤングケアラーの啓発	ヤングケアラーについて、こども自身も含めて社会的な認知度を向上するために、広く周知・啓発を行い、早期発見や適切な支援につなげていきます。	こども相談課
30	こども園における園評価	こども園における教育・保育の方針や内容などの運営状況について、自己評価及び保護者などの園関係者による評価を行い、教育・保育の質の向上に努めます。	保育課
31	こども園における地域活動事業	こども園の有する専門的機能を地域住民のために活用するため、地域の子育て家庭に対する育児講座の開催、世代間のふれあい活動、異年齢児交流の実施など、地域のニーズに応じた幅広い活動に取り組みます。	保育課
32	保育士の確保と働きやすい環境の整備	大学等との連携や採用手法の見直しなどにより、必要な保育士を確保します。また、こども園等のデジタル化の推進などにより事務負担を軽減することで、保育士が保育に専念できる働きやすい環境を整備します。	保育課
33	一定規模以上の集団保育環境の確保	自主性・自立性・協調性などが培われる幼児期において、集団が固定化することなく、多様な個性と関わりを持つことができる環境を整えます。	保育課
34	豊田市認証保育所制度	市が独自に設定した認証基準により、認証を受けた認可外保育施設に対して運営費を助成します。	保育課

No.	事業名	事業内容	所属
35	こども園の手厚い設備・運営基準の設定	こども園、幼保連携型認定こども園の設備・運営基準において、職員配置基準、居居面積基準を国基準より手厚く設定し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	保育課
36	公立こども園の園舎の整備	公共施設等総合管理計画などに基づき、園舎の改築や計画的な修繕などを実施し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課
37	公立こども園の駐車場整備	こども園への送迎方法の変化などに対応し、駐車場が不足している園について必要な整備を行います。	保育課
38	公立こども園のトイレ再整備	トイレの洋式化と合わせて、老朽化しているトイレの改修を実施します。	保育課
39	私立園に対する施設整備費補助	私立こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園の園舎改築や設備修繕など、施設整備に係る費用を助成し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課
40	学校施設開放事業	市内小中学校のグラウンド、体育館等を市民利用に供する事業 ※一部団体が中学生以下で施設を利用する場合は使用料を免除	スポーツ振興課
41	学校施設長寿命化改修事業	建物の目標使用年数を80年とし、学校施設の効果的な改修を計画的に行い、長寿命化による施設管理を実施します。	学校づくり推進課
42	校舎増築事業 (中山小学校ほか)	宅地開発等により児童生徒数が増加する学校に対して、教室不足が生じないように計画的に教室を整備します。	学校づくり推進課
43	小学校遊具再整備事業	安全・安心な教育環境の確保と児童の体力向上のため、老朽化が進む小学校遊具の再整備を実施します。	学校づくり推進課
44	学校トイレ再整備事業	快適な教育環境を確保するため、トイレの洋式化を実施します。	学校づくり推進課
45	バリアフリー化整備事業	バリアフリー化未実施の小中学校において、エレベーターや多目的トイレ、段差解消等の整備を実施します。	学校づくり推進課
46	中央図書館管理運営事業	豊田市中央図書館運営基本方針を踏まえた、効率的・効果的な図書館の管理運営を実施します。	図書館管理課
47	中央図書館大規模改修事業	いつまでも安心して快適に利用できるよう、利用開始から20年以上経過した中央図書館の改修を実施します。(児童コーナーを移設・拡充する予定)	図書館管理課
48	図書資料デジタル化事業	保存・活用を目的とした図書資料(主に郷土資料)のデジタル化及び電子書籍導入の検討を実施します。	図書館管理課
49	図書資料の充実と環境整備事業	身近に本のある環境を整え、多くの本に出会えるようにするため、施設における図書資料等の購入や、学校・園及び放課後児童クラブ等への団体貸出等を実施します。	図書館管理課
50	子どもと本をつなぐ人材育成支援事業	こどもと本をつなぐ人を増やすため、読み聞かせボランティアの育成、読書相談(レファレンス)の充実、学校図書館司書への支援等を実施します。	図書館管理課
51	みんなが集う美術館連携促進事業	多様な市民がミュージアムを自らの居場所として親しみ、使い、参加することのできる環境づくりを行います。そのなかで、託児サービスの拡充、こども向けツアーの実施やガイドの作成など、こどもが自らの居場所として美術館に親しめるような取り組みを行います。	美術館
52	文化な日	文化芸術を気軽に体験する機会を提供することで、こどもたちの育成と文化の担い手づくり、生涯活躍できる新たな文化活動のきっかけづくりを図ります。	文化振興課

No.	事業名	事業内容	所属
53	青少年音楽3団体の運営	ジュニアマーチングバンド、少年少女合唱団、ジュニアオーケストラの少年少女音楽3団体の音楽活動を通じて、青少年の豊かな情操を養い、円満な人格を養成します。	文化振興課
54	給食センター建替事業	老朽化した給食センターの移転新築整備の検討を実施します。	保健給食課
55	街区・近隣公園等の整備	子育て家庭の憩いやふれあいの場を確保するため、市民ニーズに応じた都市公園を計画的に整備します。	公園緑地課
56	公園・広場の適正管理	安心安全な遊び場を確保するため、日常点検や定期点検を実施し、施設の更新又は修繕を実施することで、施設が起因となる事故を未然に防ぎます。	公園緑地課
57	交流館運営事業	豊田市交流館運営基本方針に沿った交流館運営を実施し、地域の拠点施設として、市民の学び、交流、活躍を支援します。	地域交流課
58	不審者・変質者への対応	不審者情報を随時小・中・特別支援学校及び関係機関へ提供し、共有化を図ります。不審者対応訓練を実施し、児童生徒の安全管理の徹底を図ります。	学校教育課
59	人とペットの防災講座	被災地での動物達と飼い主の様子を写真で紹介しながら、ペット同行避難の課題や、被災地・避難所で生じたアクシデント、また好事例など、これからの備えに役立つ情報を紹介します。	保健衛生課（動物愛護センター）
60	こどもにやさしいまち豊田の魅力発信	こどもにやさしいまちづくり、子育てしやすいまちづくりに力を入れている豊田市の様々な取組を、市内外に発信していきます。	こども・若者政策課
61	こども・若者レポートの発行	こどもや若者に関するデータや事業などをまとめた「豊田市こども・若者レポート」を発行し、豊田市のこどもや若者の現状などを市民に周知するとともに、施策立案の参考にするなど効果的に活用していきます。	こども・若者政策課
62	定住促進プロモーション「ファースト暮らしとよた」	豊田市の魅力や住まいに関する支援・制度等の情報を発信し、豊田市への定住を促進します。	シティプロモーション課
63	家族形成期支援住戸の整備	年齢構成のバランスのとれた人口構成を実現していくために、家族形成期世代の転出超過を抑制することが必要であり、この世代の居住を支援する取組を推進します。	建築保全・住宅課
64	新生活向け賃貸住宅リノベーション支援補助金	39歳以下の単身世帯又は夫婦どちらかの年齢が39歳以下の世帯の入居を促進するために民間賃貸住宅の改修工事を行う者に対して、その費用を補助することにより、対象世帯の市内居住の促進と民間賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。	都市計画課
65	働き方改革アドバイザー・講師派遣制度	事業所における働き方改革を推進するために、従業員の働き方の見直しや職場環境の改善などについて、アドバイザー及び講師を派遣します。	産業人材活躍課
66	働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組む優良事業所に対する表彰制度	働き方改革に関する優良な取組を行う事業所に対する表彰を継続して実施し、更なる周知、啓発を行います。	産業人材活躍課
67	社会を明るくする運動の開催支援	社会を明るくする運動推進委員会による、中央式典の開催支援や地域におけるイベントの開催支援を行います。	こども・若者政策課
68	協力雇用主会への活動支援	犯罪をした人等の自立や社会復帰に向けて就業面から再犯防止を推進している協力雇用主会へ活動の支援を行います。	こども・若者政策課
69	主任児童委員活動の支援	地域の実情を把握し、子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら支援を行い、地域における児童福祉の増進を図ります。	こども相談課
70	子ども会育成連絡協議会、PTA連絡協議会の活動支援	市内各地で青少年育成活動を行っている単位子ども会や単位PTAの情報共有や活性化を図るため、子ども会育成連絡協議会、PTA連絡協議会の活動を支援します。	こども・若者政策課

No.	事業名	事業内容	所属
71	青少年健全育成推進協議会活動への支援	地域における青少年の健全育成事業の活性化を目指し、青少年健全育成推進協議会の活動を支援します。	こども・若者政策課
72	青少年育成団体の活動支援	子ども会育成連絡協議会やボーイスカウト、ガールスカウト、豊田てらこやなど、青少年育成を目的とした団体に対し、活動費の補助金や活動拠点としての環境整備などの運営の支援を行います。	こども・若者政策課

第5章

ユニセフ日本型C F C I 実践自治体としての取組

ユニセフ日本型C F C I 実践自治体とは

CFCI とは、「Child Friendly Cities Initiative」の略で、「子どもにやさしいまちづくり事業」のことです。

国連の「子どもの権利条約」に明記されている、こどもの権利を実現することに、積極的に取り組むまちを増やすため、ユニセフが平成8（1996）年から世界各国で取り組んでいます。豊田市は、令和7年1月に「ユニセフ日本型C F C I 実践自治体」として承認されました（日本で6番目、中部地方初の承認）。

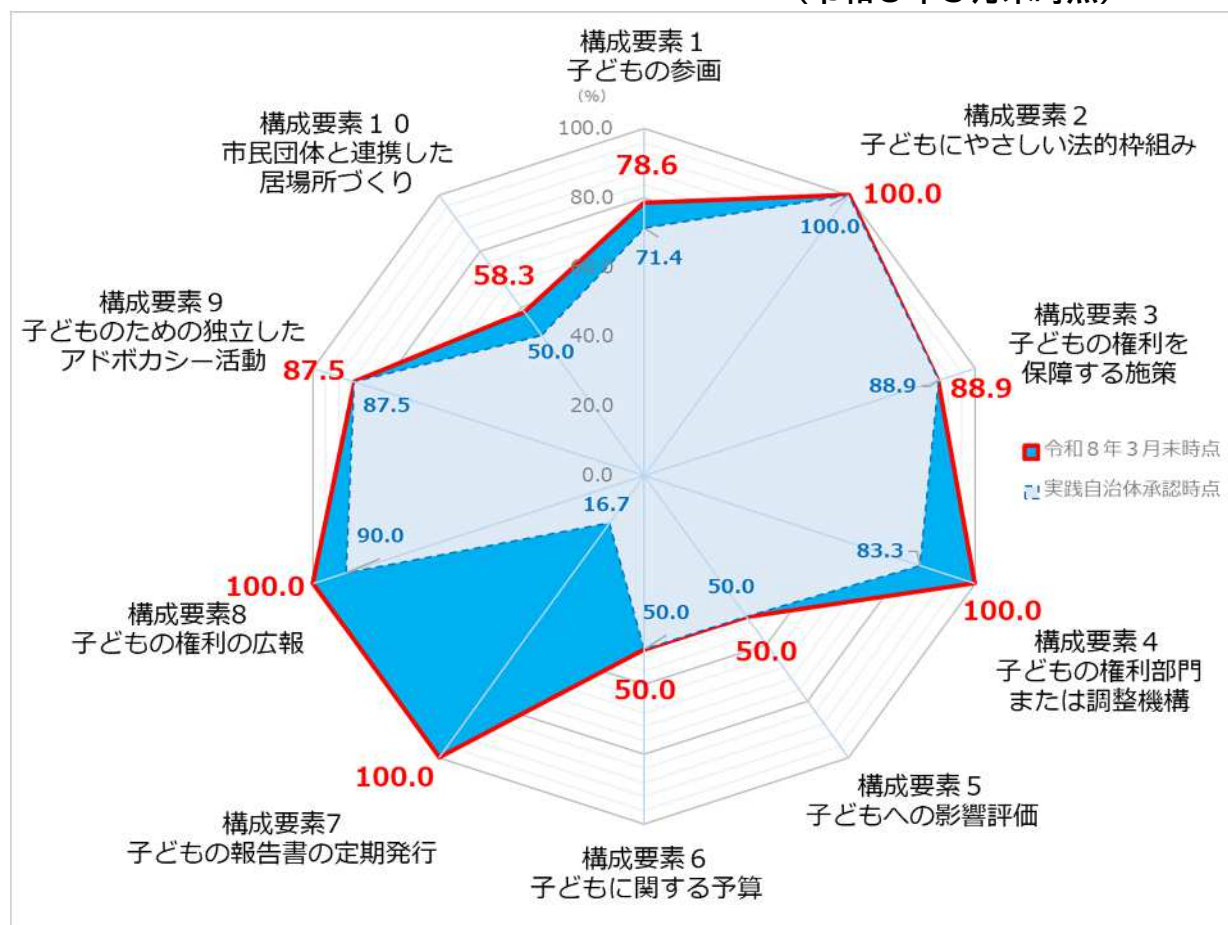
なお、豊田市は、平成19（2007）年10月に豊田市子ども条例を制定し、こどもにやさしいまちづくりの実現に向けた取組を推進してきました。ユニセフ日本型C F C I 実践自治体として、ユニセフが定めるこどもにやさしいまちの国際的な基準によって、豊田市のこどもに関する取組状況を分析・評価し、市民に公開することで、こどもにやさしいまちづくりをより一層推進していきます。



<ユニセフC F C I のロゴマーク>

ユニセフ日本型C F C I チェックリストによる自己評価

（令和8年3月末時点）



豊田市の状況分析（実践自治体承認時点）

- ・豊田市子ども条例やそれに基づく計画を策定・推進していることから、「構成要素2 子どもにやさしい法的枠組み」や「構成要素3 子どもの権利を保障する施策」の評価が高い。
- ・子どもの権利学習プログラムを実施し、こどもから大人までの幅広い対象に対してこどもの権利を啓発していること、とよた子どもの権利相談室を設置していることから、「構成要素8 子どもの権利の広報」や「構成要素9 子どものための独立したアドボカシー活動」の評価が高くなっている。
- ・こどもに関するデータの収集・検証をするための「構成要素7 子どもの報告書の定期的発行」や、各施策のこどもへの影響評価、新しい条例・規則・政策立案時や計画策定時のプロセスへのこどもの参画などを含む「構成要素5 子どもへの影響評価」の評価が低い状況である。

令和7年度に改善した項目と取組

- ・構成要素1 子どもの参画
こどもの意見やこども視点に関する研修について、全職員が受講できる仕組みを整備した。
- ・構成要素4 子どもの権利部門または調整機構
各所属が所管する身近な地域課題やまちづくりに関する取り組みについて、こどもの意見を聴き、一緒に考える「こども提案課 ワークショップ」を新たに開始した。
- ・構成要素7 子どもの報告書の定期発行
豊田市のこども・若者の現状や豊田市こども・若者計画に関する取組実績等をまとめた豊田市こども・若者レポートを作成した。
- ・構成要素8 子どもの権利の広報
こどもの権利に関する研修について、全職員が受講できる仕組みを整備した。
- ・構成要素10 市民団体等と連携した居場所づくり
こどもの居場所づくりについて、部局横断的に連携する体制を整えた。

自己評価を踏まえた今後の取組

- ・構成要素1 子どもの参画
こども提案課ワークショップやガイドラインの活用を推進することで、様々な分野においてこどもの意見が各施策に反映されるよう取り組んでいきます。
- ・構成要素5 子どもへの影響評価
各種計画策定時に、アンケート調査等によりこどもの意見を聴き、反映結果をフィードバックしながら進めていくようにします。
- ・構成要素6 子どもに関する予算
豊田市におけるこどもに関する予算について、見える化していきます。
- ・構成要素10 市民団体等と連携した居場所づくり
豊田市こども・若者計画の重点プロジェクト「居場所プロジェクト」において、多様なこどもの居場所づくりの推進、こどもと居場所のマッチング等の各取組を進めていきます。

構成要素	項目数	◎	○	△	—	配点	得点	達成度
1 子どもの参画	7	4	3	0	0	70	55	78.6
2 子どもにやさしい法的枠組み	5	5	0	0	0	50	50	100.0
3 子どもの権利を保障する施策	9	7	2	0	0	90	80	88.9
4 子どもの権利部門または調整機構	3	3	0	0	0	30	30	100.0
5 子どもへの影響評価	6	0	6	0	0	60	30	50.0
6 子どもに関する予算	4	1	2	1	0	40	20	50.0
7 子どもの報告書の定期発行	3	3	0	0	0	30	30	100.0
8 子どもの権利の広報	5	5	0	0	0	50	50	100.0
9 子どものための独立したアドボカシー活動	4	3	1	0	0	40	35	87.5
10 市民団体等と連携した居場所づくり	6	1	5	0	0	60	35	58.3

資料編

1. 豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査 (概要版)

豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査 調査報告書 概要版

令和6年3月
豊田市

目次

I. 調査の実施概要	2
1. 調査の目的	3
2. 調査対象	3
3. 調査の方法・回収結果	4
II. 主な調査結果	5
1. 基本属性	6
2. 子育てに関する現状	8
3. 子どもや若者を取り巻く現状	38
4. 豊田市に対する認識	64

I.調査の実施概要

2

1. 調査の目的

本調査は「（仮称）豊田市こども・若者総合計画（第4次豊田市子ども総合計画）」の策定を行うにあたり、策定の基礎調査とするために実施した。

2. 調査対象

就学前児童保護者
母子健康手帳被交付者
小学1～3年生
小学4～6年生
小学生の保護者
中学生・高校生
中学生の保護者
大学生
若者（18歳～39歳）
一般市民

3

3. 調査の方法・回収結果

- ・ 郵送配布、手渡配布、学校配布
- ・ 郵送回収/WEB回答
- ・ 令和5年10月～11月に実施

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	2,500件	1,323件	52.9%
母子健康手帳被交付者	500件	58件	11.6%
小学1～3年生	1,000件	770件	77.0%
小学4～6年生	1,000件	735件	73.5%
小学生の保護者	2,000件	976件	48.8%
中学生	1,500件	1,110件	74.0%
中学生の保護者	1,500件	761件	50.7%
高校生	1,000件	334件	33.4%
大学生	1,000件	321件	32.1%
若者（18歳～39歳）	2,000件	626件	31.3%
一般市民	1,500件	643件	42.9%

4

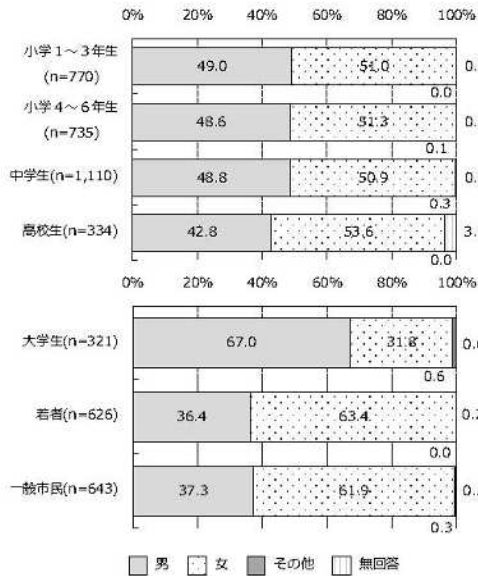
Ⅱ.主な調査結果

5

1. 基本属性

回答者の性別

小学1～3年生…問1 小学4～6年生…問1
中学生・高校生…問1
大学生…問1 若者…問1 一般市民…問1



回答者の属性

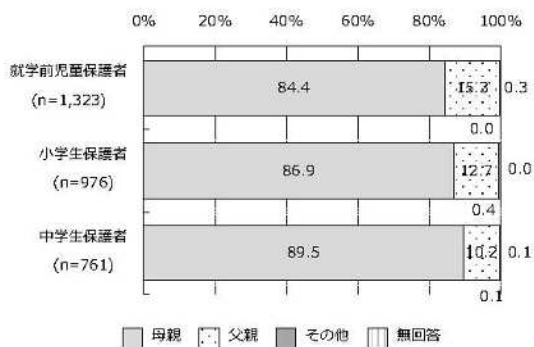
小学1～3年生…問2 小学4～6年生…問2
中学生・高校生…問1
大学生…問4 若者…問4

		(%)
小学1～3年生	1年生	32.1
	2年生	34.2
	3年生	33.8
	無回答	0.0
小学4～6年生	小学4年生	34.3
	小学5年生	32.9
	小学6年生	32.8
	無回答	0.0
中学生	中学1年生	33.9
	中学2年生	30.7
	中学3年生	35.4
	無回答	0.0
高校生	高校1年生	37.4
	高校2年生	29.9
	高校3年生	26.9
	その他	5.7
大学生	高等専門学校	18.4
	4年制大学・大学院	80.7
	その他	0.3
	無回答	0.6
若者	策励の勤め人 (正社員・正職員)	55.1
	パート・アルバイト (学校等に違いながらの就業を除く)	12.0
	無職・家事専業	10.7
	その他	22.0
	無回答	0.2

6

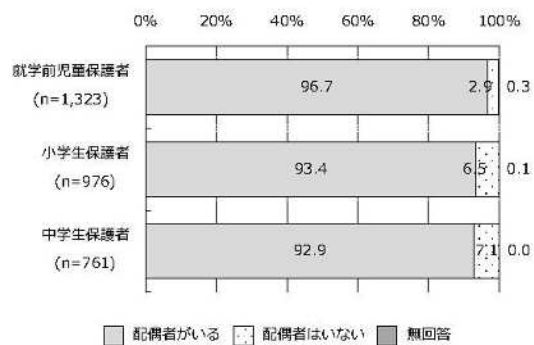
調査票の回答者

就学前児童保護者…問4 小学生保護者…問4
中学生保護者…問4



回答者の配偶者の有無

就学前児童保護者…問5 小学生保護者…問5
中学生保護者…問5



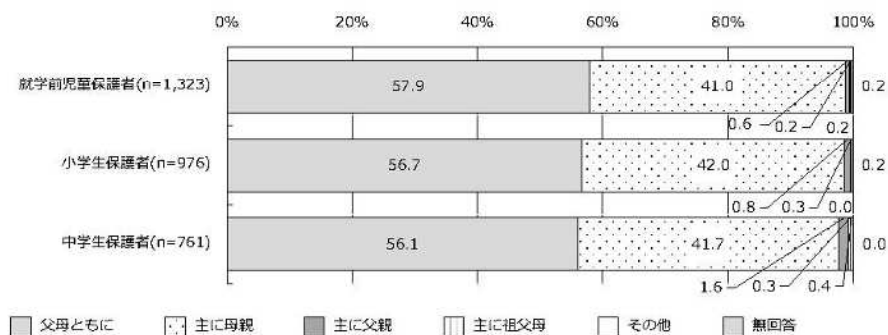
7

2. 子育てに関する現状

子育てを主に行っている人

就学前児童保護者…問 6
小学生保護者 …問 6
中学生保護者 …問 6

- 就学前保護者・小学生保護者・中学生保護者ともに、「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっている。

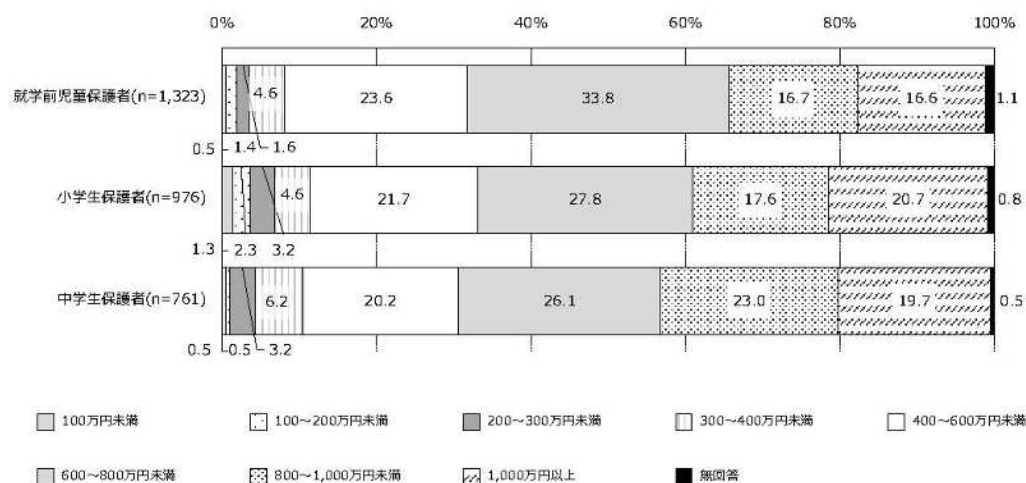


8

世帯収入

就学前児童保護者…問 7
小学生保護者 …問 8
中学生保護者 …問 8

- 世帯収入は「600～800万円未満」が多い。
○ 800万円以上の世帯は、いずれの調査対象においても3割を超えており、特に中学生保護者は4割超となっている。



9

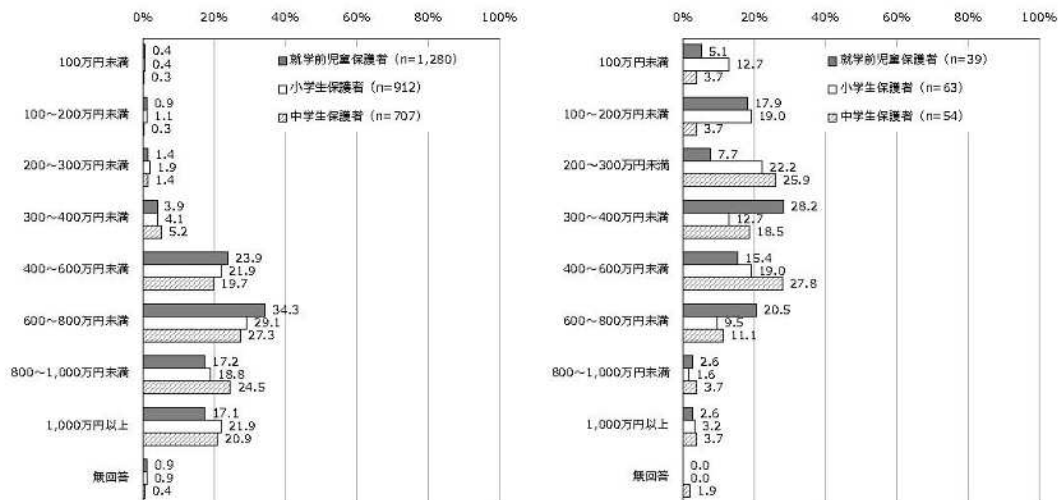
世帯収入

就学前児童保護者…問5×問7
小学生保護者…問5×問8
中学生保護者…問5×問8

- 配偶者がいる世帯は「400～600万円未満」以上に広く分布しているのに対し、ひとり親世帯は「400～600万円未満」以下に広く分布している。

配偶者がいる世帯

ひとり親世帯

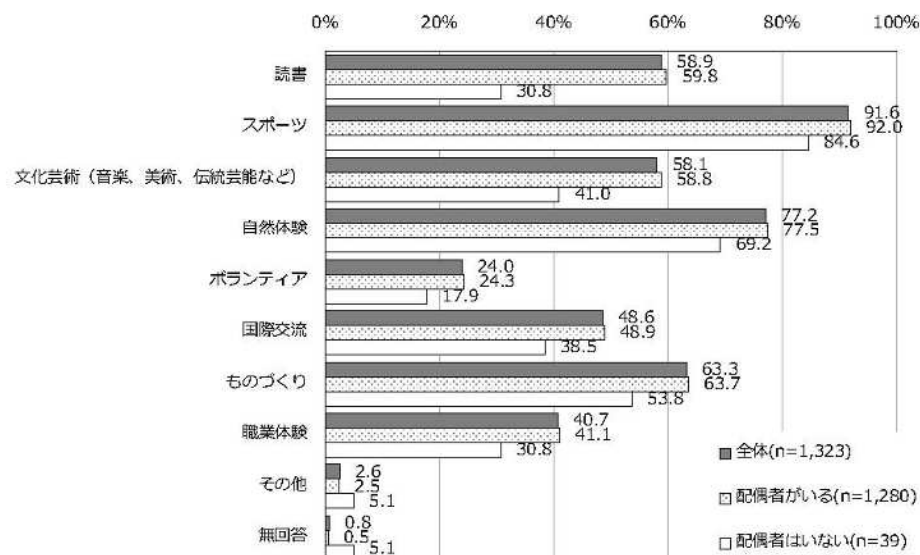


10

配偶者の有無×子どもにさせたい体験

就学前児童保護者…問5×問40

- 配偶者の有無に関わらず、子どもにはスポーツを体験させたいと考えている。

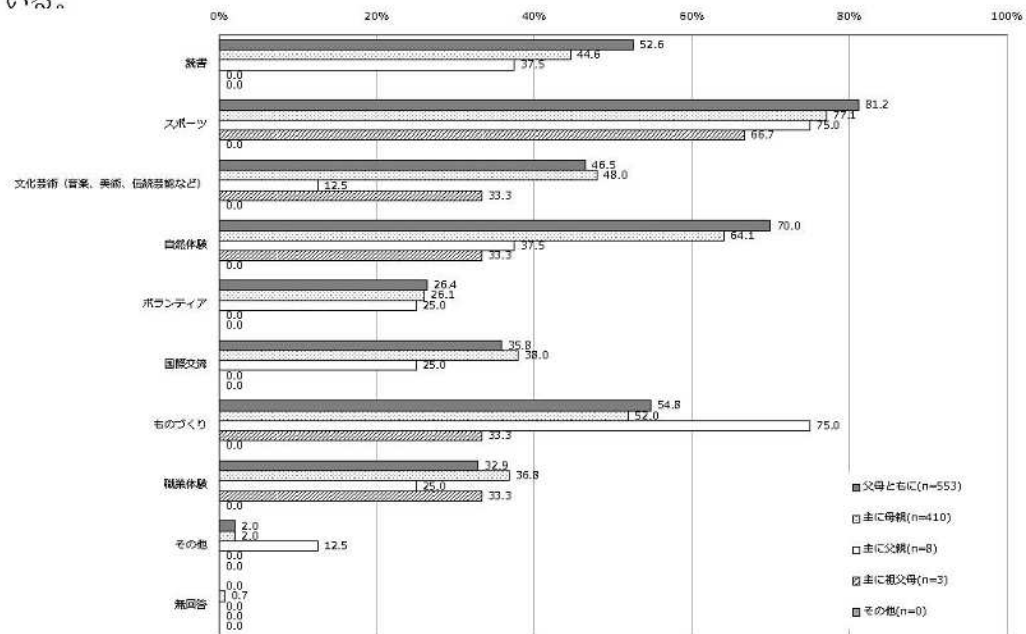


11

子育てを主に行っている人×子どもにさせたい体験

小学生保護者…問6×問24

- 主に子育てをしている人の違いに関わらず、子どもにはスポーツを体験させたいと考えている。

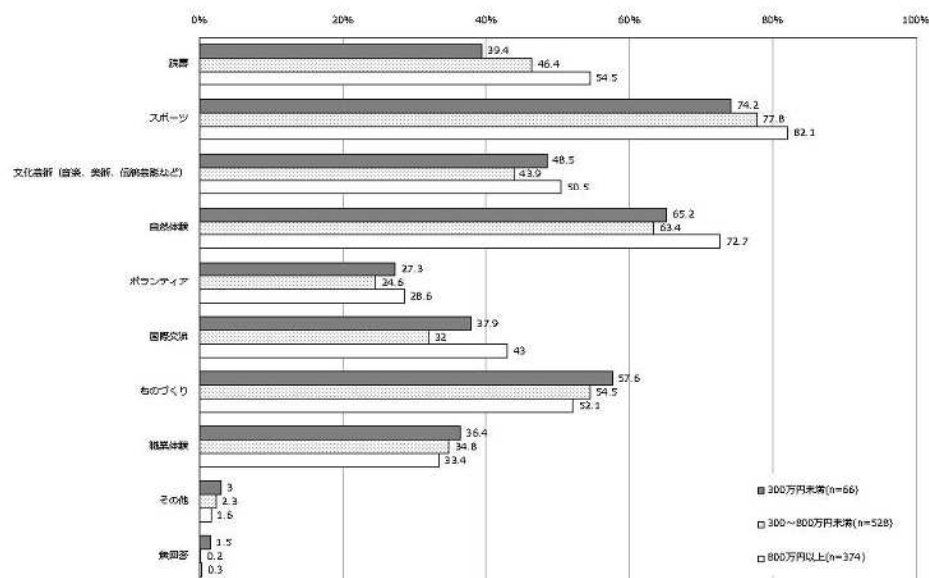


12

世帯収入×子どもにさせたい体験

小学生保護者…問8×問24

- 世帯収入に関わらず、子どもにはスポーツを体験させたいと考えている。
 ○ 収入が800万円以上の世帯では「スポーツ」「自然体験」「読書」、300万円未満の世帯では「スポーツ」「自然体験」「ものづくり」が比較的多い。

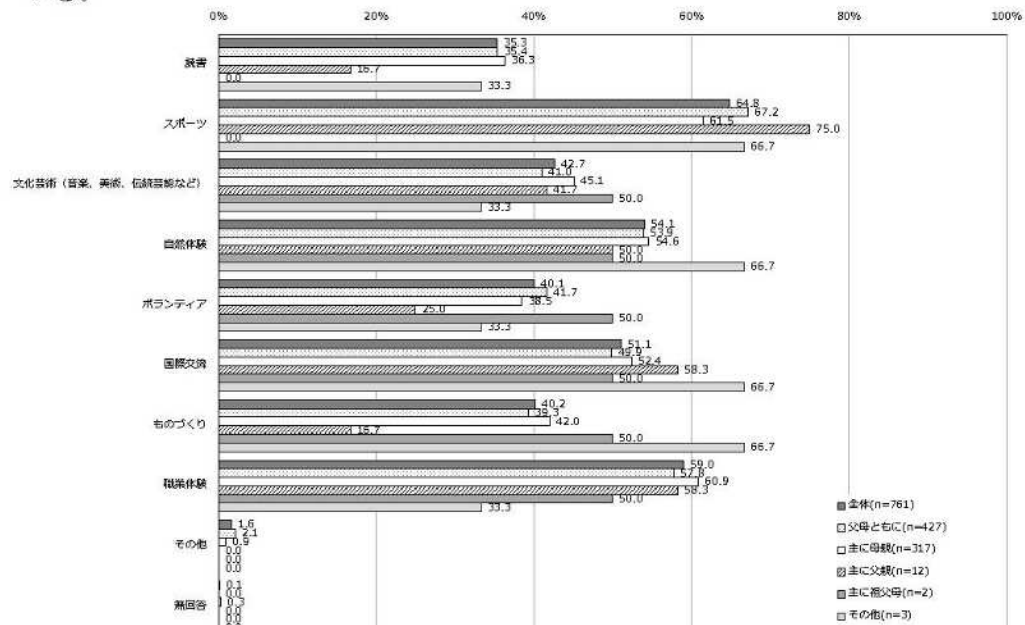


13

子育てを主に行っている人×子どもにさせたい体験

中学生保護者…問6×問15

- 主に子育てをしている人の違いに関わらず、子どもにはスポーツを体験させたいと考えている。

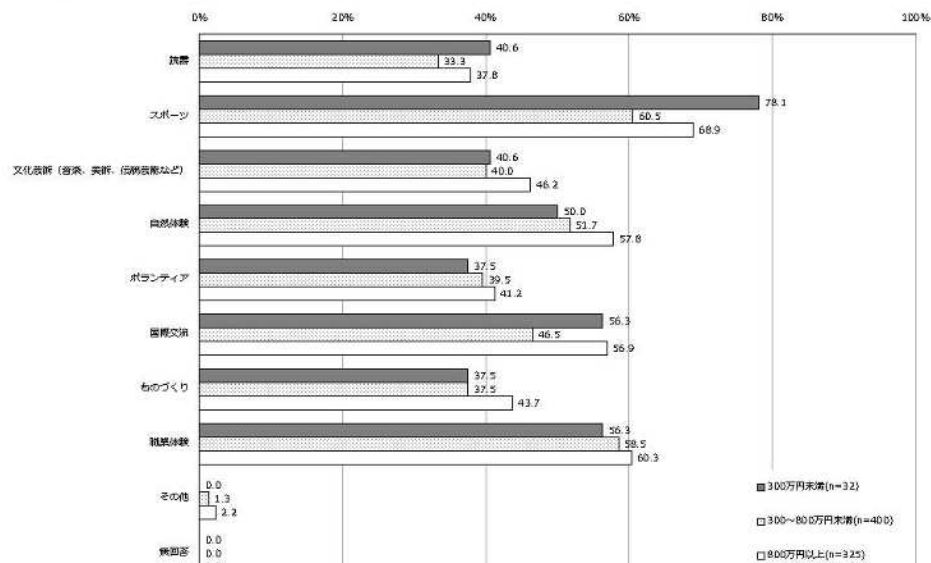


14

世帯収入×子どもにさせたい体験

中学生保護者…問8×問15

- 世帯収入に関わらず、子どもにはスポーツを体験させたいと考えている。
 ○ 収入が800万円以上の世帯では「スポーツ」「職業体験」、300万円未満の世帯では「スポーツ」「職業体験」「国際交流」が比較的多い。

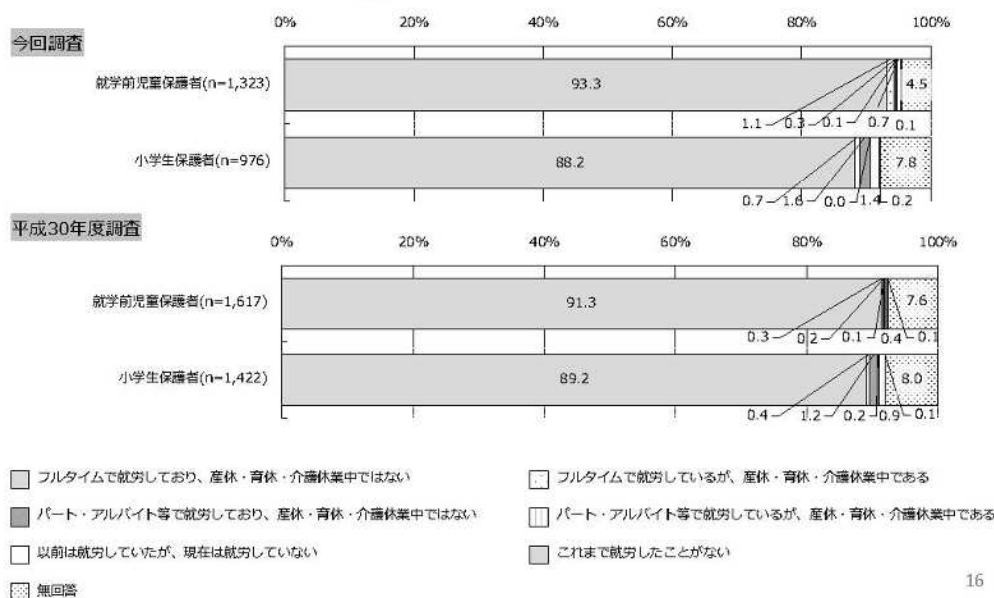


15

保護者の就労状況（父親）

就学前児童保護者…問15
小学生保護者…問13

- 就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」が最も多く、それぞれ93.3%、88.2%となっている。
- 前回調査と比べても、概ね同様の傾向である。

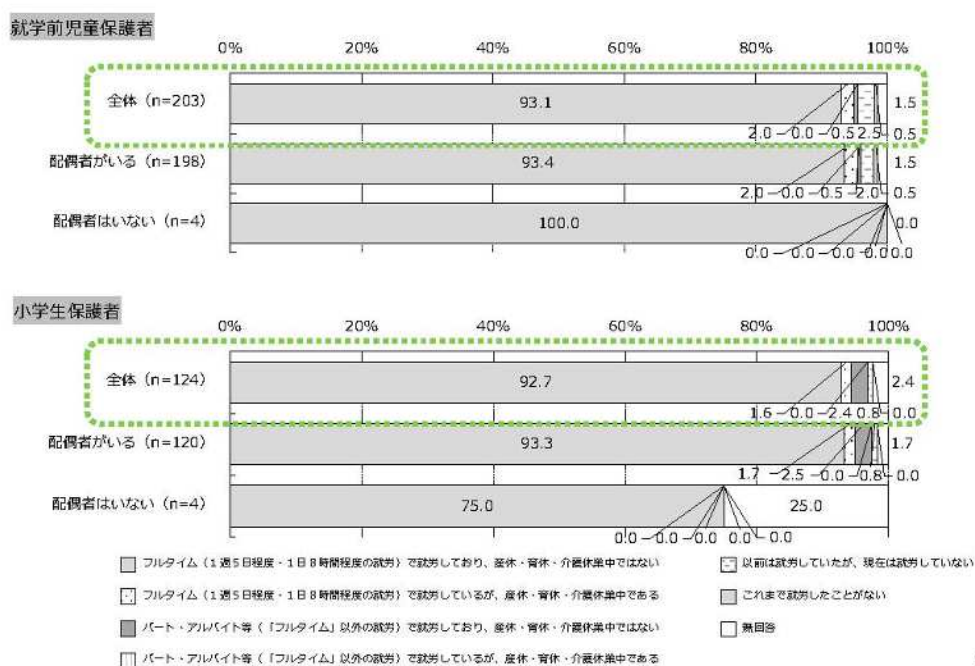


16

配偶者の有無×父親の就労状況

就学前児童保護者…問5×問15
小学生保護者…問5×問13

- 配偶者の有無に関わらず、父親はフルタイムで働いている割合が多い。



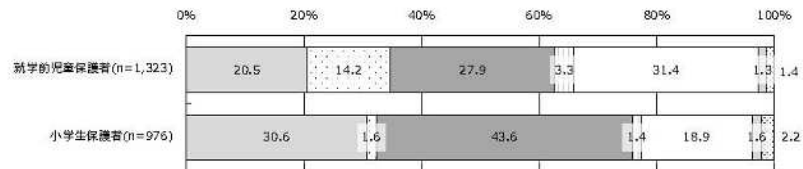
17

保護者の就労状況（母親）

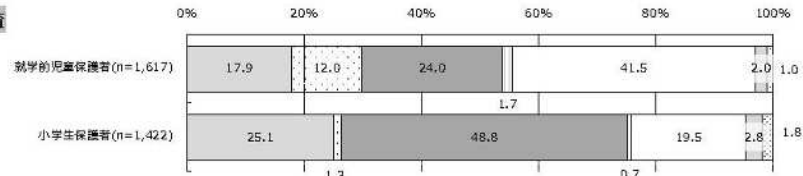
就学前児童保護者…問15
小学生保護者…問13

- 就学前児童保護者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が31.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」が27.9%となっている。
- 小学生保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」が43.6%と最も多く、就学前保護者と比べ15.7ポイント高い。
- 平成30年度調査と比べると、フルタイムで就労している割合は増加している。

今回調査



平成30年度調査



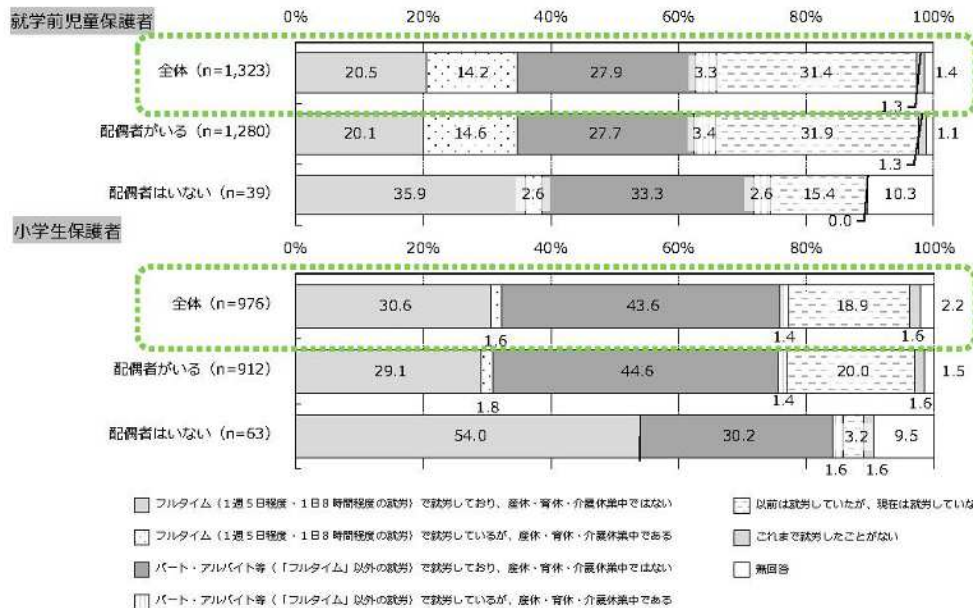
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

18

配偶者の有無×母親の就労状況

就学前児童保護者…問5×問15
小学生保護者…問5×問13

- 配偶者がいない母親はフルタイムで働いている割合が多く、小学生保護者は5割を超えている。また、パート・アルバイトの就労割合も3割を超えている。



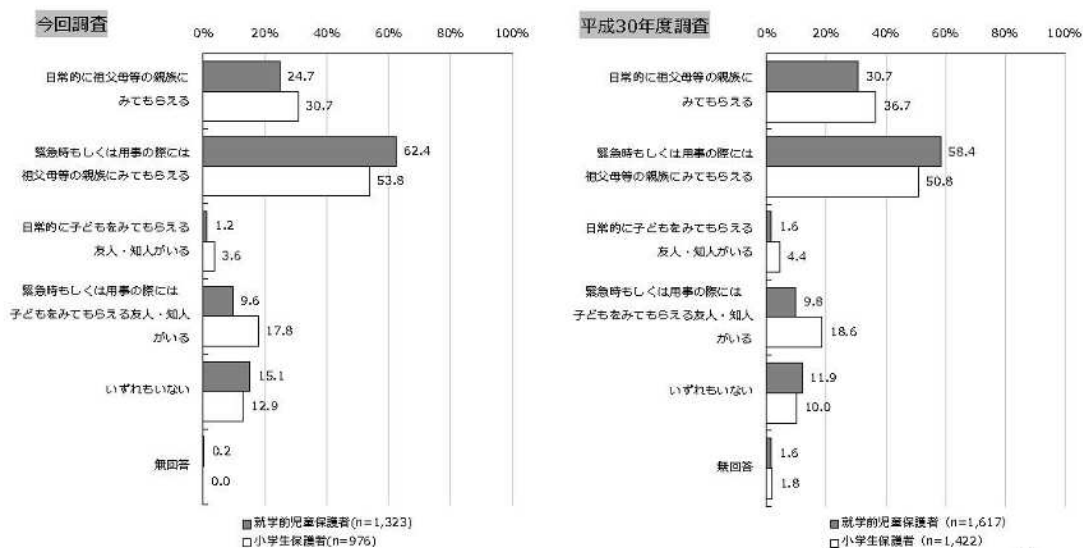
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

19

子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童保護者…問 8
小学生保護者…問 9

- 就学前児童保護者・小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高い。
- 前回調査と比べると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合は減少しており、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加している。

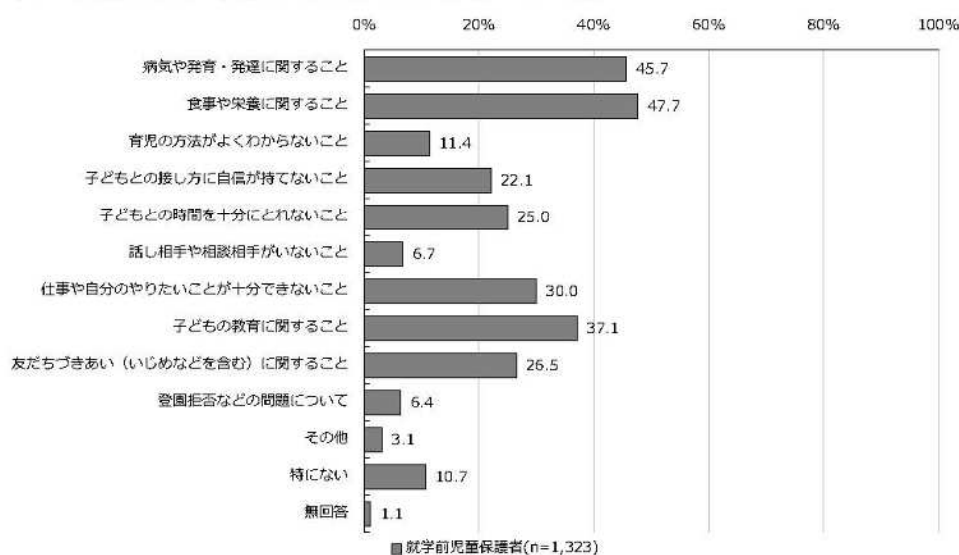


20

出産、その後の子育てや生活について、気になることや悩んでいること

就学前児童保護者…問41

- 子育てについて日頃悩んでいることや気になることは、「食事や栄養に関すること」が最も多く、「病気や発育・発達に関すること」が続いている。



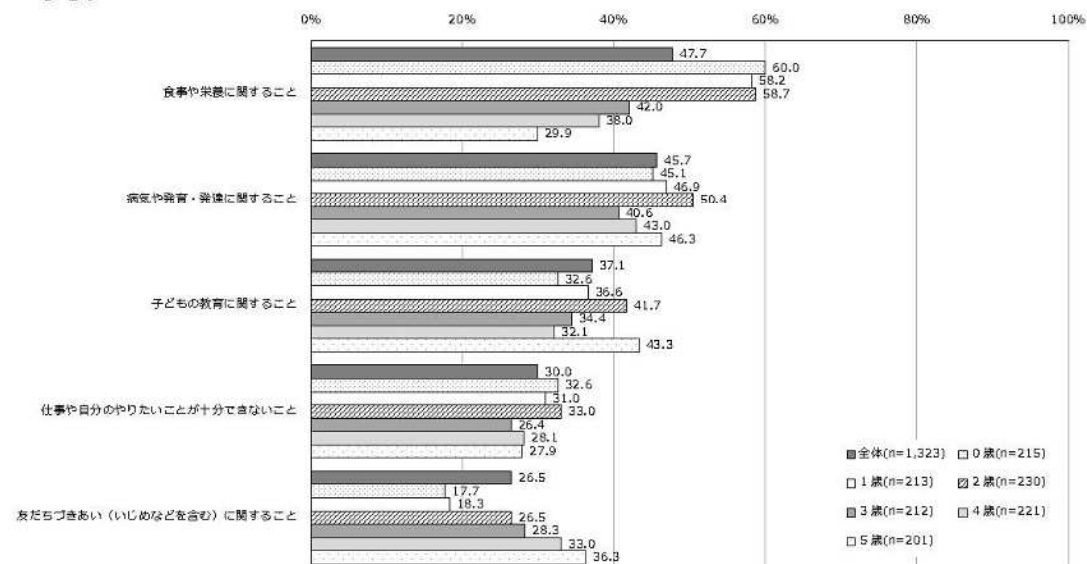
■ 就学前児童保護者(n=1,323)

21

子どもの年齢×出産、その後の子育てや生活について、気になることや悩んでいること (上位5項目)

就学前児童保護者…問2×問41

- 0歳から3歳までの保護者の悩みは「食事や栄養に関すること」が多く、4・5歳になると「病気や発育・発達に関すること」の割合や「友だちづきあいに関すること」の割合が多くなる。

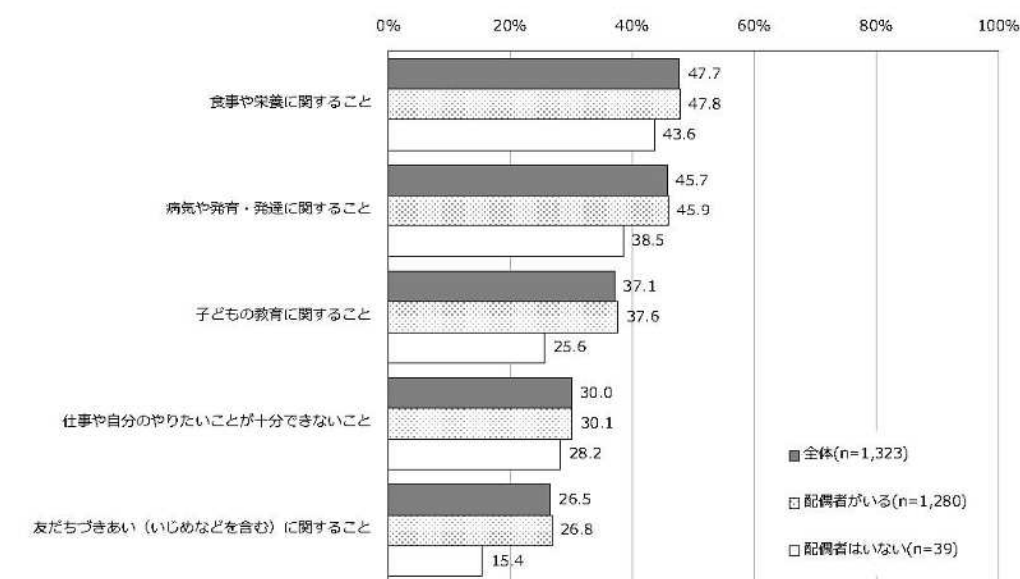


22

配偶者の有無×出産、その後の子育てや生活について、気になることや悩んでいること (上位5項目)

就学前児童保護者…問5×問41

- 配偶者の有無に関わらず、「食事や栄養に関すること」や「病気や発育・発達に関すること」の割合が多い。

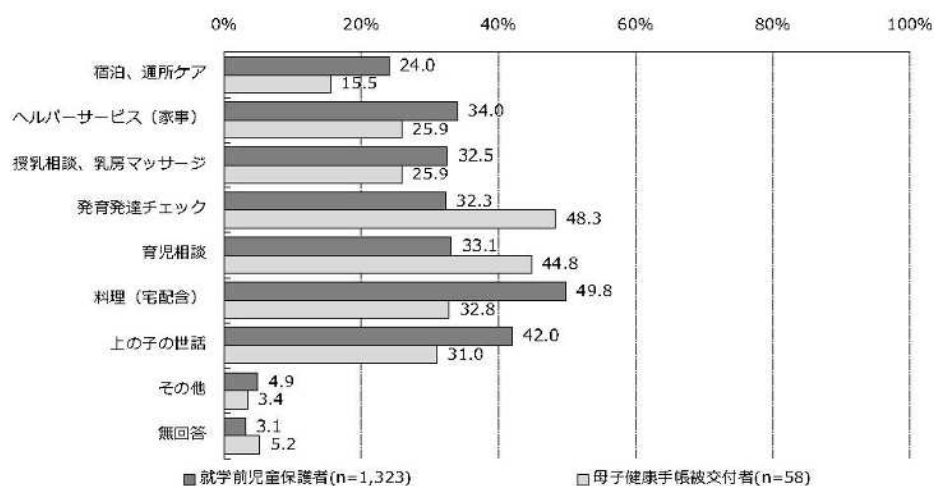


23

産後に受たい（受けたかった）サポート

就学前児童保護者…問10
母子健康手帳被交付者…問14

- 就学前児童保護者は「料理（宅配含）」や「上の子の世話」が多く、母子健康手帳被交付者は「発育発達チェック」や「育児相談」が多い。

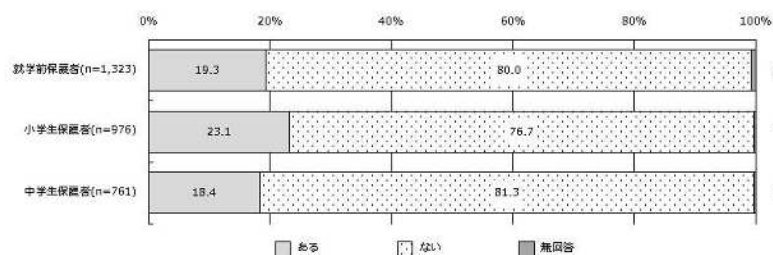


24

子ども・子育て、若者などに関する相談窓口を利用したことはあるか

就学前児童保護者…問12
小学生保護者…問10
中学生保護者…問13

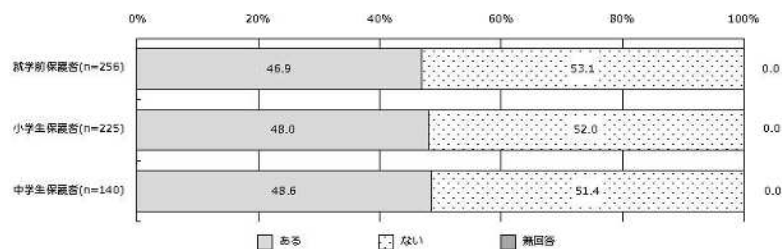
- 就学前保護者・小学生保護者・中学生保護者は2割程度の人が利用している。



どの相談窓口を利用すれば良いか、わかりづらいと感じたことはあるか

就学前児童保護者…問12-1
小学生保護者…問10-1
中学生保護者…問13-1

- 相談窓口がわかりづらいと感じている人が半数程度いる。

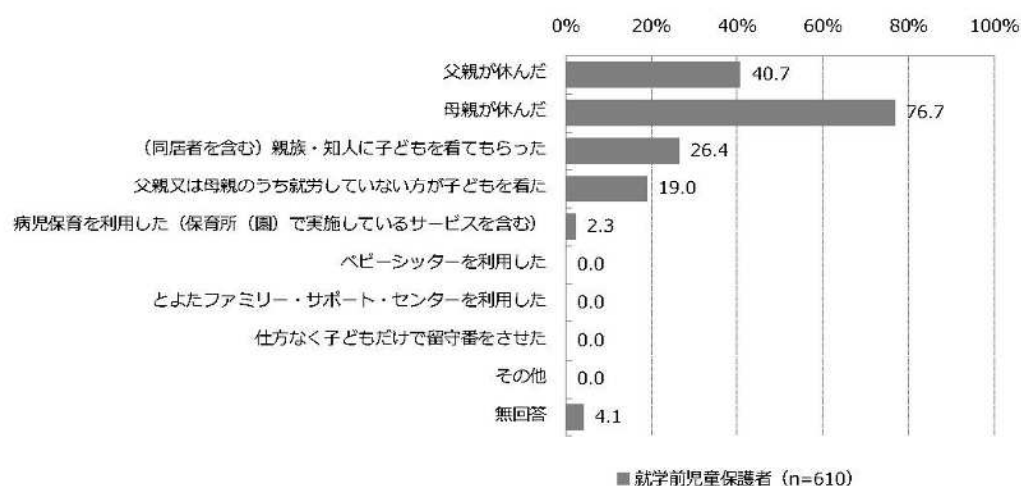


25

子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法

就学前児童保護者 …問27-1

- 子どもが病気やけがで教育・保育を利用できなかった場合は、父母のいずれかで対処していることが多い。特に「母親が休んだ」の割合が7割台半ばとなっている。

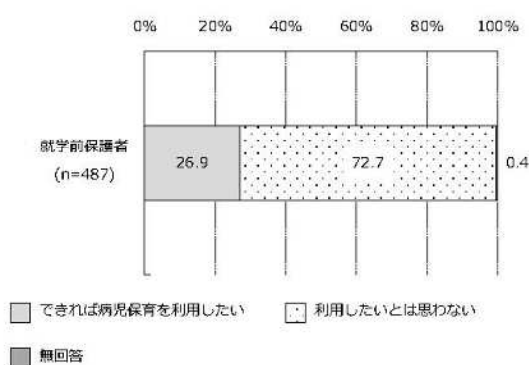


26

病児保育の利用意向(子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった際に父母のいずれかが休んだ場合)

就学前児童保護者…問27-2

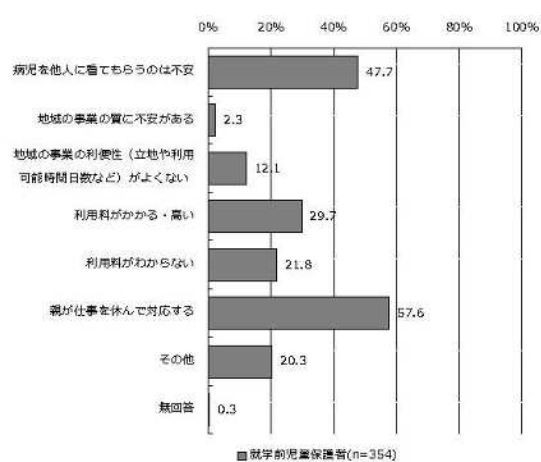
- 「できれば病児保育を利用したい」の割合は26.9%であり、「利用したいとは思わない」が大半を占めている。



病児保育を利用したいと思わない理由

就学前児童保護者…問27-4

- 病児保育を利用したいと思わないのは、「親が仕事を休んで対応する」が最も多いほか、「病児を他人に看てもらうのは不安」といった理由が多い。

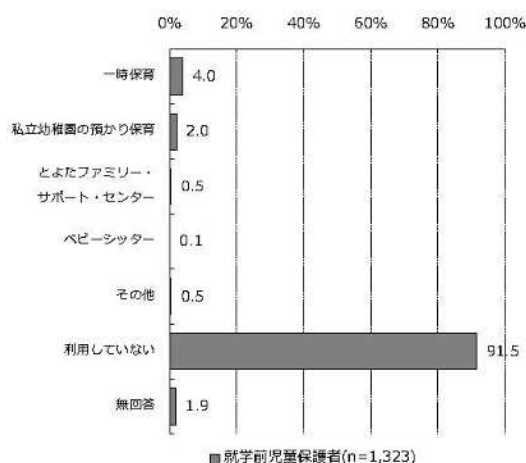


27

一時預かり等の利用状況

就学前児童保護者…問28

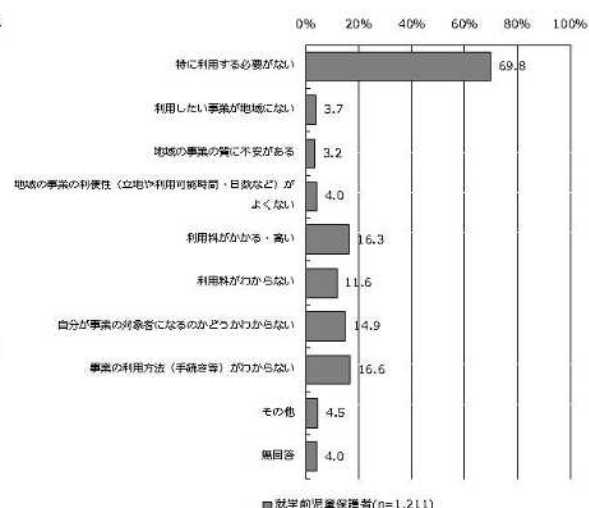
- 一時預かりの利用状況は「利用していない」が突出している。



一時預かりを利用したいと思わない理由

就学前児童保護者…問28-1

- 一時預かりを利用したいと思わない理由は「特に利用する必要がない」が突出している。

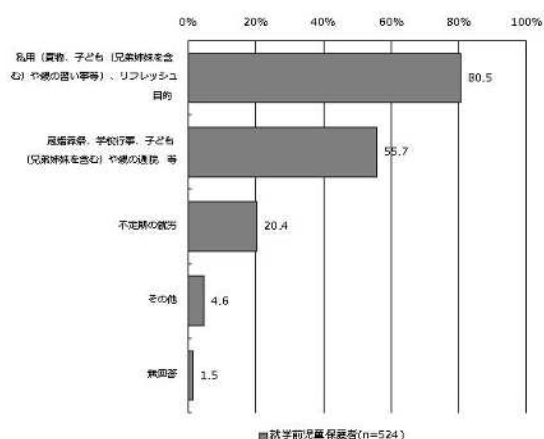


28

一時預かり事業を利用したい目的

就学前児童保護者…問29

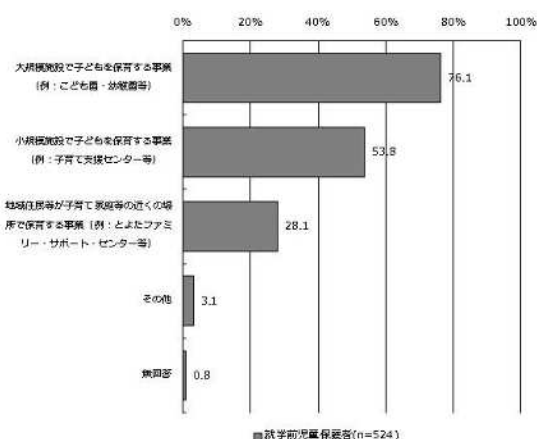
- 「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」や「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が多い。



利用するにあたって望ましい事業形態

就学前児童保護者…問29-1

- 利用するにあたって望ましい事業形態は「大規模施設で子どもを保育する事業（例：こども園・幼稚園等）」が最も多い。

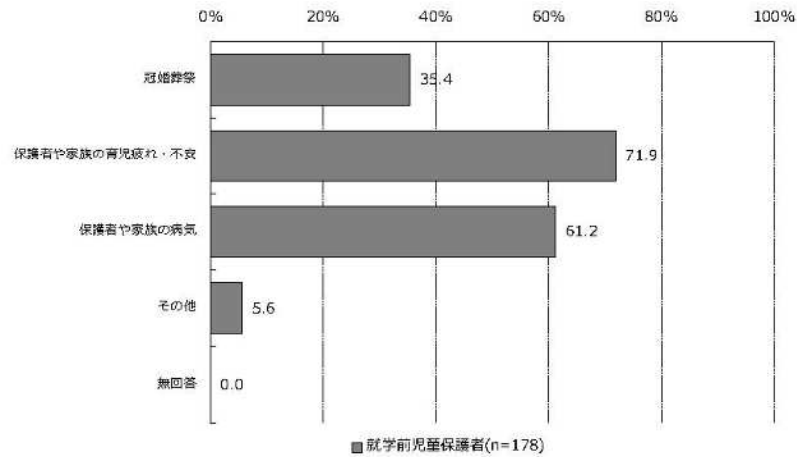


29

泊りがけで家族以外に預けたい理由

就学前児童保護者 …問30

- 「保護者や家族の育児疲れ・不安」や「保護者や家族の病気」が子どもを預けたい理由として多い。

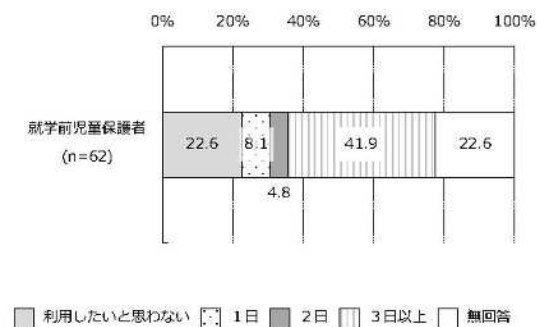


30

こども誰でも通園制度（仮称）の利用意向

就学前児童保護者…問31

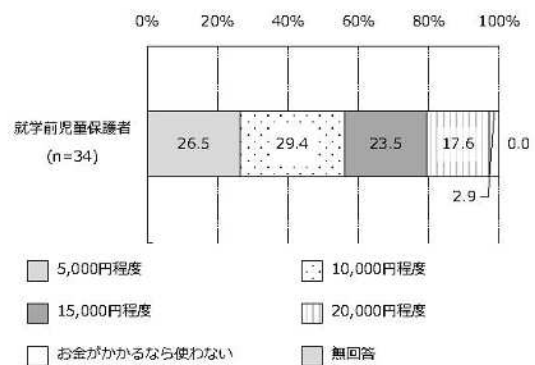
- 保護者の54.8%において、こども誰でも通園制度（仮称）の利用意向があり、そのうち3日以上の利用意向が41.9%となっている。



こども誰でも通園制度（仮称）の利用料

就学前児童保護者…問31-1

- 望ましい利用料は10,000円程度までが5割となっているが、15,000円以上も4割程度いる。

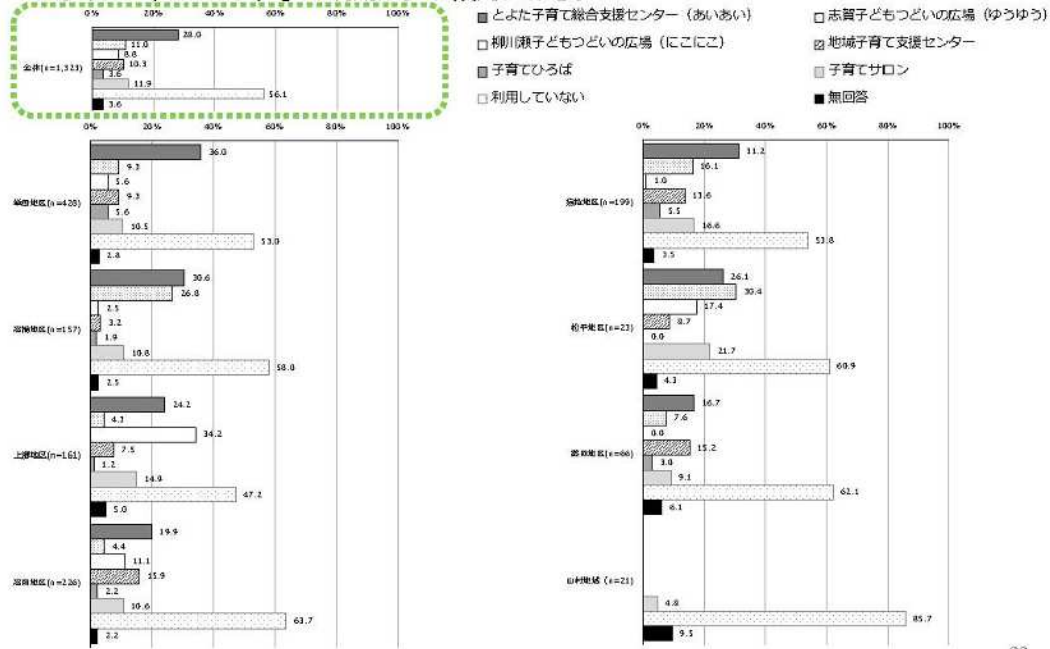


31

居住地区×地域子育て支援事業の利用状況

就学前児童保護者 …問1×問21

- 全ての地区において「利用していない」が最も多い。それ以外では「とよた子育て総合支援センター（あいあい）」の利用が多い傾向にある。



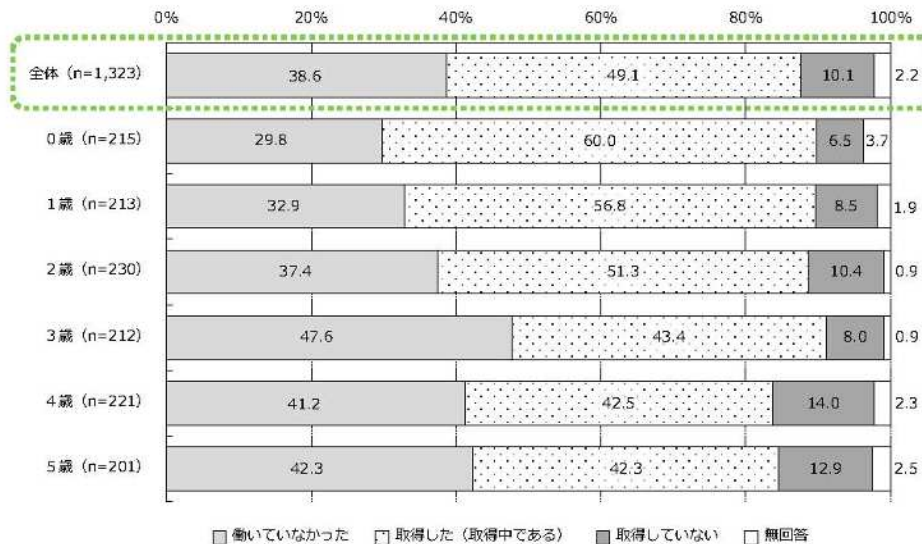
※小原地区、足助地区、下山区、旭地区、福武地区は「山村地域」として集約している。

32

子どもの年齢×育児休業の取得状況（母親）

就学前児童保護者 …問2×問37

- 母親は、子どもが3歳から5歳までの間で「取得した（取得中である）」が4割台、0歳から2歳までの間は5割以上となっている。

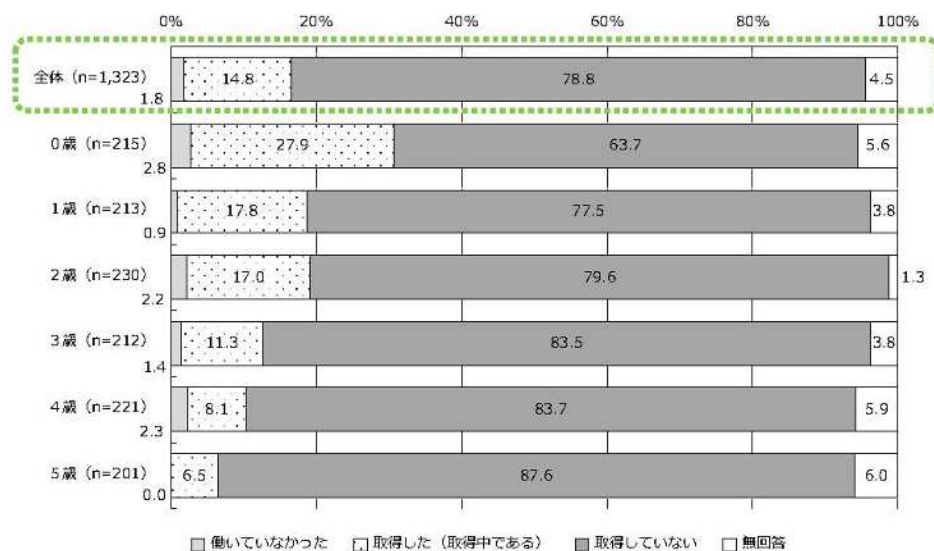


33

子どもの年齢×育児休業の取得状況（父親）

就学前児童保護者 …問2×問37

- 父親は子どもが4歳・5歳で「取得した（取得中である）」が1割を下回っているのに対し、2歳で17.0%、1歳で17.8%、0歳で27.9%であり、取得率が高まっている。

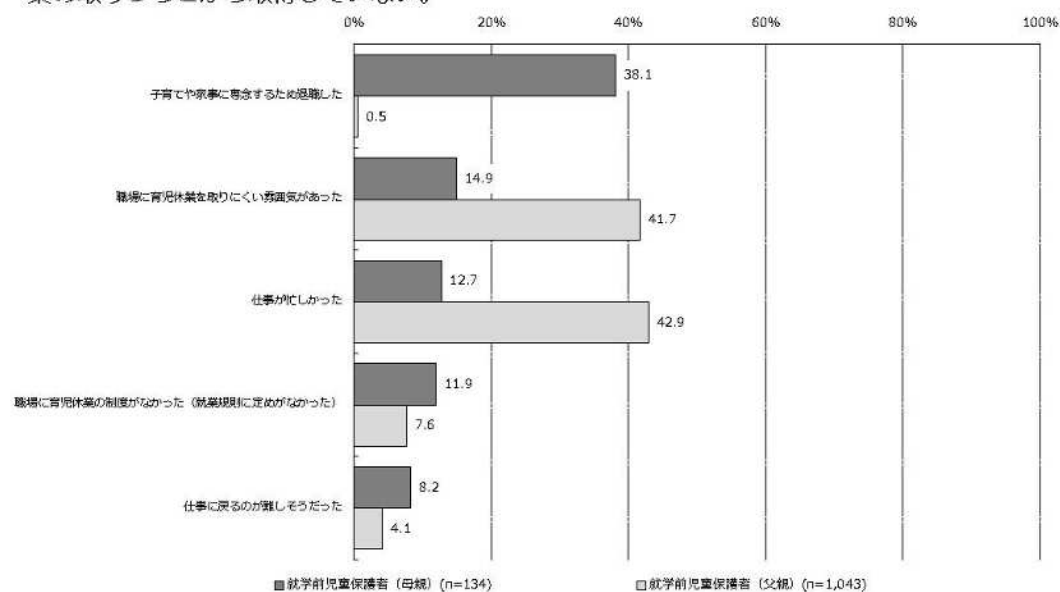


34

育児休業を取得していない理由（上位5項目）

就学前児童保護者 …問37

- 母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多い。父親は仕事の忙しさや育児休業の取りづらさから取得していない。

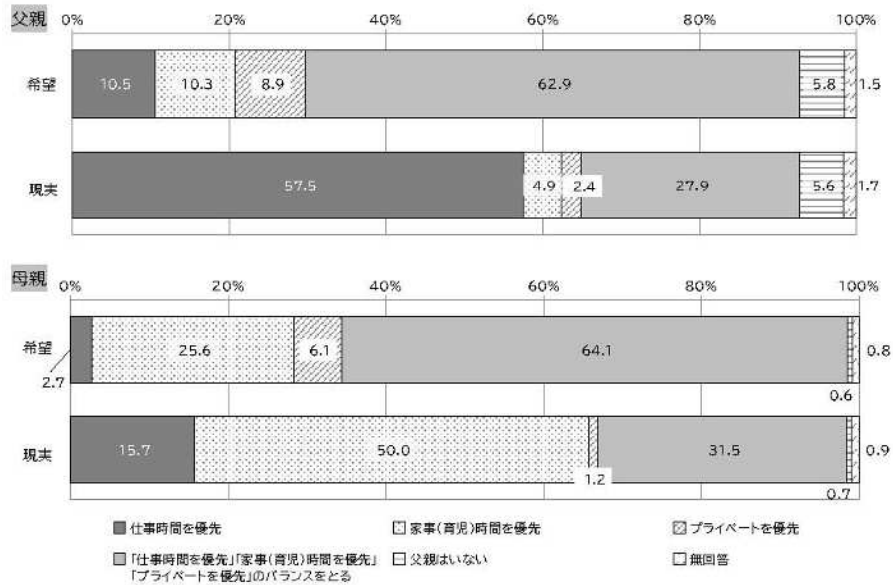


35

「仕事時間」と「家事（育児）」と「プライベートの生活時間」の優先度①（小学生保護者）

小学生保護者…問18

- 父親・母親ともに仕事とプライベートのバランスが希望と現実で大きく乖離している。
- 父親の現実には「仕事時間を優先」が希望から乖離しており、母親は「仕事時間を優先」「家事（育児）時間を優先」が希望から乖離している。

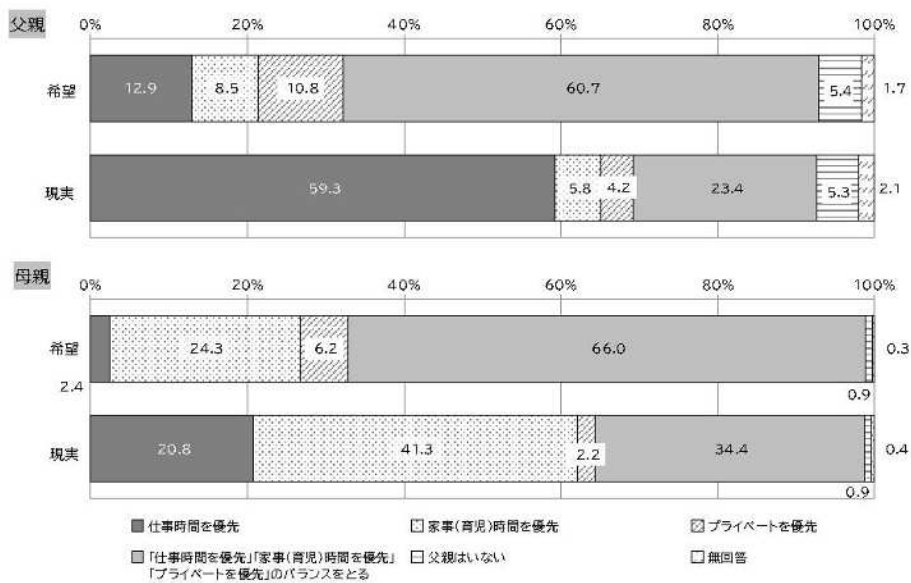


36

「仕事時間」と「家事（育児）」と「プライベートの生活時間」の優先度②（中学生保護者）

中学生保護者…問10

- 父親・母親ともに仕事とプライベートのバランスが希望と現実で大きく乖離している。
- 父親の現実には「仕事時間を優先」が希望から乖離しており、母親は「仕事時間を優先」「家事（育児）時間を優先」が希望から乖離している。



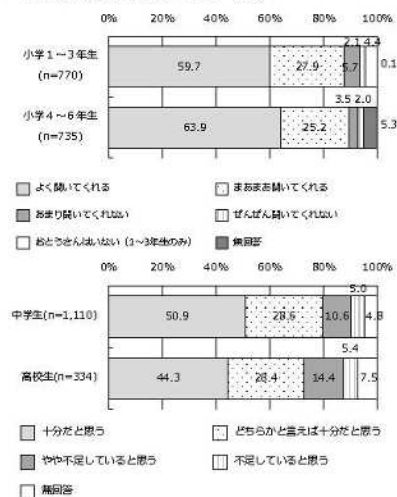
37

3. 子どもや若者を取り巻く現状

父親とのコミュニケーション

小学1～3年生 …問4 小学4～6年生 …問7
中学生・高校生 …問9

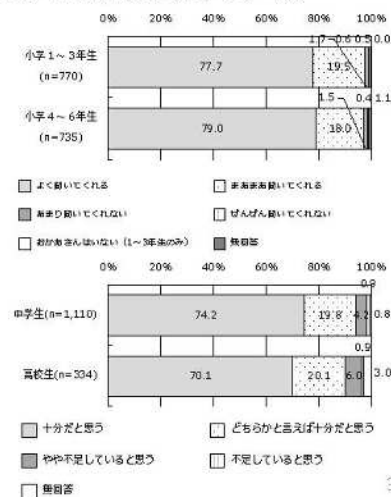
- 小学生の6割程度が、父親は話を聞いてくれると回答している。
- 高校生は、父親との会話が十分との回答割合が4割程度となっている。



母親とのコミュニケーション

小学1～3年生 …問5 小学4～6年生 …問7
中学生・高校生 …問9

- 小学生の8割程度が、母親は話を聞いてくれると回答している。
- 高校生になると母親との会話が十分との回答割合が7割程度となっている。

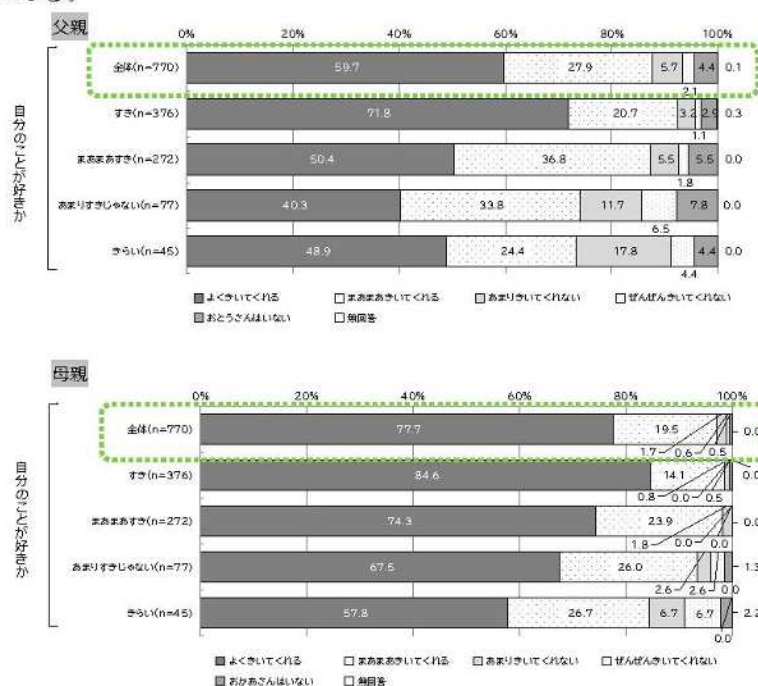


38

自分のことが好きか×両親は話を聞いてくれるか (小学1～3年生)

小学1～3年生…問7×問4 (父親)・問5 (母親)

- 父親、母親が話を聞いてくれていると感じる児童ほど、自分のことが好きだと思っている傾向にある。

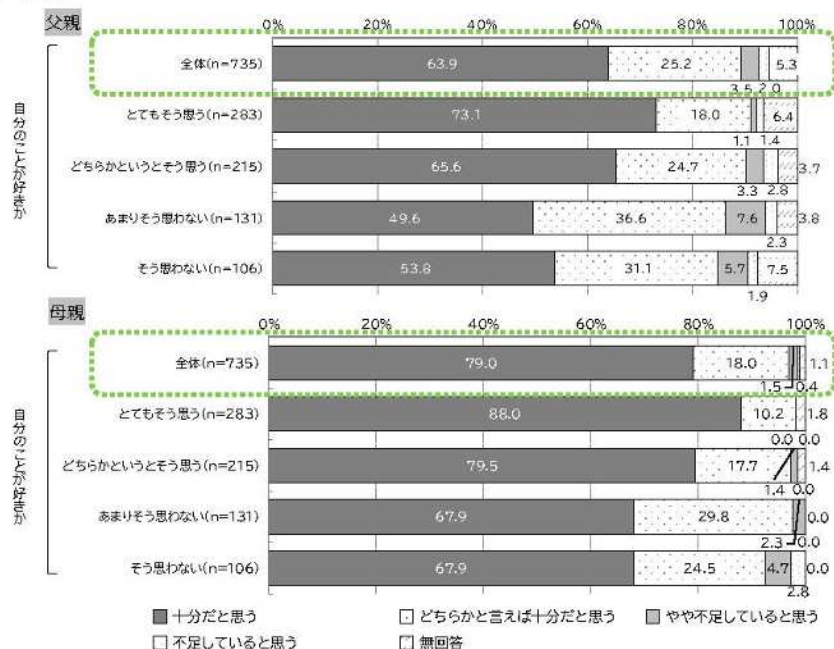


39

自分のことが好きか×両親は話を聞ってくれるか（小学4～6年生）

小学4～6年生…問24×問7

- 父親、母親が話を聞いてくれていると感じる児童ほど、自分のことが好きだと思っている傾向にある。

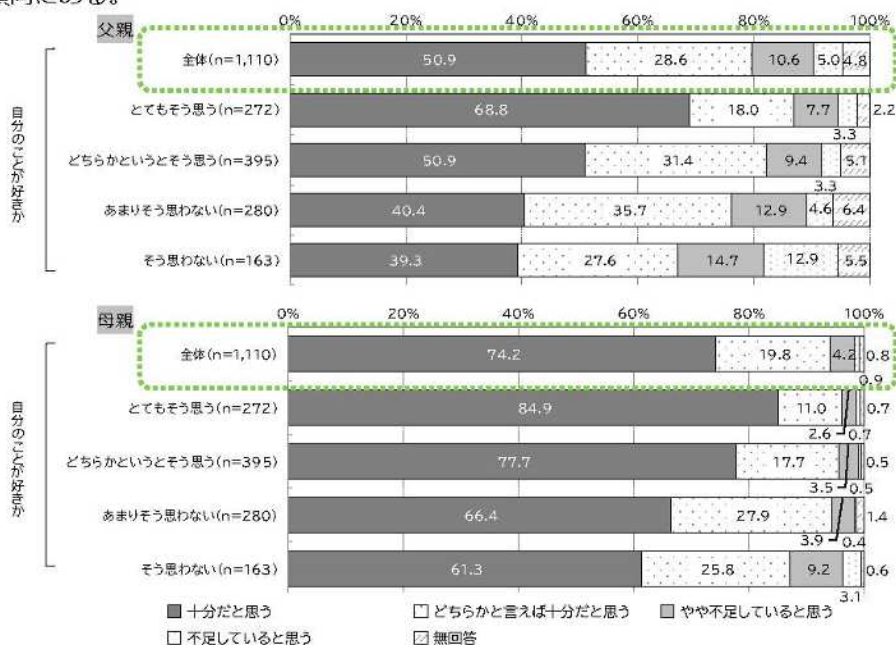


40

自分のことが好きか×両親は話を聞ってくれるか（中学生）

中学生…問18×問9

- 父親、母親が話を聞いてくれていると感じる生徒ほど、自分のことが好きだと思っている傾向にある。

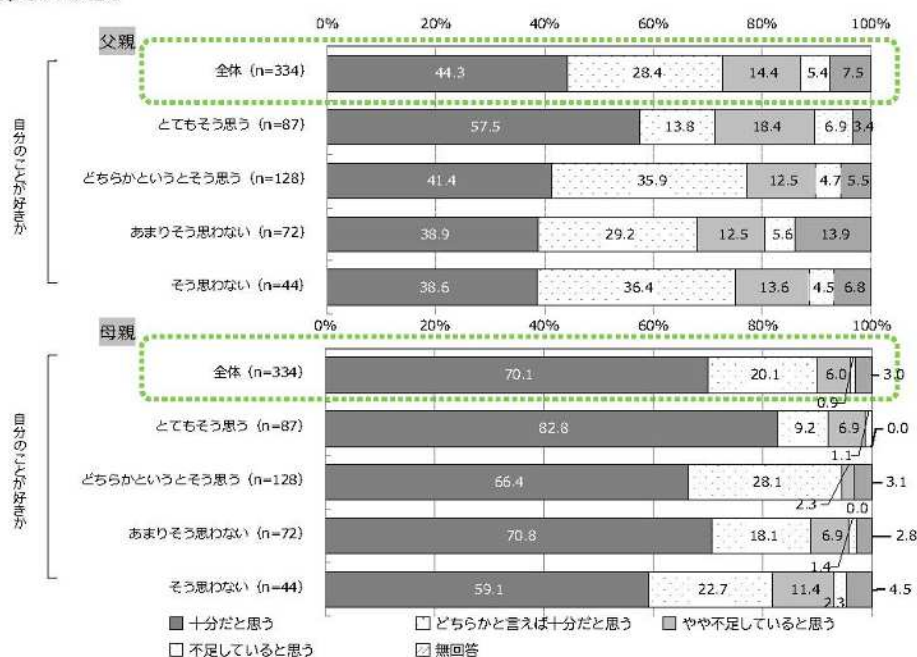


41

自分のことが好きか×両親は話を聞いてくれるか（高校生）

高校生…問18×問9

- 父親、母親が話を聞いてくれていると感じる生徒ほど、自分のことが好きだと思っている傾向にある。

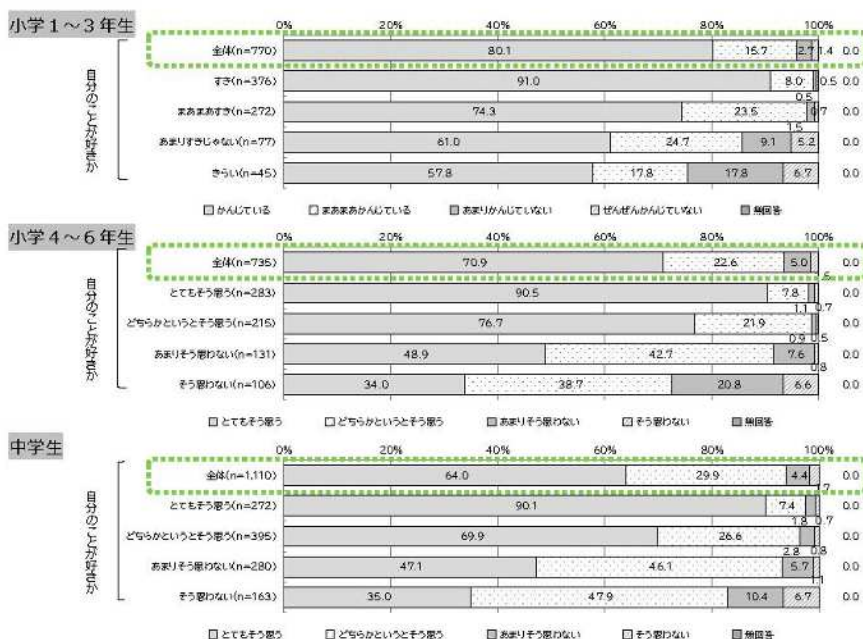


42

自分のことが好きか×自分は家族に大事にされているか

小学1～3年生…問7×問8 小学4～6年生…問24×問23 中学生…問18×問17

- 家族に大切にされていると感じている児童・生徒ほど、自分のことが好きと思っている傾向にある。



43

学校以外の活動への参加状況

小学1～3年生…問13

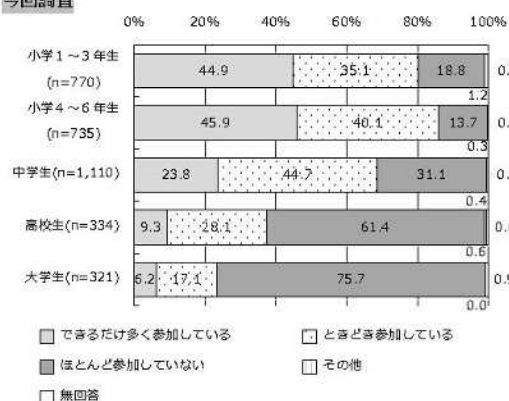
小学4～6年生…問19

中学生・高校生…問15

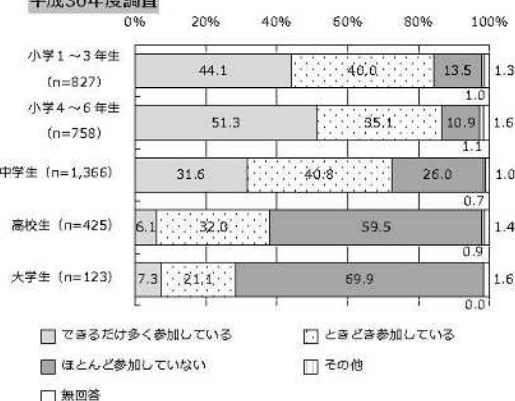
大学生…問23

- 小学生は4割台半ばが、できるだけ多く参加している。
- 中学生以降になると参加状況が減少しており、高校生以上では「ときどき参加している」も含めて4割を下回っている。
- 前回調査との比較では、「ほとんど参加していない」がいずれの年代も増加している。

今回調査



平成30年度調査



44

自分のことが好きか×学校以外の活動に参加しているか

小学1～3年生…問7×問13

- 学校以外の活動にできるだけ多く参加している児童ほど、自分のことが好きだと思っている傾向にある。

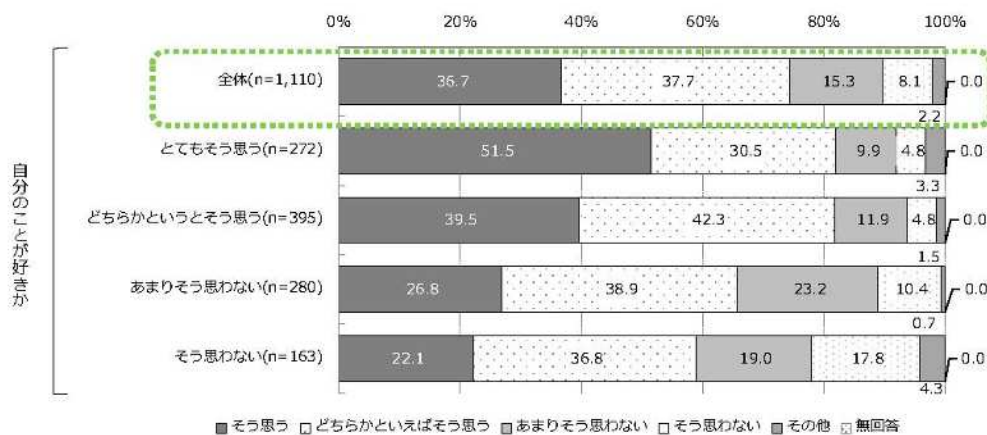


45

自分のことが好きか×将来結婚したいか

中学生…問18×問44

○ 自分のことを好きだと思っている生徒ほど、将来結婚したいと考えている。

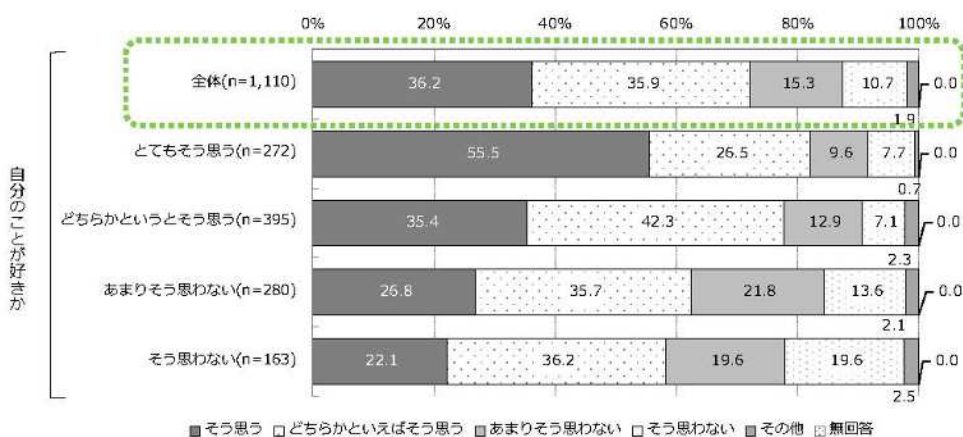


46

自分のことが好きか×将来子どもを育てたいか

中学生…問18×問45

○ 自分のことが好きだと思っている生徒ほど、将来子どもを育てたいと考えている。

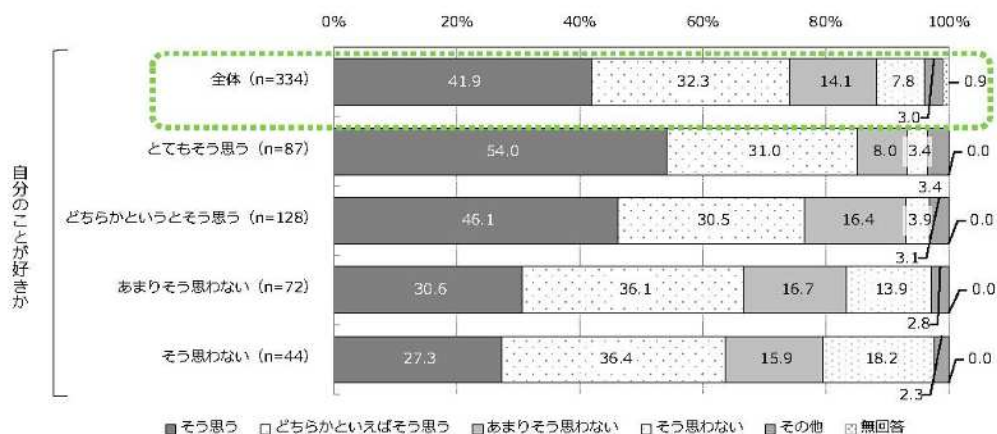


47

自分のことが好きか×将来結婚したいか

高校生…問18×問44

○ 自分のことを好きだと思っている生徒ほど、将来結婚したいと考えている。

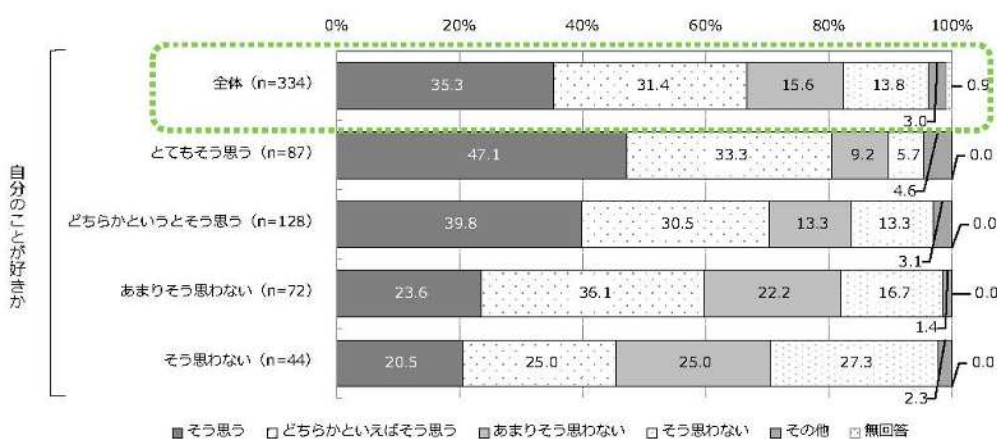


48

自分のことが好きか×将来子どもを育てたいか

高校生…問18×問45

○ 自分のことが好きだと思っている生徒ほど、将来子どもを育てたいと考えている。

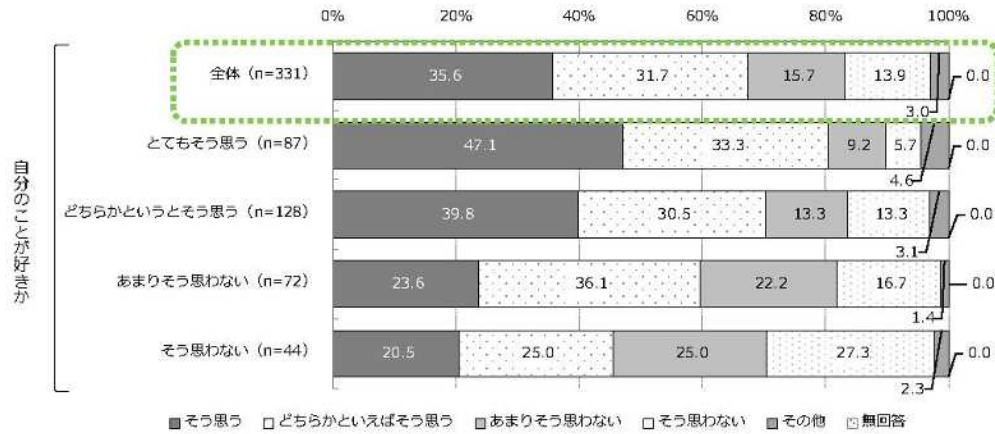


49

自分のことが好きか×将来結婚したいと思うか

大学生…問13×問33

○ 自分のことが好きだと思う学生ほど、将来結婚したいという回答が多い。



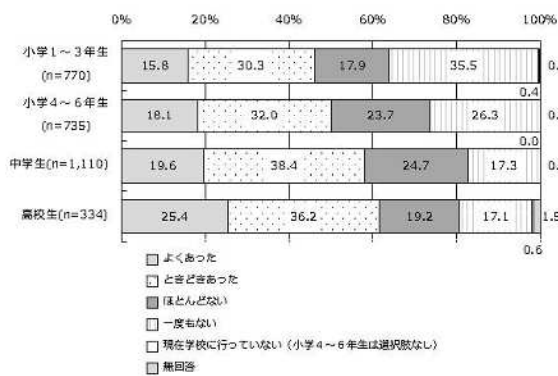
50

学校に行きたくないと思ったこと

小学1～3年生…問10
中学生・高校生…問14

小学4～6年生…問13

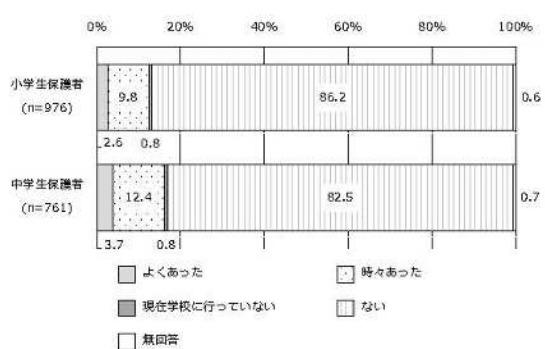
○ 「よくあった」の割合は年代が高まるにつれて増加しており、高校生は2割台半ばとなっている。



子どもが学校に行かなくなったこと

小学生保護者…問33
中学生保護者…問23

○ 子どもが学校に行かなくなったことが「よくあった」「時々あった」の合計は、小学生保護者・中学生保護者ともに1割を超えている。



51

学校に行きたくないと思った理由（上位5項目）

小学1～3年生…問10-1
中学生・高校生…問14-1

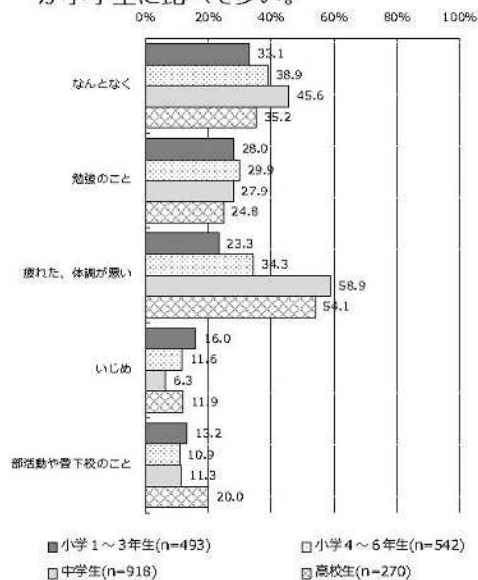
小学4～6年生…問13-1

子どもが学校に行かなくなった理由（上位5項目）

小学生保護者…問33-1

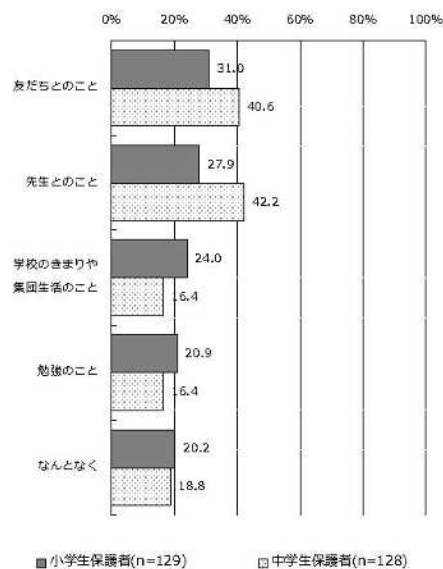
中学生保護者…問23-1

- 概ね「なんとなく」が多い。また、中学生や高校生は「疲れた、体調が悪い」の割合が小学生に比べて多い。



※「部活動や登下校のこと」は、小学生の調査票では「登下校のこと」となっている。

- 中学生保護者は「友だちとのこと」や「先生とのこと」の割合が多くなる。



52

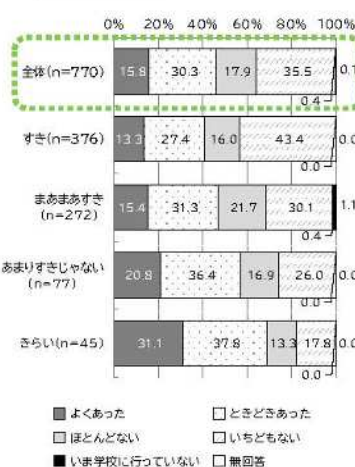
自分のことが好きか×学校に行きたくないと思ったこと

小学1～3年生…問7×問10
中学生・高校生…問18×問14

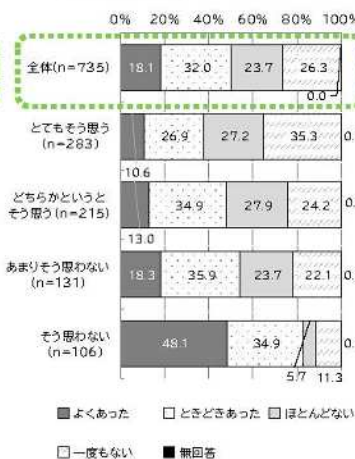
小学4～6年生…問24×問13

- 自分のことを好きではないと思っている児童・生徒ほど、学校に行きたくないと思っていた割合が多い傾向にある。

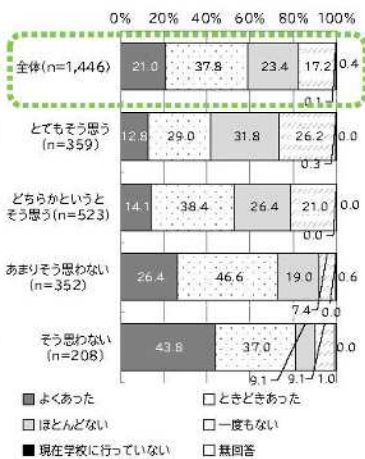
小学1～3年生



小学4～6年生



中学生



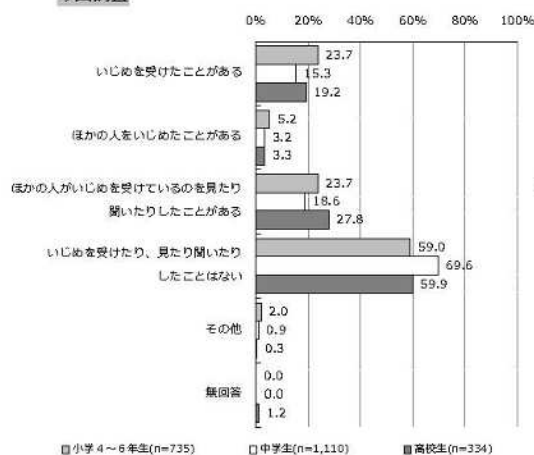
53

いじめを受けたり、見たり聞いたりしたこと

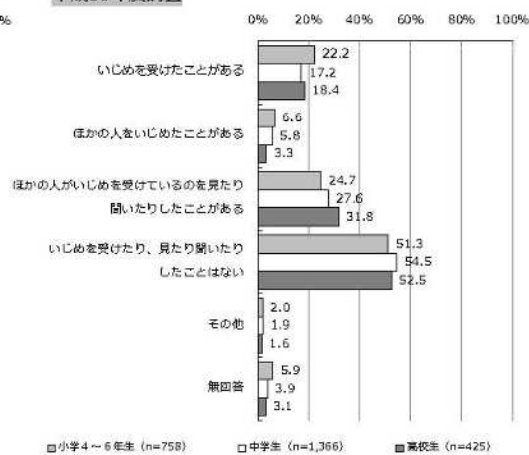
小学4～6年生…問12
中学生・高校生…問13

- 概ね、いじめを受けたり見たり聞いたりしたことはないが、2割程度がいじめを受けたことがある。
- 前回調査と比べると、「いじめを受けたり、見たり聞いたりしたことはない」の割合が増加している。

今回調査



平成30年度調査



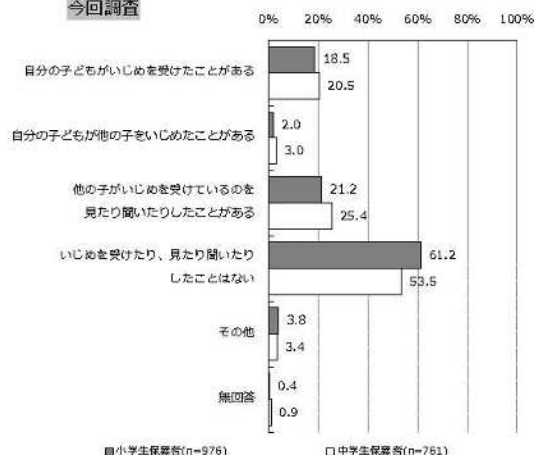
54

子どもがいじめを受けたり、見たり聞いたりしたこと

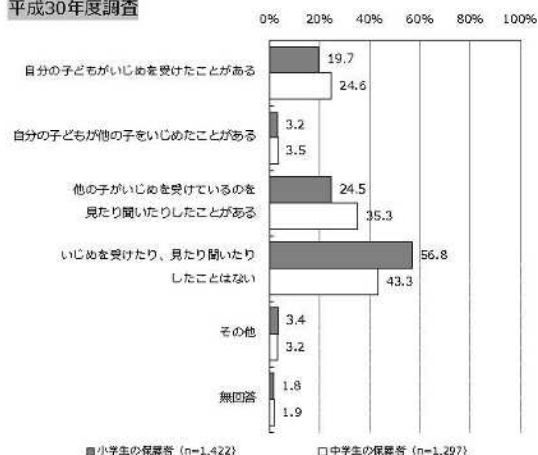
小学生保護者… 問32
中学生保護者… 問22

- 「自分の子どもがいじめを受けたことがある」の割合は前回調査と比べてやや減少したが、2割程度となっている。

今回調査



平成30年度調査

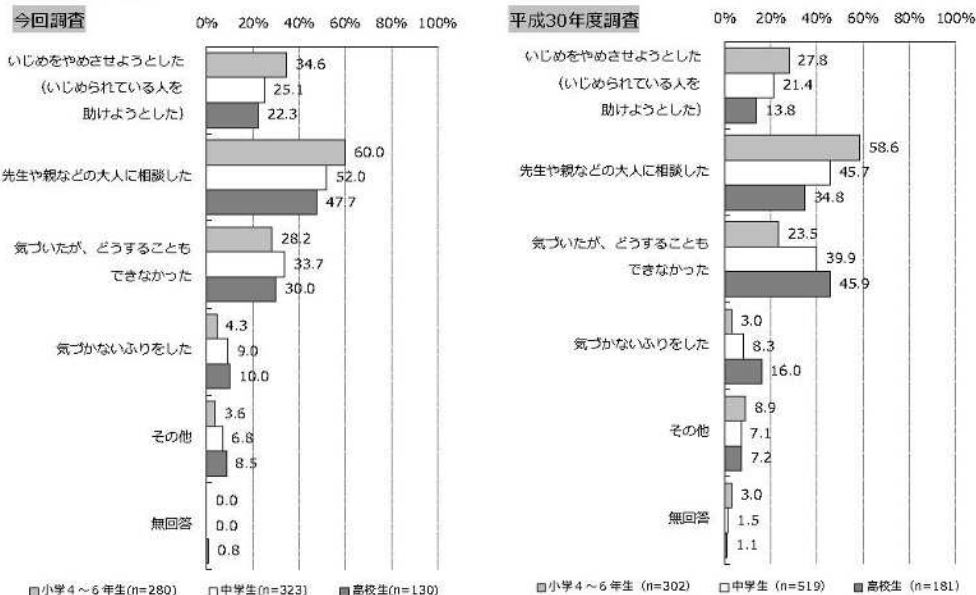


55

いじめを受けたり、見たり聞いたりしたことへの対応

小学4～6年生… 問12-1
中学生・高校生… 問13-1

- 概ね前回調査と同様の傾向となっているが、「先生や親などの大人に相談した」の割合が増加している。

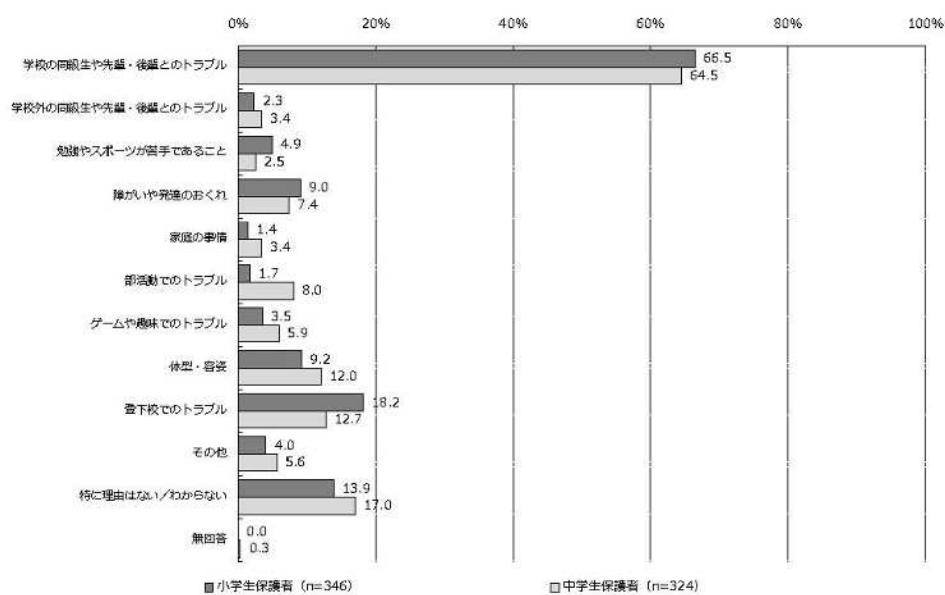


56

いじめの理由

小学生保護者… 問32-1
中学生保護者… 問22-1

- 「学校の同級生や先輩・後輩とのトラブル」が小学生保護者・中学生保護者ともに最も多い。

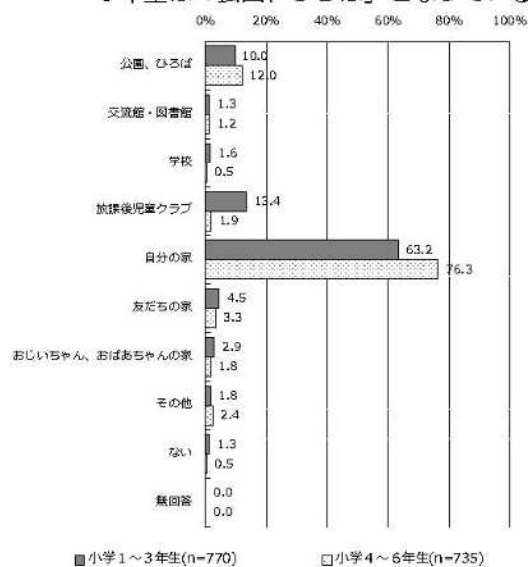


57

学校が終わったあと、一番多く過ごしている場所

小学1～3年生…問16 小学4～6年生…問15

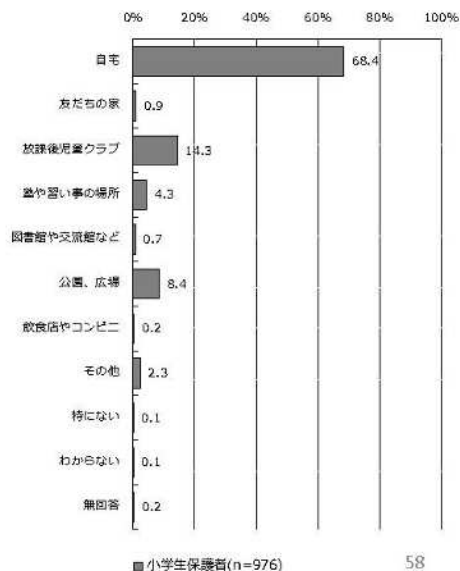
- 小学1～3年生、小学4～6年生ともに「自分の家」が最も多く、次いで小学校1～3年生は「放課後児童クラブ」、小学4～6年生は「公園、ひろば」となっている。



学校が終わったあと、子どもが一番多く過ごしている場所

小学生保護者…問21

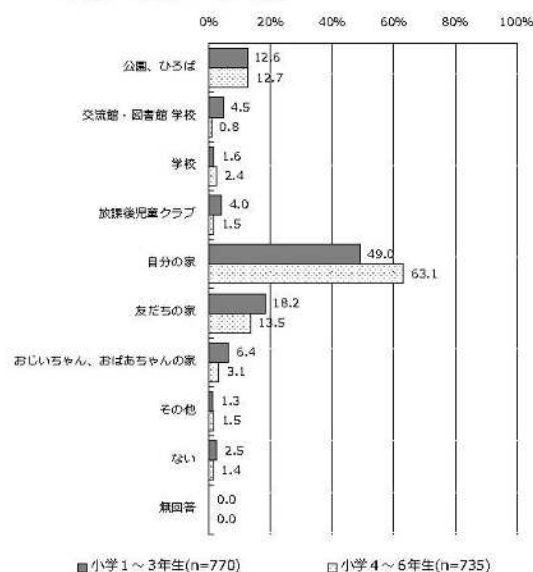
- 「自宅」が最も多く、次いで「放課後児童クラブ」となっている。



学校が終わったあと、過ごしたい場所

小学1～3年生…問17 小学4～6年生…問16

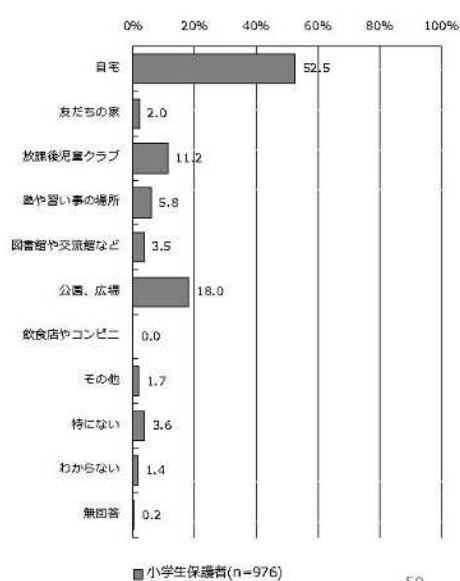
- 小学1～3年生、小学4～6年生ともに「自分の家」が最も多く、次いで「友だちの家」となっている。



学校が終わったあと、子どもに過ごしてもらいたい場所

小学生保護者…問22

- 「自宅」が最も多く、次いで「公園、広場」となっている。

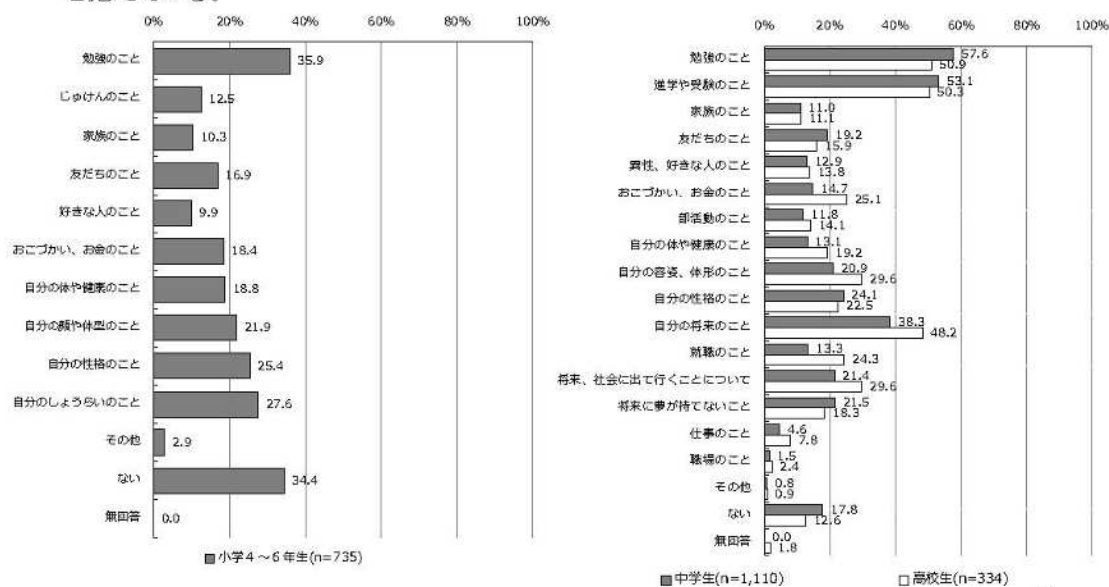


悩みや不安

小学4～6年生…問25

中学生・高校生…問19

- 小学4～6年生は、勉強のことや自分の将来のことで悩みや不安を抱えている。
- 中学生や高校生は、勉強のことや自分の将来のことに加え、進学や受験のことで悩みや不安を抱えている。



60

嫌なことをされたり言われたりした経験

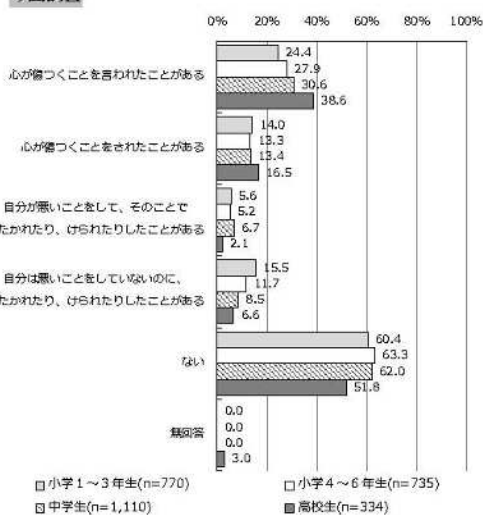
小学1～3年生…問11

小学4～6年生…問28

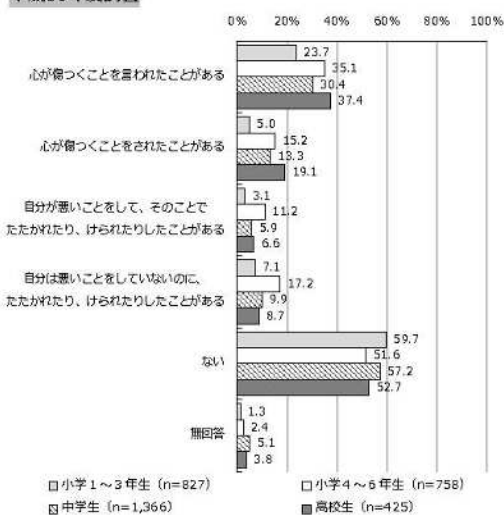
中学生・高校生…問22

- 概ね「ない」の割合が多い。
- 前回調査との比較では、多くの年代で「ない」の割合が増加した。

今回調査



平成30年度調査

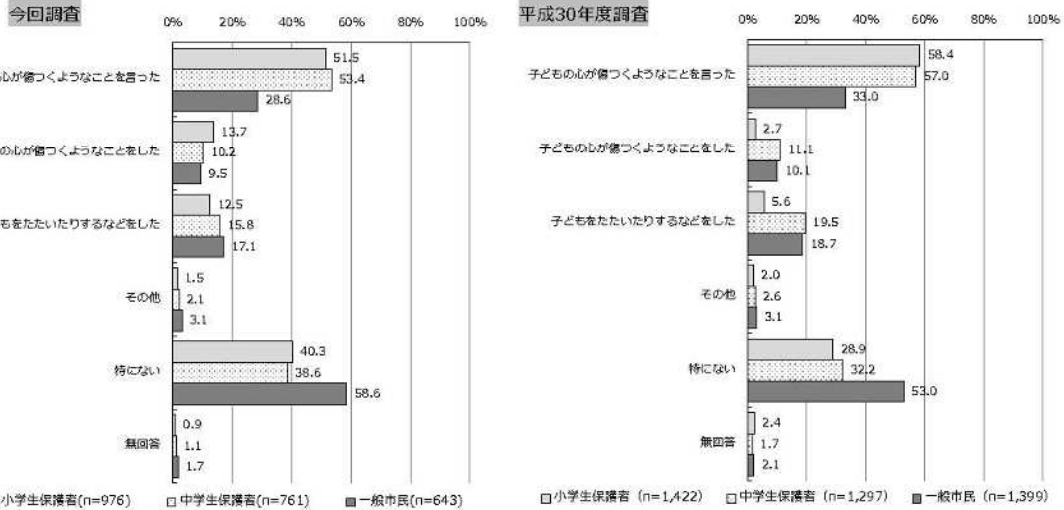


61

子どもにきつくあたったこと

小学生保護者…問36 中学生保護者…問26
一般市民…問12

- 一般市民は「特にない」の割合が最も多い。
- 一方、小学生保護者と中学生保護者は「子どもの心が傷つくようなことを言った」の割合が最も多い。
- 前回調査との比較では、小学生保護者の「子どもをたたいたりするなどをした」の割合が増加した。

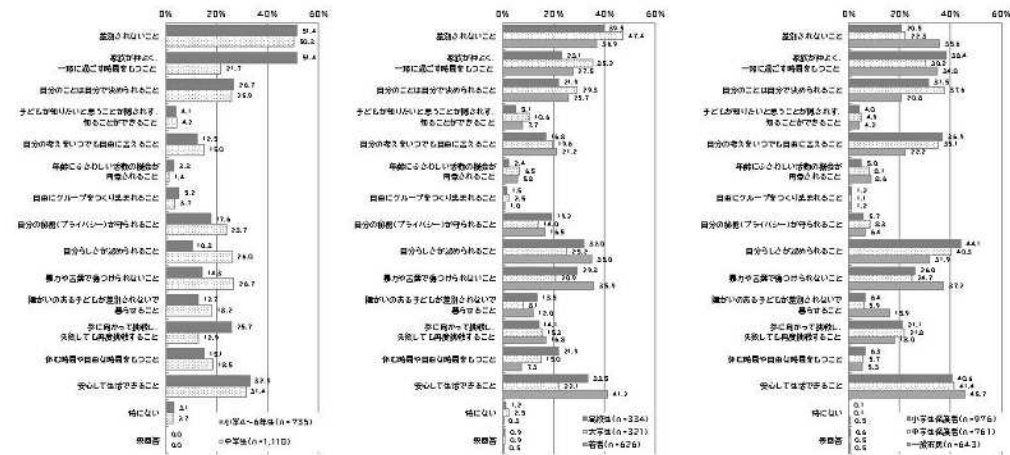


62

子どもの権利の中で、特に大切にしたいと思う権利

小学生保護者…問37 中学生保護者…問27
小学4～6年生…問31 中学生・高校生…問26
大学生…問22 若者…問22 一般市民…問13

- 年代に関わらず、「差別されないこと」「家族が仲よく、一緒に過ごす時間をもつこと」「自分らしさが認められること」「安心して生活できること」の割合が比較的多い。



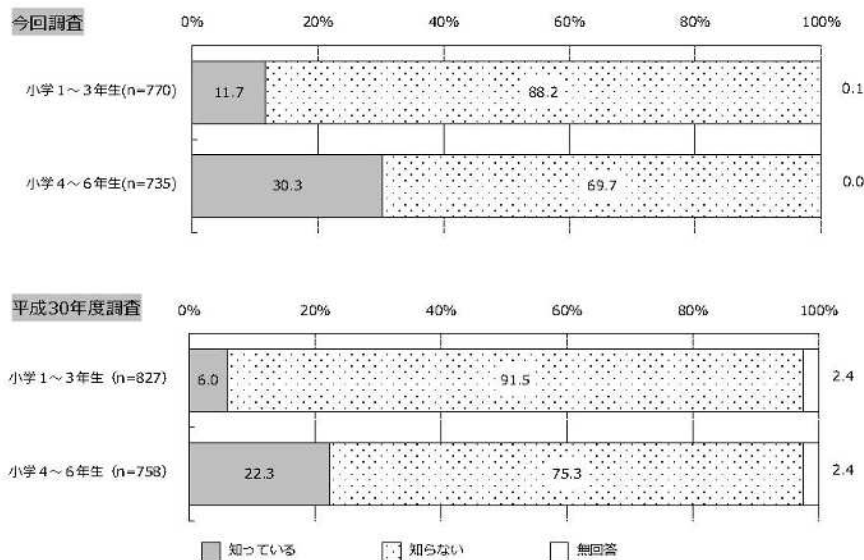
63

4. 豊田市に対する認識

豊田市子ども条例の認知度①

小学1～3年生 …問20 小学4～6年生 …問29

○ 小学1～3年生、小学4～6年生ともに「知っている」の割合が増加している。

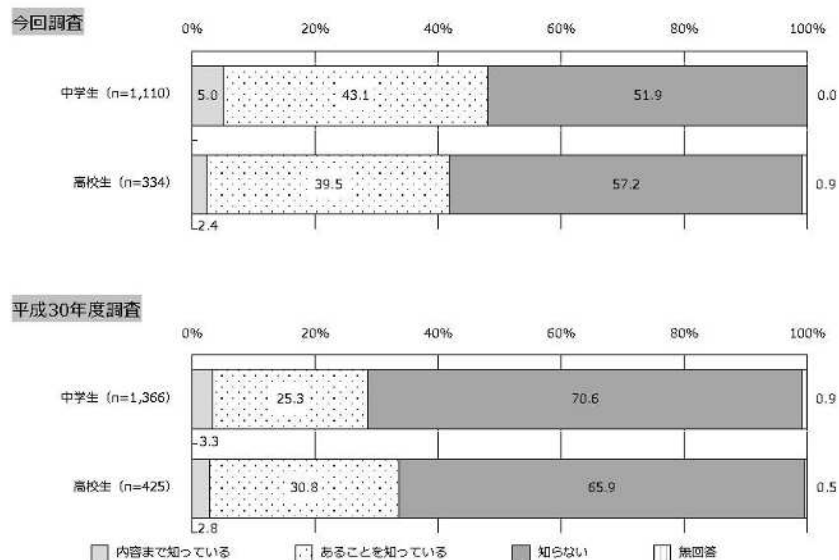


64

豊田市子ども条例の認知度②

中学生・高校生…問24

○ 中学生・高校生ともに「内容まで知っている」と「あることを知っている」の割合が増加している。

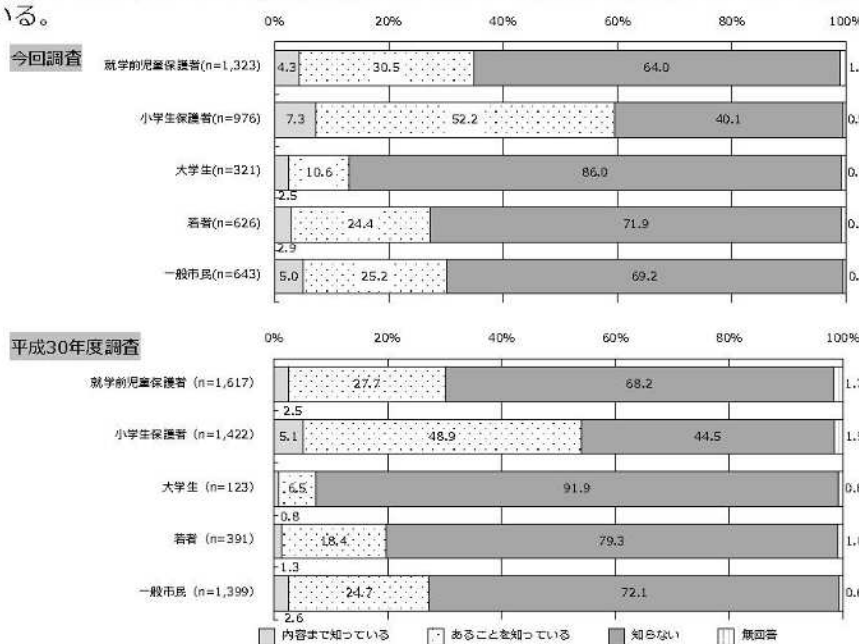


65

豊田市子ども条例の認知度③

就学前児童保護者…問38 小学生保護者…問34
大学生…問21 若者…問21 一般市民…問11

○ 全ての年代において「内容まで知っている」と「あることを知っている」の割合が増加している。

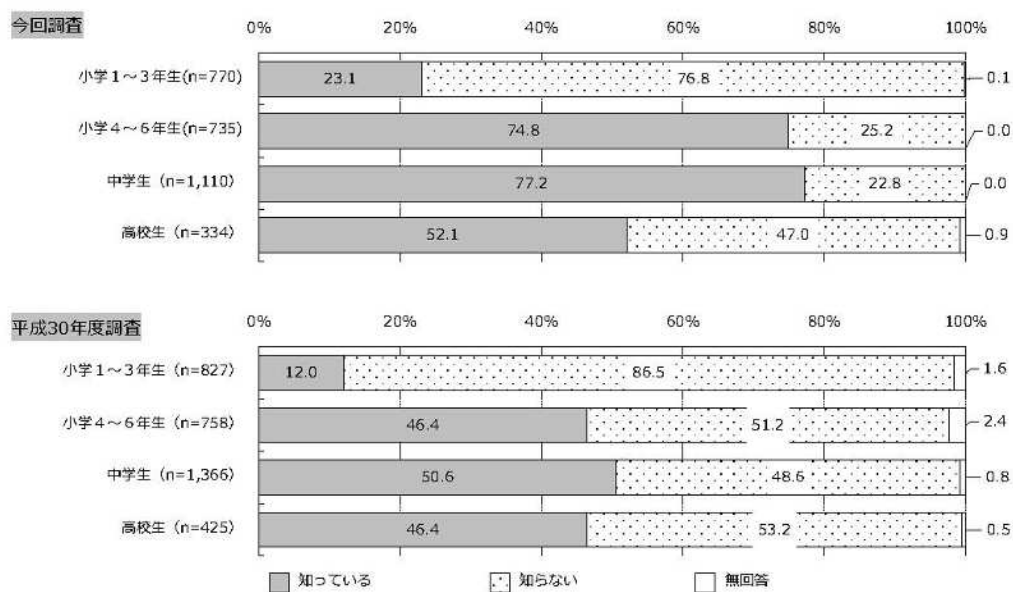


66

子どもの権利相談室の認知度①

小学1～3年生…問21 小学4～6年生…問30 中学生・高校生…問25

○ 全ての年代において「知っている」の割合が増加している。



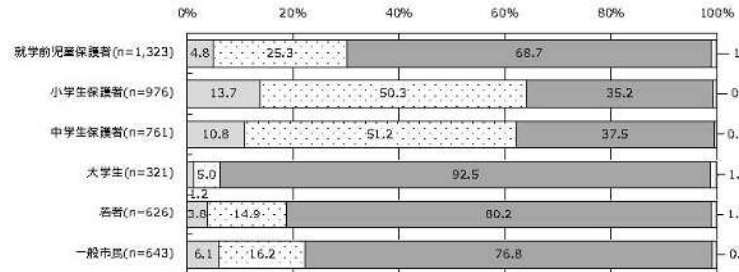
67

子どもの権利相談室の認知度②

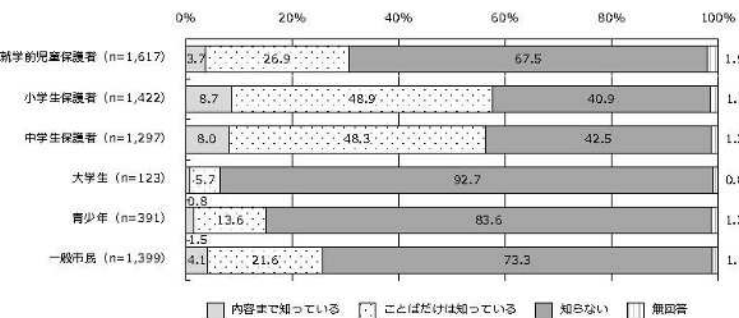
就学前児童保護者…問38 小学生保護者…問34 中学生保護者…問25
大学生…問21 若者…問21 一般市民…問11

○ 全体的に、「内容まで知っている」と「ことばだけは知っている」の割合が増加している。

今回調査



平成30年度調査



※平成30年度調査では、「若者」を「青少年」として実施。

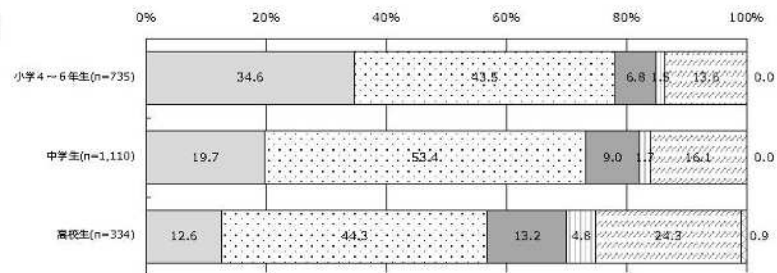
68

子どもの権利が尊重されていると感じるか①

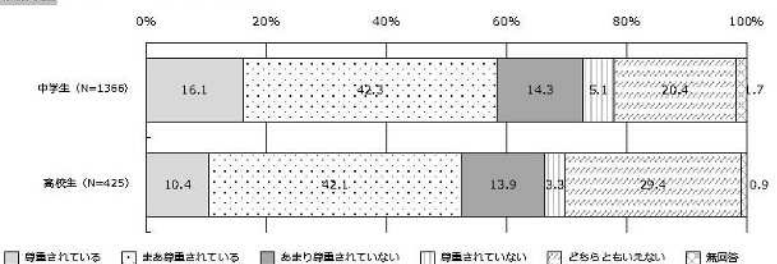
小学4～6年生…問32 中学生・高校生…問27

○ 小学生は尊重されていると感じている割合が比較的多いものの、年代が上がるにつれて減少傾向にある。

今回調査



平成30年度調査 ※小学4～6年生の設問なし

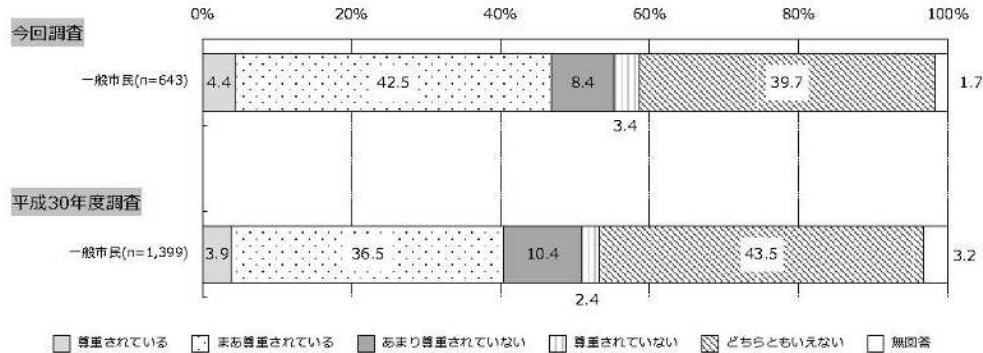


69

子どもの権利が尊重されていると感じるか②

一般市民… 問14

- 一般市民は「尊重されている」と「まあ尊重されている」の合計が前回調査より増加している。

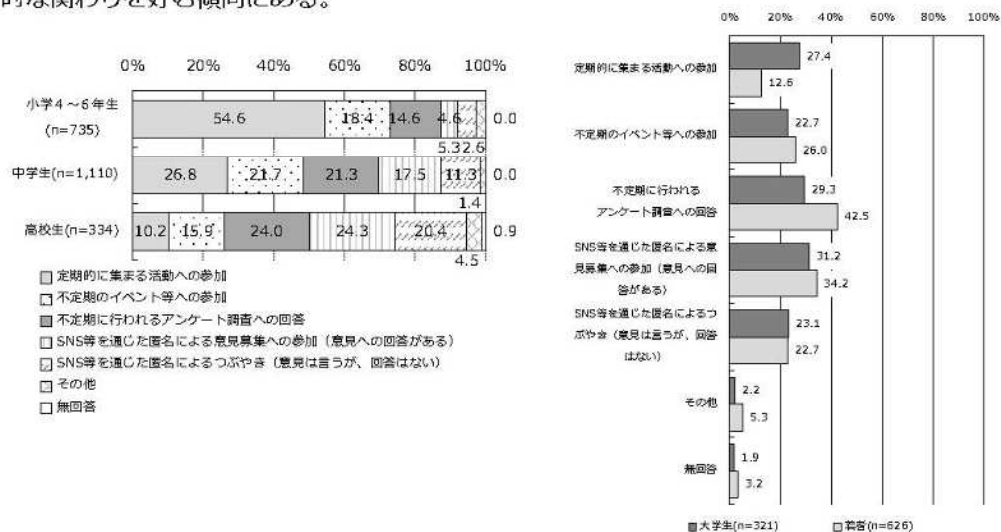


70

自分の意見を表明する場として参加してみたいもの

小学4～6年生…問34 中学生・高校生…問29
 大学生…問23 若者…問23

- 小学生は「定期的集まる活動への参加」の割合が多いものの、年代が上がるにつれて減少傾向にある。
- 大学生や若者は、不定期に行われるアンケート調査への回答やSNSを通じた参加など、間接的な関わりを好む傾向にある。



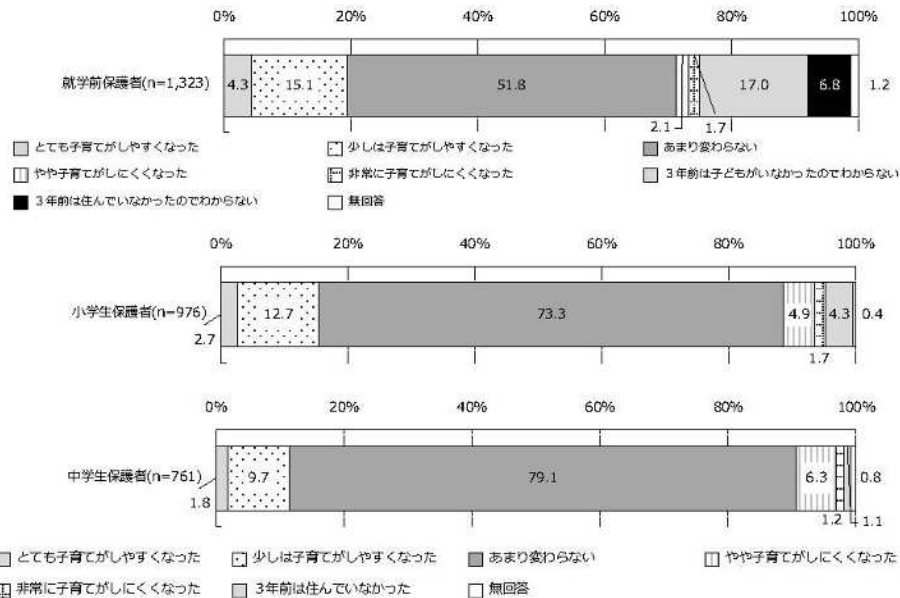
※大学生・若者は複数回答

71

豊田市は、3年前と比べて、子育てのしやすいまちになったか

就学前児童保護者…問44 小学生保護者…問31 中学生保護者…問21

○「あまり変わらない」が大半となっている。

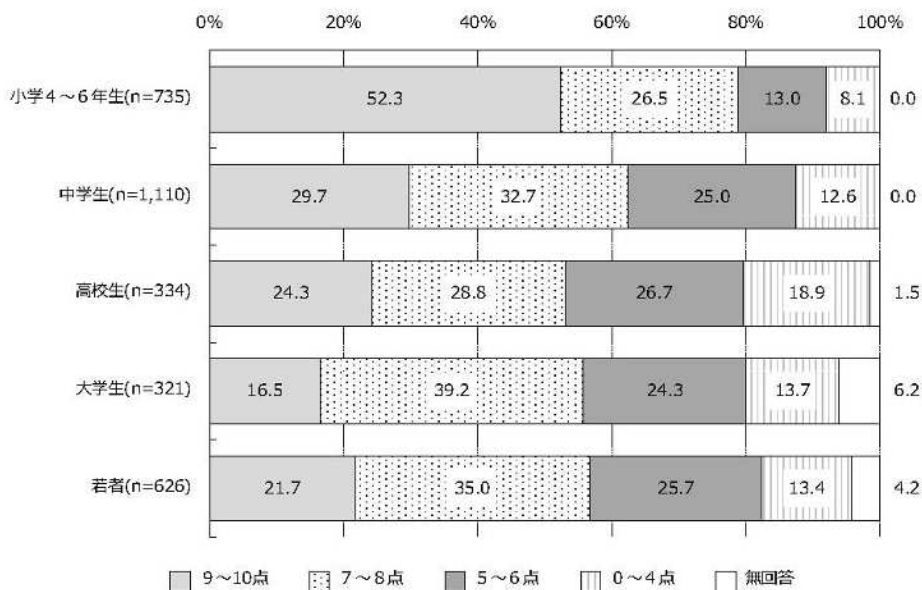


72

幸福度

小学生4～6年生…問22 中学生・高校生…問23
大学生…問11 若者…問11

○「9～10点」の割合は小学4～6年生が最も多い。



※現在の程度幸せかを、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点として、回答

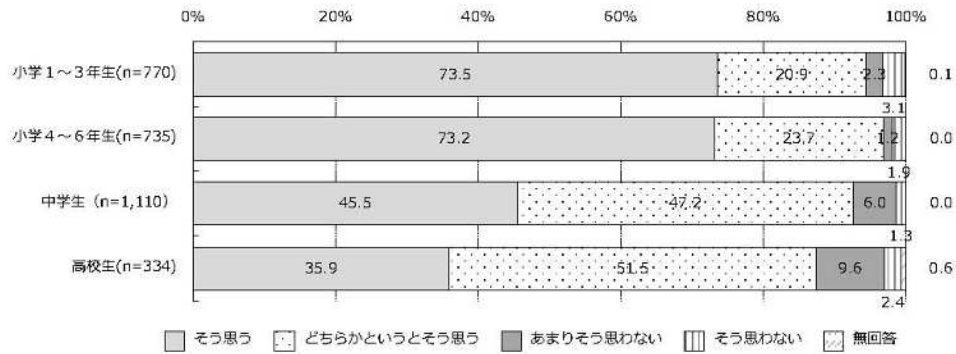
73

豊田市の住みよさ

小学1～3年生…問22
中学生・高校生…問46

小学4～6年生…問42

- 概ね「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計が8割台半ばを超えている。
- 小学生は「そう思う」の割合が7割台半ばであるのに対し、高校生は3割台半ばまで減少している。



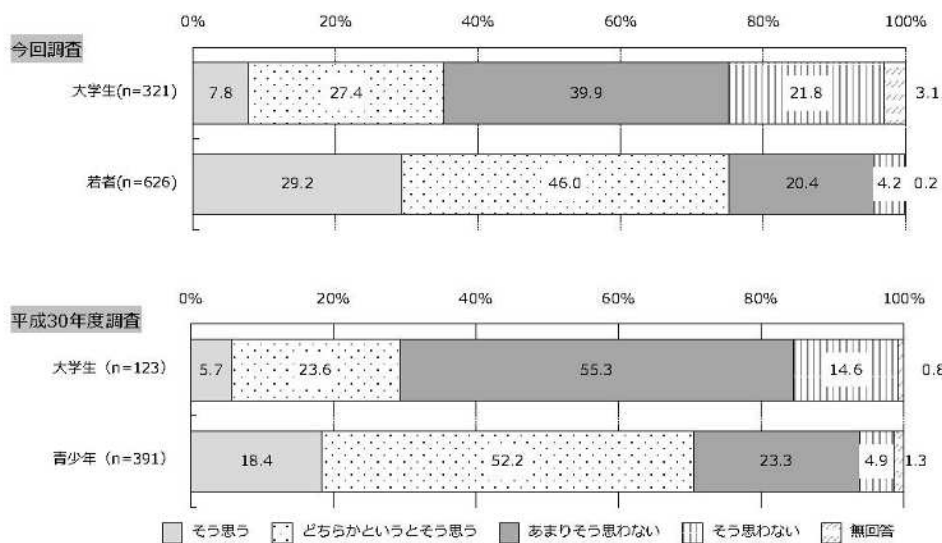
74

今後の居住意向

大学生…問26

若者…問26

- 大学生は「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計が6割を超えている。
- 若者は「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計が7割を超えている。
- 前回調査と比べると、「そう思う」の割合が増加している。



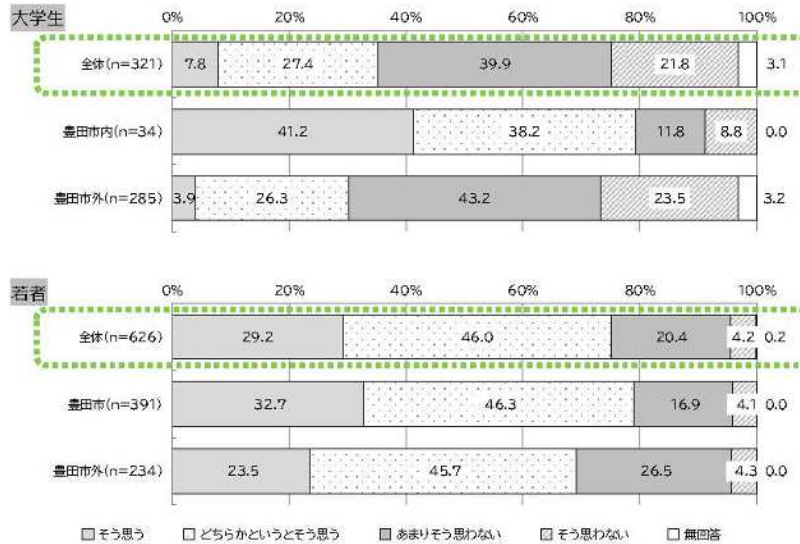
※平成30年度調査では、「若者」を「青少年」として実施。

75

住んでいた地域（小学生から中学生までの頃に住んでいた地域）×今後の居住意向

大学生…問5×問26
若者…問5×問26

- 豊田市に住んでいた経験がある人は、今後も豊田市での居住意向がある。
- 若者は豊田市外に住んでいた人も居住意向が高い。

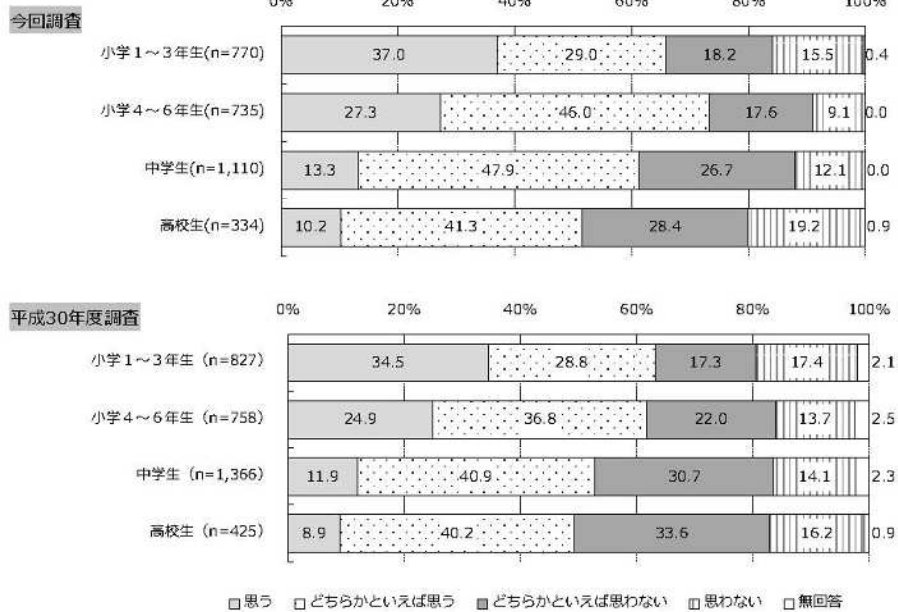


76

豊田市はいじめがないまちだと思うか

小学1～3年生…問23 小学4～6年生…問44
中学生・高校生…問47

- 全ての年代において「思う」と「どちらかといえば思う」の割合が増加している。特に小学4～6年生は7割を超えている。



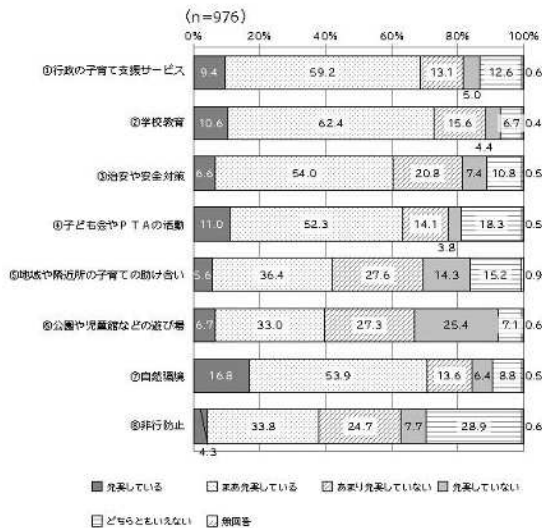
77

豊田市は子どもが暮らしやすく健全に育っていけるまちだと思うか①

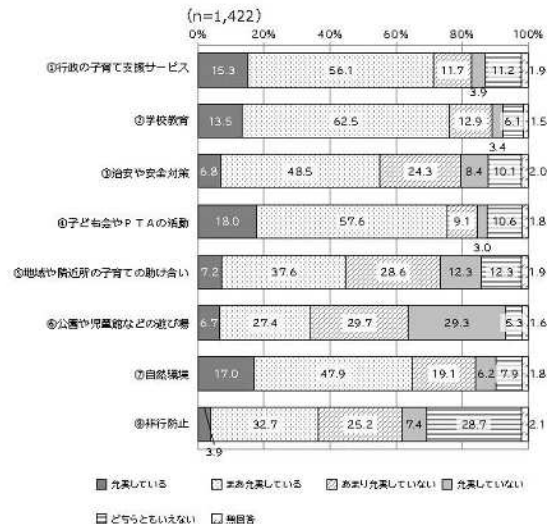
小学生保護者… 問30

- 「行政の子育て支援サービス」は「充実している」が減少、「まあ充実している」がやや増加している。

今回調査



平成30年度調査



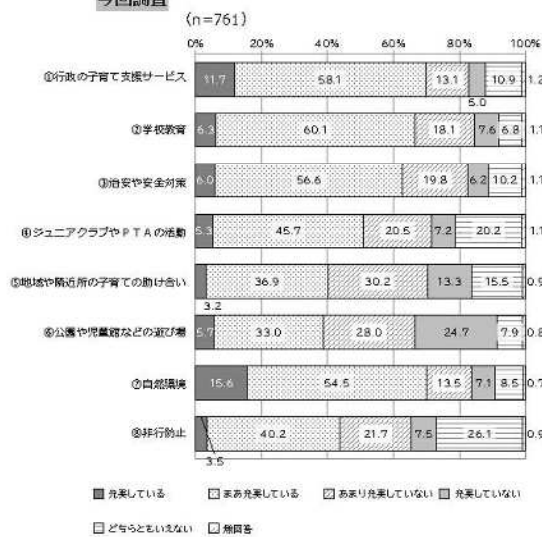
78

豊田市は子どもが暮らしやすく健全に育っていけるまちだと思うか②

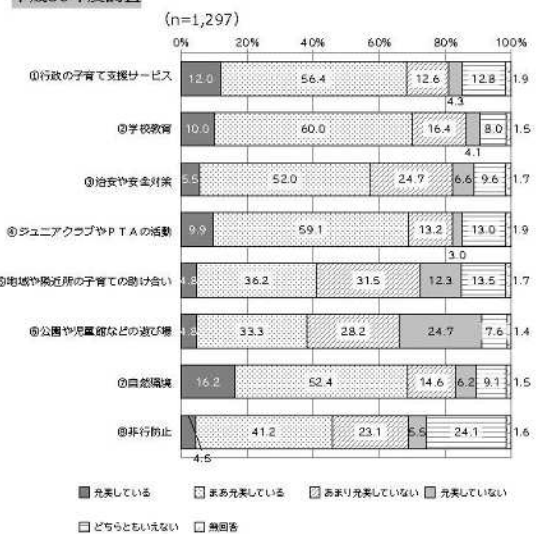
中学生保護者… 問20

- 概ね前回調査と同様の傾向だが、「ジュニアクラブやPTAの活動」については、特に「まあ充実している」の割合が減少している。

今回調査



平成30年度調査

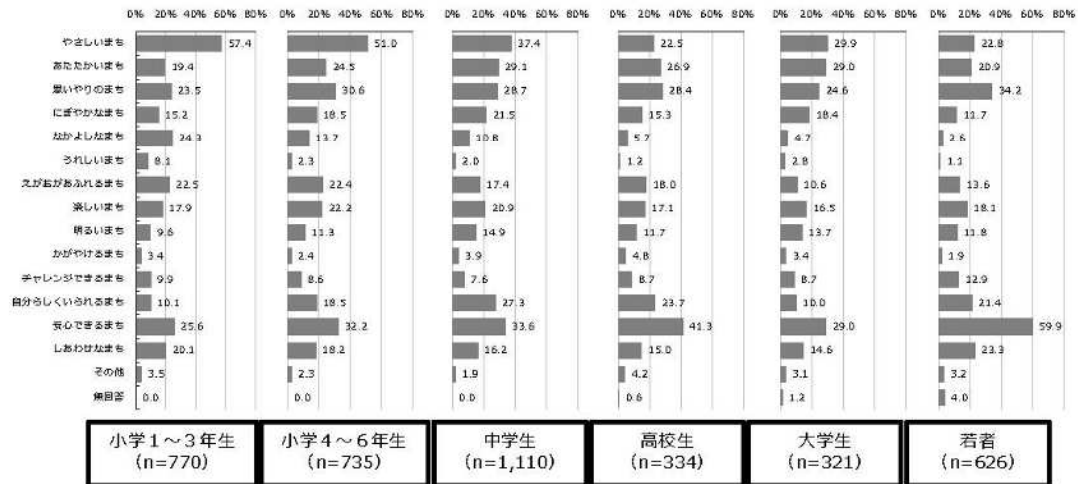


79

豊田市をどんなまちにしたいか①

小学1～3年生…問24 小学4～6年生…問45
中学生・高校生…問48
大学生…問35 若者…問36

- 「やさしいまち」「あたたかいまち」「思いやりのまち」「安心できるまち」の割合が比較的多い。



80

豊田市をどんなまちにしたいか②

小学1～3年生…問24 小学4～6年生…問45
中学生・高校生…問48
大学生…問35 若者…問36

- 小学生・中学生は「やさしいまち」、高校生・若者は「安心できるまち」、大学生は「やさしいまち」が最も多い。

	小学1～3年生 (n=770)	小学4～6年生 (n=735)	中学生 (n=1,110)
①	やさしいまち (57.4%)	やさしいまち (51.0%)	やさしいまち (37.4%)
②	安心できるまち (25.6%)	安心できるまち (32.2%)	安心できるまち (33.6%)
③	なかよしなまち (24.3%)	思いやりのまち (30.6%)	あたたかいまち (29.1%)

	高校生 (n=334)	大学生 (n=321)	若者 (n=626)
①	安心できるまち (41.3%)	やさしいまち (29.9%)	安心できるまち (59.9%)
②	思いやりのまち (28.4%)	あたたかいまち (29.0%)	思いやりのまち (34.2%)
③	あたたかいまち (26.9%)	安心できるまち (29.0%)	しあわせなまち (23.3%)

81

2. 豊田市子ども条例

○豊田市子ども条例

平成 19 年 10 月 9 日

条例第 70 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 子どもにとって大切な権利（第 4 条～第 8 条）

第 3 章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第 9 条～第 11 条）

第 4 章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第 12 条～第 20 条）

第 5 章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第 21 条～第 26 条）

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証（第 27 条～第 30 条）

第 7 章 雑則（第 31 条）

附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。

3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

(責務)

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの権利と責任)

第4条 子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

2 子どもは、自分の権利を大切にしよう努めなければなりません。

3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重しよう努めなければなりません。

4 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。

(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。

(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。

(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。

(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。

(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。

(8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。

4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

5 保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなければなりません。

3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。

5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。

6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(地域における権利の保障)

第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。

3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第12条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。

3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第13条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

(特別なニーズのある子ども・家庭への支援)

第14条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

第15条 削除

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

(有害・危険な環境からの保護)

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないように取り組まなければなりません。

(1) 環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの

(2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用

(3) 売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待

(4) 過激な暴力や性などの有害な情報

(5) 犯罪の被害や加害

(6) 公共施設や交通機関などにおける危険な環境

(子どもの居場所づくりの推進)

第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。

5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。

4 擁護委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第22条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをすること。

(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。

(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

(4) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

(5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

2 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。
(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(擁護委員への協力)

第23条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第24条 市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

(勧告や要請などの内容の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

2 擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

(活動状況などの報告と公表)

第26条 擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(子ども総合計画)

第27条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。

2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

(子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など)

第28条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

2 推進会議の委員は、30人以内とします。

3 委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。

- 4 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。
- 5 推進会議には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。
- 6 推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

（推進会議の仕事）

第29条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

- （1）子ども総合計画に関すること。
 - （2）子どもに関する施策の実施状況に関すること。
 - （3）その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。
- 2 推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。
 - 3 推進会議は、前2項に定める仕事のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号の事務を行います。
 - 4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。

（報告、提言など）

第30条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

- 2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。
- 3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第19条並びに第5章及び第6章の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

（平成20年3月規則第4号により、附則ただし書に規定する規定のうち、第19条及び第6章の規定は同年6月1日から、第5章の規定は同年10月1日から施行）

附 則（平成25年6月28日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行します。
（豊田市社会福祉審議会条例の一部改正）
- 2 豊田市社会福祉審議会条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 26 年 10 月 1 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行します。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

(豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正)

2 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例(平成 22 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和 5 年 6 月 30 日条例第 58 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 12 月 25 日条例第 56 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

3. 豊田市子ども規則

○豊田市子ども規則

平成 20 年 3 月 28 日

規則第 3 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 豊田市子ども会議(第 3 条・第 4 条)

第 3 章 豊田市子どもの権利擁護委員(第 5 条～第 17 条)

第 4 章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議(第 18 条～第 25 条)

第 5 章 雑則(第 26 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊田市子ども条例(平成 19 年条例第 70 号。以下「条例」といいます。)第 31 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要なことを定めます。

(子どもの定義)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が 18 歳又は 19 歳の人で、次の学校や施設に在学したり、入所していたりする人をいいます。

(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校又は中等教育学校

(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する児童福祉施設

(3) 前 2 号に準ずる学校や施設

第 2 章 豊田市子ども会議

(委員)

第 3 条 条例第 20 条に規定する豊田市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)の委員は、公募により市長が選びます。

(子ども会議の意見)

第 4 条 子ども会議は、市長その他の執行機関に対して、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、意見を提出することができます。

2 市長その他の執行機関は、子ども会議から意見の提出を受けたときは、その内容を公表します。

3 市長その他の執行機関は、子ども会議の意見を尊重し、必要な措置をとります。

第 3 章 豊田市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第 5 条 条例第 21 条第 1 項に規定する豊田市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

- 3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(代表擁護委員)

第6条 擁護委員のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。

- 2 代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する庶務を行います。
- 3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があらかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。
- 4 その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を聴いて決めます。

(子どもの権利相談員)

第7条 擁護委員の仕事を補助するため、豊田市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

- 2 条例第22条第2項及びこの規則の第5条の規定は、相談員について準用します。

(相談及び救済の申立て)

第8条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。

- 2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員及び相談員が行います。

(救済の申立書など)

第9条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した申立書を提出し、口頭による場合はこれらのことを述べることとします。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
 - (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
 - (3) 申立ての趣旨
 - (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
 - (5) 権利の侵害の内容
 - (6) 他の機関への相談などの状況
- 2 擁護委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、書面に記録しなければなりません。

(調査)

第10条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければなりません。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するとき。
- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。

- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除きます。
 - (5) 条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。
 - (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
 - (7) 具体的な権利の侵害を含まないとき。
 - (8) その他擁護委員が調査することが適当でないと認めるとき。
- 2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合や、条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければなりません。
- (調査の中止など)
- 第11条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。
- 2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者(以下「申立人など」といいます。)に速やかに通知しなければなりません。
- (市の機関に対する調査など)
- 第12条 擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。
- 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整(以下単に「調整」といいます。)をすることができます。
- 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。
- (市の機関以外のものに対する調査など)
- 第13条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。
- 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。
- (身分証明証の提示)
- 第14条 擁護委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

(相談室の設置など)

第 15 条 子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室(以下「相談室」といいます。)を豊田市小坂本町 1 丁目 25 番地(豊田産業文化センター内)に設置します。

2 相談室は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 擁護委員及び相談員の仕事の補助に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- (3) 子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- (4) 条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事務

3 相談室に室長その他の職員を置きます。

4 室長は、相談室の事務を管理します。

(相談室の開館日及び開館時間)

第 16 条 相談室の開館日及び開館時間は、次の表のとおりとします。ただし、12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までを除きます。

開館日	開館時間
水曜日、木曜日及び土曜日	午前 10 時から午後 6 時まで
金曜日	午前 10 時から午後 8 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館日又は開館時間を変更することができます。

(相談の受付)

第 17 条 擁護委員及び相談員が、相談を受け付けることができる日及び時間は、次の表のとおりとします。ただし、12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までを除きます。

受付日	受付時間
水曜日、木曜日及び土曜日	午後 1 時から午後 6 時まで
金曜日	午後 1 時から午後 8 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に受付日又は受付時間を変更することができます。

第 4 章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

(会長及び副会長)

第 18 条 条例第 28 条第 1 項に規定する豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長と副会長各 1 人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第 19 条 推進会議の会議(以下「会議」といいます。)は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(会議の特例)

第 20 条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。)を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができます。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用します。この場合において、同条第 2 項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「が出席しなければ開くことができません」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しません」と、同条第 3 項中「出席した」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった」と読み替えるものとします。

(委員)

第 21 条 条例第 28 条第 3 項の規定により市民のうちから選ばれる委員は、公募によるものとします。

(豊田市児童福祉審議会)

第 22 条 条例第 28 条第 5 項に規定する豊田市児童福祉審議会(以下「児童福祉審議会」といいます。)については、児童福祉法第 9 条に定めるもののほか、次項から第 4 項までに定めるところによります。

2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、児童福祉審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第 18 条第 2 項及び第 3 項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

3 第 19 条及び第 20 条の規定は、児童福祉審議会の会議について準用します。この場合において、第 19 条第 1 項中「推進会議」とあるのは「児童福祉審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第 20 条第 1 項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

4 臨時委員は、児童福祉審議会の会議を開き、又は議決を行う場合(前項の規定により準用する第 20 条の規定により委員に書面を送付し又は電磁的記録を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代える場合を含みます。)には、同項の規定により準用する第 19 条第 2 項及び第 3 項並びに第 20 条の規定の適用について、委員とみなします。

(豊田市幼保連携型認定こども園審議会)

第 23 条 条例第 28 条第 6 項に規定する豊田市幼保連携型認定こども園審議会(以下「幼保連携型認定こども園審議会」といいます。)については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条に定めるもののほか、次項及び第 3 項に定めるところによります。

- 2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第 18 条第 2 項及び第 3 項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。
- 3 第 19 条及び第 20 条の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の会議について準用します。この場合において、第 19 条第 1 項中「推進会議」とあるのは「幼保連携型認定こども園審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第 20 条第 1 項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

(部会)

第 24 条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。

- 2 部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。
- 5 部会は、その調査審議に必要があると認めたときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。
- 6 推進会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決をもって推進会議の議決とすることができます。
- 7 第 19 条の規定は、部会の会議について準用します。

(庶務)

第 25 条 推進会議の庶務はこども・若者部こども・若者政策課において、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務は同部保育課において処理します。

第 5 章 雑則

(委任)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則中第 2 章及び第 4 章の規定は平成 20 年 6 月 1 日から、第 3 章の規定は平成 20 年 10 月 1 日から、その他の規定は公布の日から施行します。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日規則第 69 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行します。

附 則(平成 24 年 12 月 27 日規則第 92 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行します。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日規則第 66 号)

この規則は、公布の日から施行します。

附 則(平成 27 年 3 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行します。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日規則第 25 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

附 則(平成 30 年 3 月 26 日規則第 22 号)

この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行します。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日規則第 147 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市子ども規則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日規則第 35 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日規則第 27 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

4. 年齢区分表

呼称等	年齢区分	法令等
子ども	18 歳未満の人と 18 歳又は 19 歳の人で、学校や施設※に在学、入所している者 ※学校教育法に規定する高等学校又は中学校、児童福祉法に規定する児童福祉施設	豊田市子ども条例 豊田市子ども規則
	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者	子ども・子育て支援法
こども	心身の発達の過程にある者	こども基本法
乳幼児期	義務教育年齢に達するまで	こども大綱
児童	満 6 歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者(学齢児童)	学校教育法
	18 歳未満の者	児童福祉法 児童の権利に関する条約
	18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者	児童手当法
	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者	児童扶養手当法
	20 歳未満の者	母子及び父子並びに寡婦福祉法
学童期	小学生年代	こども大綱
生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者(学齢生徒) 高等学校に在学する者(生徒)	学校教育法
思春期	中学生年代からおおむね 18 歳まで	こども大綱
青少年	小学校就学の始期から 18 歳未満までの者	豊田市青少年相談センター条例
青年期	おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者※も対象とする。 ※ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者(子供・若者育成支援推進大綱)	こども大綱
若者	思春期及び青年期の者	こども大綱

豊田市 こども・若者レポート

発行：豊田市（令和8（2026）年8月発行）

編集：豊田市こども・若者部 こども・若者政策課